

くにたちしだい　じ　けいかく 国立市第3次しょうがいしゃ計画

～しょうがいのある人^{ひと}が地域^{ちいき}であたりまえに暮らすために
みんなで協^{きょうりよく}力^{りき}するまち国立^{くにたち}の実現^{じつげん}～

そあん
(素案)

国立市しょうがいしゃ計画の構成内容

1. 「国立市しょうがいしゃ計画」の基本理念	1
2. 「国立市しょうがいしゃ計画」の位置づけ	2
3. 「国立市しょうがいしゃ計画」の対象期間	3
4. 「国立市しょうがいしゃ計画」策定の背景と趣旨	4
5. 計画におけるSDGsの取組	8
6. 国立市におけるしょうがいのある人に関する統計データ等	9
7. 「国立市しょうがいしゃ計画」等策定に係る実態調査の概要	18
8. 施策の体系	24
9. 基本方針	26
10. 計画の推進体制	83

※ しょうがいの表記については、法・制度に規定されている場合は「障害」とし、それ以外はひらがなとします。

※ 年の表記については、西暦年で表記し（カッコ）内に元号を記載しました。改元後は新元号に読み替えます。

参考. 目標値・見込量について・・・・・・・・・・・・・・85～132
(第7期国立市しょうがい福祉計画・第3期国立市しょうがい児福祉計画(素案))

1. 「^{くにたちし}国立市^{けいかく}しょうがいしゃ計画^{きほんりねん}」の基本理念

【^{きほんりねん}基本理念】

～しょうがいのある^{ひと}人が^{ちいき}地域であたりまえに^く暮らすために
みんなで^{きょうりょく}協力するまち^{くにたち}国立^{じつげん}の実現～

^{くにたちしだい}国立市第3次^じしょうがいしゃ^{けいかく}計画においては、^{じょうき}上記^{じつげん}の実現^むに向け、^{い か}以下の^{きほんりねん}基本理念を
^{かか}掲げます。

1. ^{とうじしゃぬ}当事者^{とうじしゃ}抜きに、^き当事者のことを決めないということを、^{すべ}全ての人が^{ひと}共通^{きょうつうにんしき}認識として持つこと。
2. しょうがいのある^{ひと}人ひとりひとりが^{きほんてきじんけん}基本的人権^うを生まれながらにして^も持っていることを、^{すべ}全ての人が^{ひと}共通^{きょうつうにんしき}認識として持つこと。
3. しょうがいのある^{ひと}人の^{じぶん}自分らしい^く暮らしの^{じつげん}実現^むに向けた^{じ こ}自己選択・^{せんたく}自己決定^{じ こ}決定^{けつてい}の^{そんちょう}尊重
4. しょうがいのある^{ひと}人の^{あんしん}安心・^{あんぜん}安全な^{せいかつ}生活^{じつげん}の実現

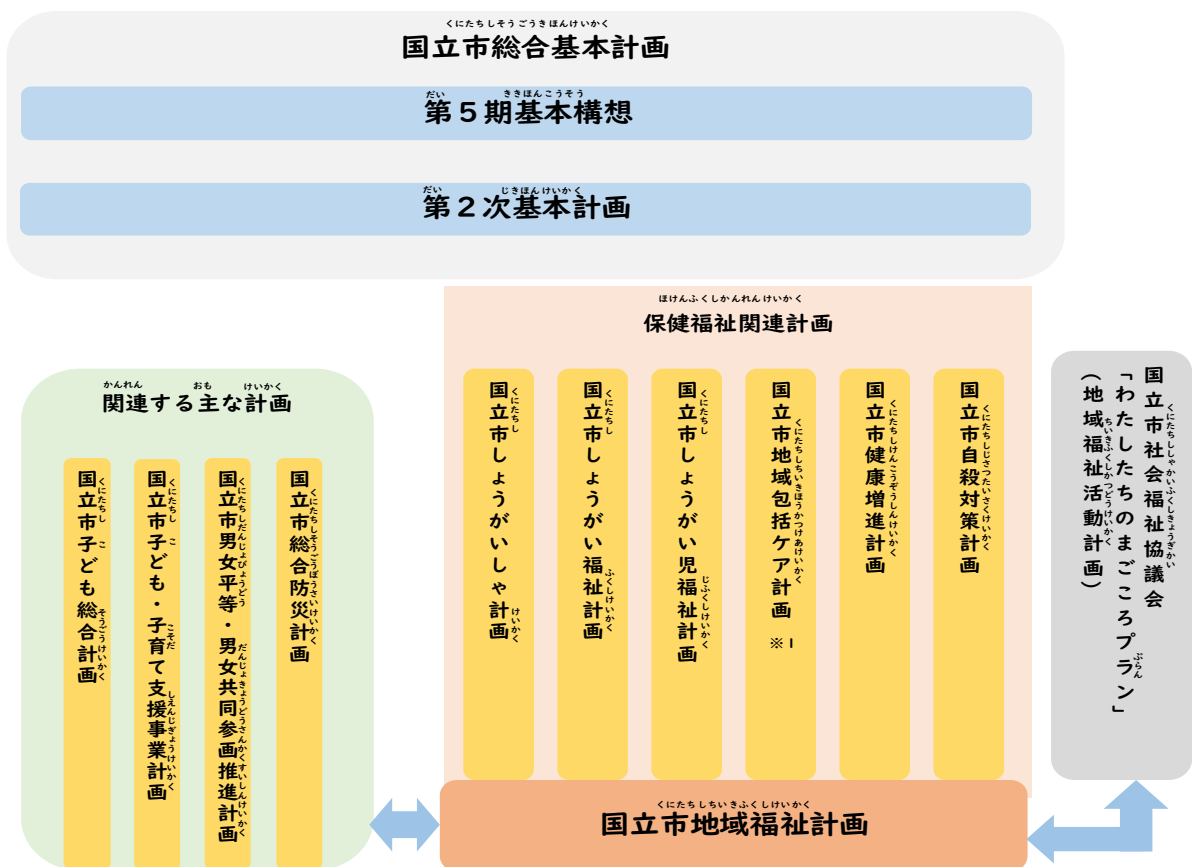
2. 「国立市しょうがいしゃ計画」の位置づけ

国立市における『障害者計画』と『障害福祉計画』・『障害児福祉計画』

障害者計画は、障害者基本法を根拠に策定する計画です。主に、しょうがい福祉施策推進のための理念、方向性を定めるものです。国では内閣府が障害者基本計画を定めており、都道府県はこれを受けてそれぞれ都道府県障害者計画を策定しています。

また、市町村においてはこれらを基本として、市町村ごとのしょうがいのある人の状況等を踏まえ障害者計画を定めることとされています。

本計画は、市の基本構想・基本計画を上位計画として、関連計画との整合性をもち、「国立市しょうがい福祉計画」・「国立市しょうがい児福祉計画」との調和を保ちながら策定される計画です。市の基本構想・基本計画、関連計画とは以下のとおりとなります。



※1 第8期国立市介護保険事業計画と第6次国立市高齢者保健福祉計画を一体として策定した計画

3. 「^{くにたちし}国立市^{けいかく}しょうがい^{たいしょうきかん}しゃ計画」の対 象 期 間

「^{くにたちし}国立市^{けいかく}しょうがい^{たいしょうきかん}しゃ計画」の対 象 期 間 は、2024（^{れいわ}令和6）年度から 2029（^{れいわ}令和11）年度までの6か年を計画期間とします。また、「^{くにたちし}国立市^{ふくしけいかく}しょうがい福祉計画」及び「^{くにたちし}国立市^{ふくしけいかく}しょうがい児福祉計画」については、国が、2024（^{れいわ}令和6）年度から2026（^{れいわ}令和8）年度までの3年間について基本指針を示していることから、^{もくひょうちとう}目標値等を定めています。

なお、^{かんれん}関連する他の計画の対 象 期 間 は次のとおりです。

【^{かんれんけいかく}関連計画^{けいかくきかん}の計画期間】

	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)	2031年度 (R13)
基本構想	第5期基本構想（2016年度～2027年度）						第6期基本構想		
基本計画	第1次	第2次基本計画（2020年度～2027年度）					第3次基本計画（2026年度～2029年度）		
地域福祉計画	第三次地域福祉計画（2023年度～2028年度）						第四次		
しょうがいしゃ計画		第3次しょうがいしゃ計画（2024年度～2029年度）						第4次	
しょうがい福祉計画	第6期	第7期		第8期			第9期		
しょうがい児福祉計画	第2期	第3期		第4期			第5期		
高齢者保健福祉計画		介護保険事業計画と一体			介護保険事業計画と一体			介護保険事業計画と一体	
介護保険事業計画	第8期	第9期		第10期			第11期		
健康増進計画	第2次健康増進計画			第3次健康増進計画					
自殺対策計画	第1次自殺対策計画（2022年度～2026年度）				第2次自殺対策計画				
国立市地域福祉活動計画 （わたしたちのまごころプラン）	第3期地域福祉活動計画				第4期地域福祉活動計画				

4. 「^{くにたちし}国立市^{けいかく}しょうがいしゃ^{さくてい}計画^{はいけい}」^{しゅし}策定の背景と趣旨

障害者基本法では、全ての国民が、しょうがいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、しょうがいしゃの自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することと規定されています。

そして、2015（平成27）年には、障害者基本法第11条第3項に基づき「国立市しょうがいしゃ計画」を策定、2021（令和3）年には、障害福祉サービス等の見込量や確保のための方策を定める「第6期国立市障害福祉計画」・「第2期国立市障害児福祉計画」を策定し、これまでしょうがいしゃ施策の推進に努めてきました。

2011（平成23）年には改正「障害者基本法」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、2012（平成24）年「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、2013（平成25）年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を制定し、我が国は2014（平成26）年1月、障害者の権利および基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者権利条約」に批准しました。

条約批准後、障害者に対する「合理的配慮」の提供を行政だけでなく、民間事業者にも義務化した「改正障害者差別解消法」（2021（令和3）年）、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」（2022（令和4）年）が制定されるなど障害者の権利および基本的自由の享有に関する法整備が順次、進められてきました。

しかしながら、2022（令和4）年8月の国連での障害者権利条約対日審査の総括所見において、施設からの地域移行が進んでいない等の勧告・要請を受け、我が国は国際社会から障害者の権利および基本的自由の享有に向けたさらなる取り組みを求められています。

【図表】障害福祉の動向（主な法改正・制度改正等）

2015 (平成27)年	9月	「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」《施行》 しょうがいのある人があたりまえに暮らすまちの実現に向けて、しょうがいのある人への合理的配慮の提供や差別的取り扱いの禁止を規定するとともに、しょうがいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とした条例
2016 (平成28)年	4月	障害者差別解消法《施行》 障害を理由とした不当な差別的取り扱いを禁止し、行政等に合理的配慮の提供を求めることにより、障害による差別を解消し、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的とした法律
		改正障害者雇用促進法《施行》（一部2018（平成30）年4月施行） 雇用分野における障害を理由とした差別の禁止、合理的配慮の提供の義務化、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に追加
	5月	成年後見制度利用促進法《施行》 成年後見制度の利用促進について、基本理念を定め、国の責務等を明らかにした法律
	8月	改正発達障害者支援法《施行》 - 基本理念の新設、国および自治体の責務を一部追加 - 発達障害者の定義の見直し - 国民、事業者および高等教育機関の責務を一部追加
2017 (平成29)年	10月	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（改正住宅セーフティネット法）《施行》 セーフティネット住宅の登録制度、入居支援
2018 (平成30)年	4月	改正障害者総合支援法および改正児童福祉法《施行》 - 新サービスの創設「自立生活援助」「就労定着支援」「居宅訪問型児童発達支援」 - 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 - 障害児福祉計画の策定義務 - 医療的ケアを要する障害児支援（2016（平成28）年6月施行）

	6月	しょうがいしゃぶんかげいじゅつかつどうすいしんほう せこう 障害者文化芸術活動推進法《施行》 しょうがい ひと ぶんかげいじゅつ かんしょう さんか そうぞう かんきょうせいび しえん 障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるように環境整備や支援を そくしん もくてき ほうりつ 促進することを目的とした法律
	10月	とうきょうとしょうがいしゃ りかいそくしんおよ さべつかいしょう すいしん かん しょうれい せこう 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例《施行》 しょうがい りゆう とする さべつ かいしょう すいしん かん きほんりねん きた とうきょうと とみん 障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、東京都、都民お よび事業者の責務を明らかにした条例
	11月	かいせいこうれいしゃ しょうがいしゃとう いどうとう えんかつか そくしん かん ほうりつ 改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (かいせい バリアフリー法) 《施行》 きょうせいしゃかい じつげん しゃかいてきしょうへき じよきよ めいかくか ・共生社会の実現や社会的障壁の除去について明確化
2019 (平成31)年	4月	かいせい ほう せこう 改正バリアフリー法《施行》 こうきょうこうつうじぎょうしゃなど いっだいてき とりくみ すいしん ・公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進
	6月	しかくしょうがいしゃなど どくしょかんきょう せいび すいしん かん ほうりつ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 (どくしょ バリアフリー法) 《施行》 しょうがい うむ すべて こくみん ひと どくしょ つう じ かつじぶんか 障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の おんけい う しゃかい じつげん もくてき ほうりつ 恩恵を受けられる社会の実現を目的とした法律
2020 (令和2)年	4月	かいせいしょうがいしゃこようそくしんほう せこう いちぶ れいわがん ねんせこう 改正障害者雇用促進法《施行》(一部2019(令和元)年施行) こうてき かん しょうがいしゃかつやくすいしんけいかく さくせい こうひょう ぎ せ せ ・公的機関による障害者活躍推進計画の作成、公表の義務化 しょうがいしゃこようりつきんていだいしょう しょうがいしゃ かくにん かん しょうれい ほんきん ぎ せ ・障害者雇用率算定対象の障害者の確認に関する書類の保存義務 たんじかん しゅうろつかのう しょうがいしゃ こようきかい かくほ ・短時間であれば就労可能な障害者の雇用機会の確保 ちゅうしょうきぎょう しょうがいしゃこよう すいしん ・中小企業における障害者雇用の推進
	6月	かいせい ほう せこう 改正バリアフリー法《施行》 しちょうそんとう こころ すいしん ・市町村等による「心のバリアフリー」の推進
	12月	ちょうかくしょうがいしゃとう でんわ りよう えんかつか かん ほうりつ せこう 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律《施行》 くになど せきむ きほんほうしん さくてい きた こうきょう でんわ 国等の責務および基本方針の策定について定め、公共インフラとしての「電話リ レーサービス」を制度化し、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るこ とを目的とした法律

2021 (令和3) 年	9月	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律《施行》 国や地方自治体が医療的ケア児とその家族に対する支援に責務を負うことを初めて明文化した法律
2022 (令和4) 年	5月	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法《施行》 障害のある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした法律
	8月	障害者権利条約の対日審査《実施》 国連障害者権利委員会による条約の実施状況の審査が行われ、9月に総括所見が公表された
	9月	東京都手話言語条例《施行》 手話を必要とする人の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現を目的とした条例
	12月	障害者総合支援法など8法一括改正法《制定》 (一部を除き2024(令和6)年4月施行) ・障害のある人の住まいや働き方の幅を広げることが柱 ・新サービスの創設「就労選択支援」 ・精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備：「入院者訪問支援事業」 「精神科病院における虐待通報制度」の創設
2023 (令和5) 年	3月	第5次障害者基本計画《策定》 障害者施策に関する国の基本計画。計画期間は、2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までの5年間
	4月	こども家庭庁《新設》 障害児に関する事業所管が、従来の厚生労働省等から移管
	9月	国立市手話言語条例《施行》 手話を必要とする市民が、手話言語を使用しやすい環境を構築し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目的とした条例

5. 計画におけるSDGsの取組

SDGs（Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）とは、2015（平成27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられている2030（令和12）年までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットです。

発展途上国向けの開発目標である「MDGs（ミレニアム開発目標）」の後継として採択され、発展途上国のみならず、先進国を含む国際社会全体の開発目標です。

地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

国立市においては、国立市総合基本計画の中で、基本構想に掲げた9つの施策ごとにSDGsの17のゴールと関連づけ、施策の展開に取り組んでいます。本計画において、SDGsの17のゴールのうち特に関連が深いものは、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「16 平和と公正をすべての人に」です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



6. 国立市におけるしょうがいのある人に関する統計データ等

『障害者計画』は、市町村ごとのしょうがいのある人の状況等を踏まえて定めることとされています。国立市におけるしょうがいのある人に関する統計データは次のとおりとなっています。

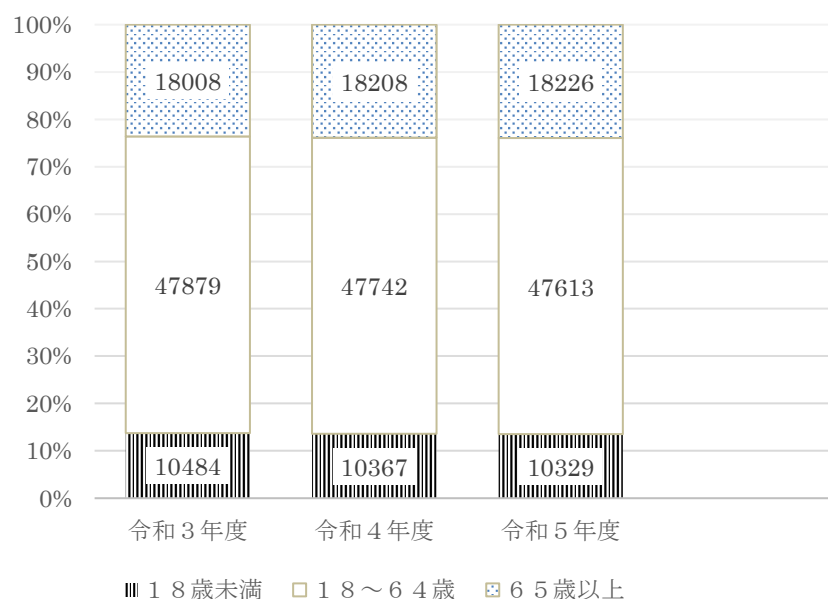
(1) 人口の現状と推移（各年1月1日時点）

国立市の総人口は、2021（令和3）年の76,371人から、2023（令和5）年の76,168人と3年間で203人（0.3%）の減少となっております。一方で、65歳以上の高齢者人口は増加しており、2021（令和3）年に比べ、2023（令和5）年では218人（1.2%）の増加となっています。

単位：人

項目	2021（令和3）年	2022（令和4）年	2023（令和5）年
18歳未満	10,484	10,367	10,329
18～64歳	47,879	47,742	47,613
65歳以上	18,008	18,208	18,226
合計	76,371	76,317	76,168

年代別の人口構成比

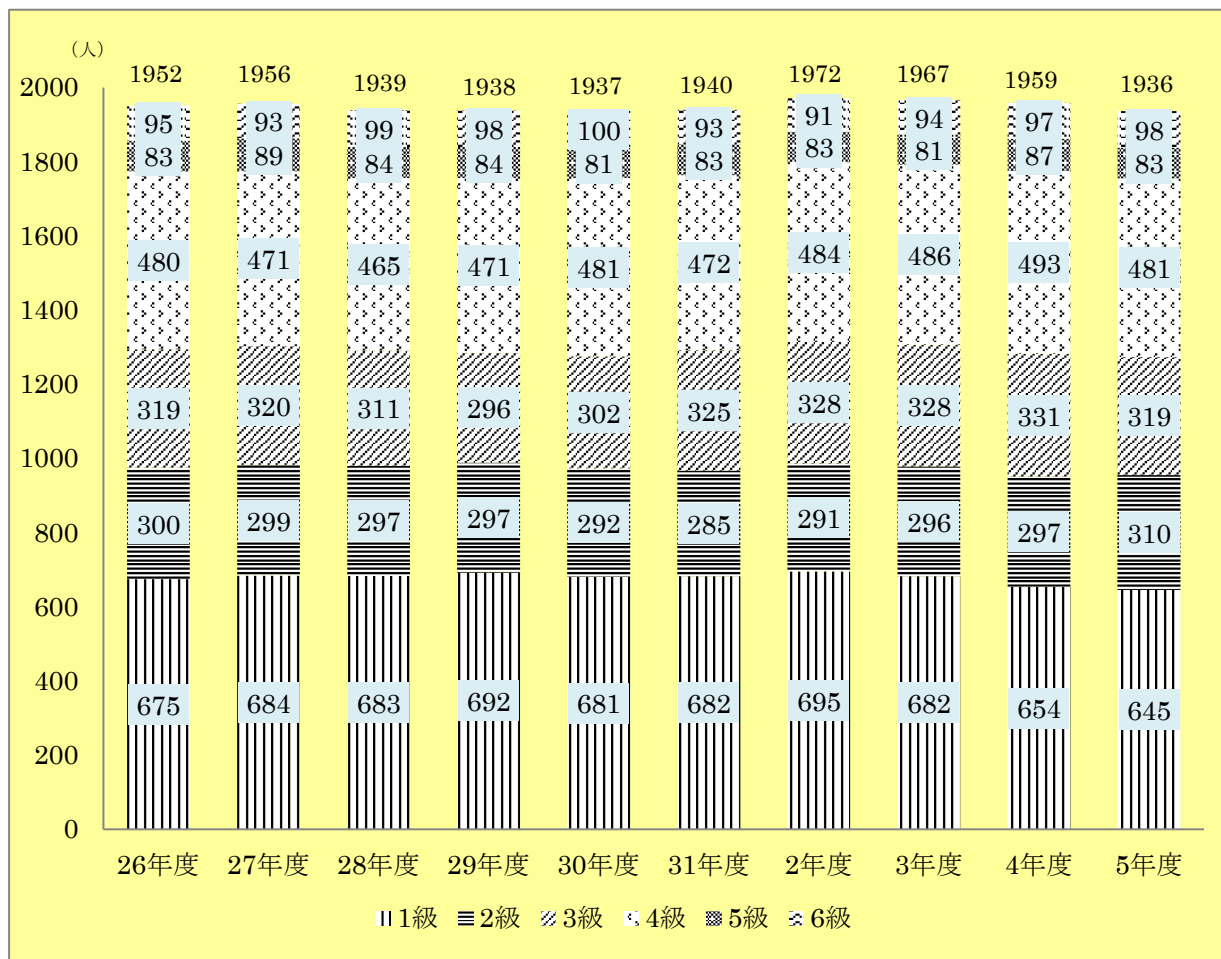


(2) しょうがいのある人の状況

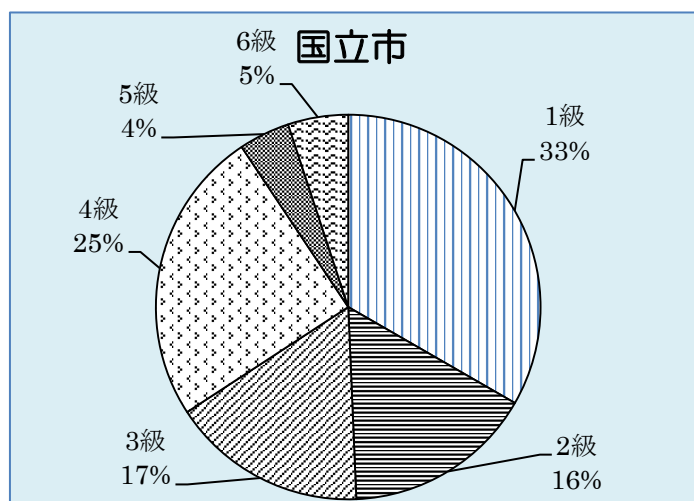
① 身体障害者手帳所持者に関する推移等

ア 国立市における身体障害者手帳所持者数の推移

(各年4月1日現在。満18歳未満を含む総数。)



《国立市の令和5年度における1～6級の人の構成比》

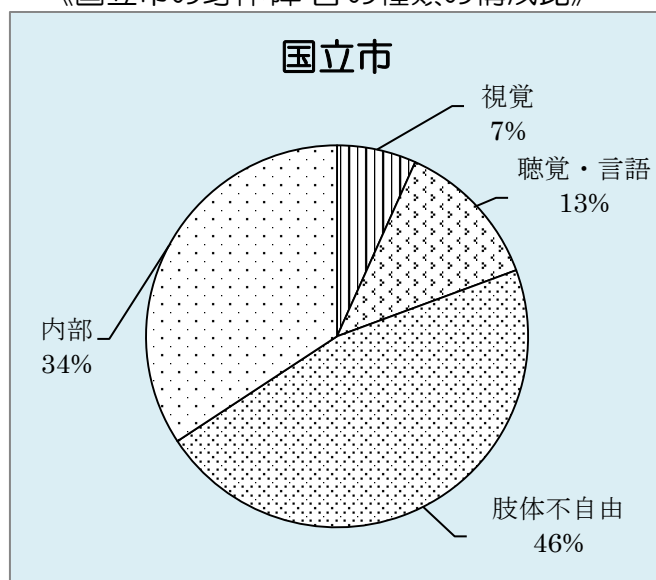


イ くにたちしにおける身体障害の種類状況

(2023(令和5)年4月1日現在) 単位：人

障害の種類	65歳未満	65歳以上	合計
総数	667	1,269	1,936
視覚障害	51	79	130
聴覚・言語障害	87	158	245
肢体不自由	340	558	898
内部障害	189	474	663

《国立市の身体障害の種類構成比》



《ポイント》

くにたちしでは、だいたい1,900人の人が、体にしょうがいがある。

目の見えにくい人が100人くらい。

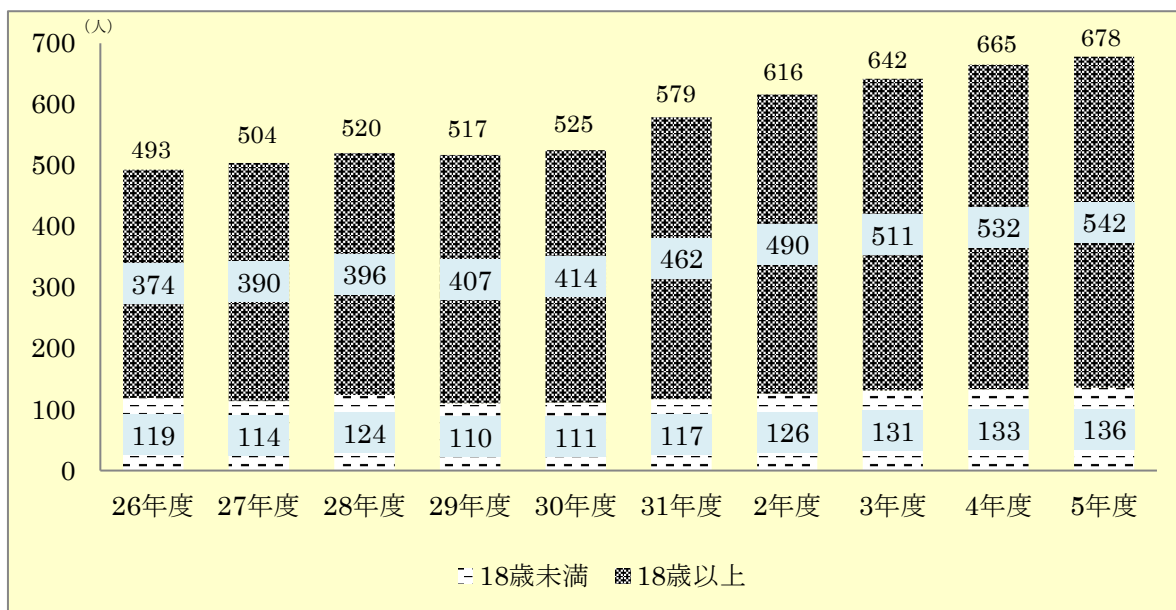
耳の聞こえにくい人が200人くらい。

体に不自由がある人が900人くらい。

体の内部にしょうがいのある人が700人くらい。

② 愛の手帳所持者に関する推移等

ア 国立市における愛の手帳所持者数の年齢階層別推移

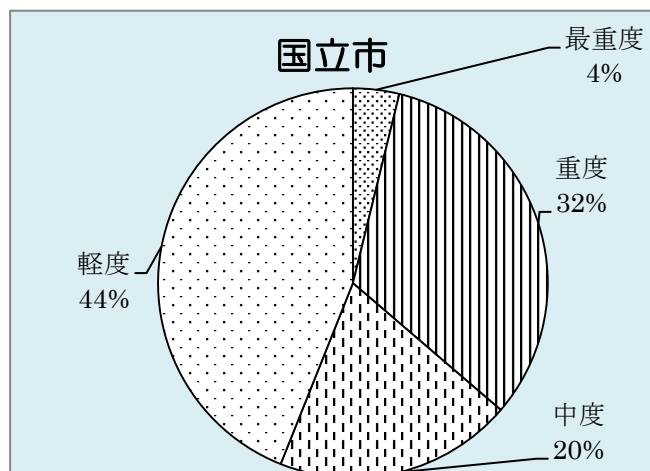


イ 国立市における愛の手帳所持者の状況

(2023(令和5)年4月1日現在) 単位：人

	総数	最重度 (1度)	重度 (2度)	中度 (3度)	軽度 (4度)
総数	678	26	220	134	298
知的障害児 (18歳未満)	136	2	30	24	80
知的障害者 (18歳以上)	542	24	190	110	218

《国立市の知的障害の階層の構成比》



《ポイント》

くにたちしでは、だいたい
700人の人に、知的のしょう
がいがある。

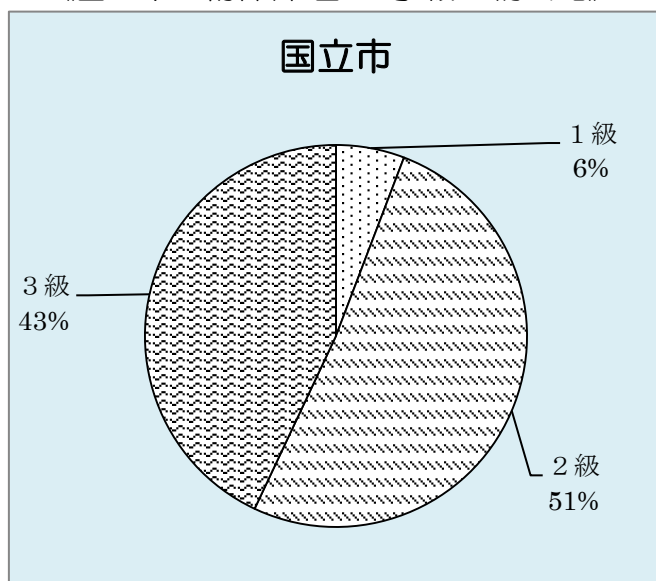
③ 精神障害者保健福祉手帳所持者に関する状況

ア 国立市における精神障害者保健福祉手帳の所持者数

(2023 (令和5) 年4月1日現在) 単位：人

総数	1級	2級	3級
1,035	60	530	445

《国立市の精神障害の等級の構成比》

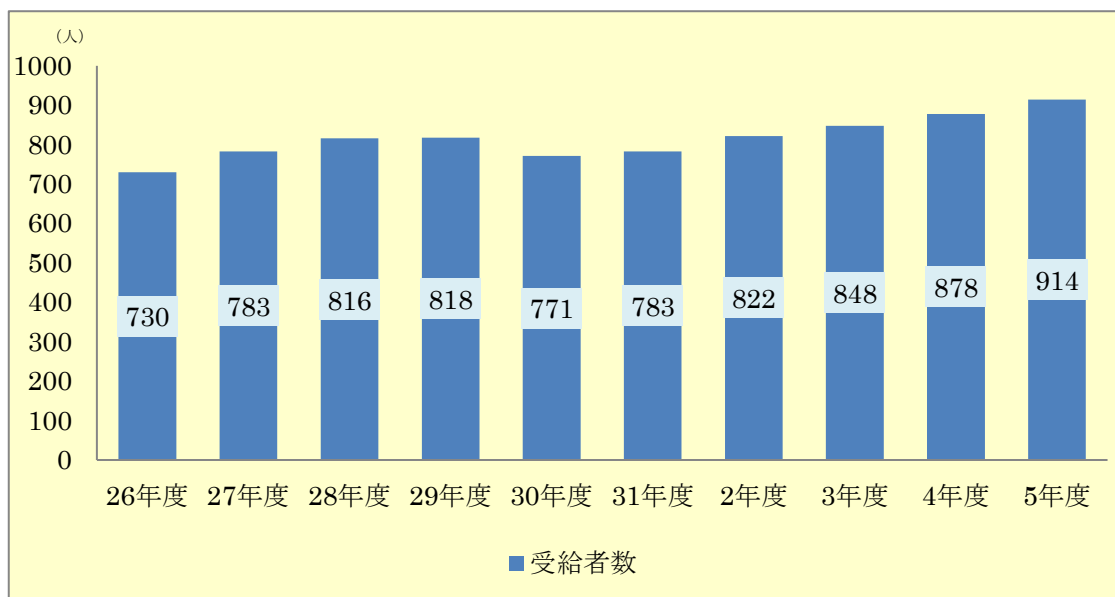


《ポイント》

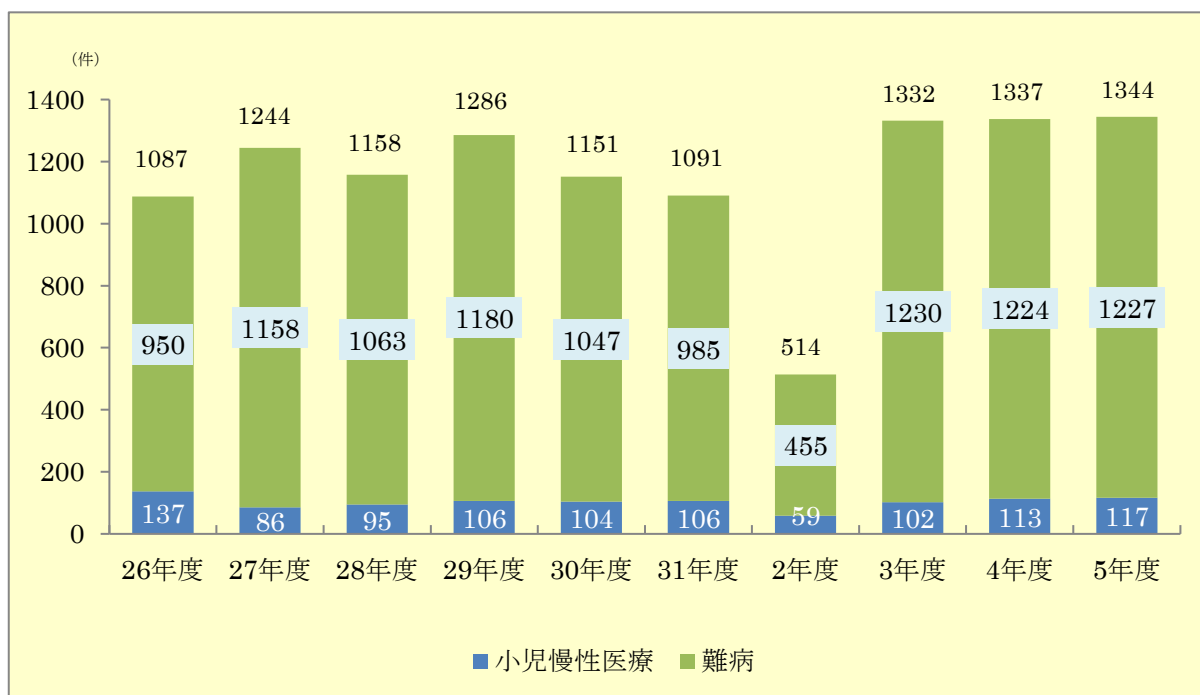
くにたち市では、だいたい
1,000人の人に、精神のし
ょうがいがある。

(3) 難病患者に関する推移等

ア 国立市における特殊疾病者等福祉手当受給者数



イ 国立市における難病医療等受付件数



《ポイント》

くにたち市では、900人くらいの人
が
な お
びょうき
治りにくい病気にかかっている。

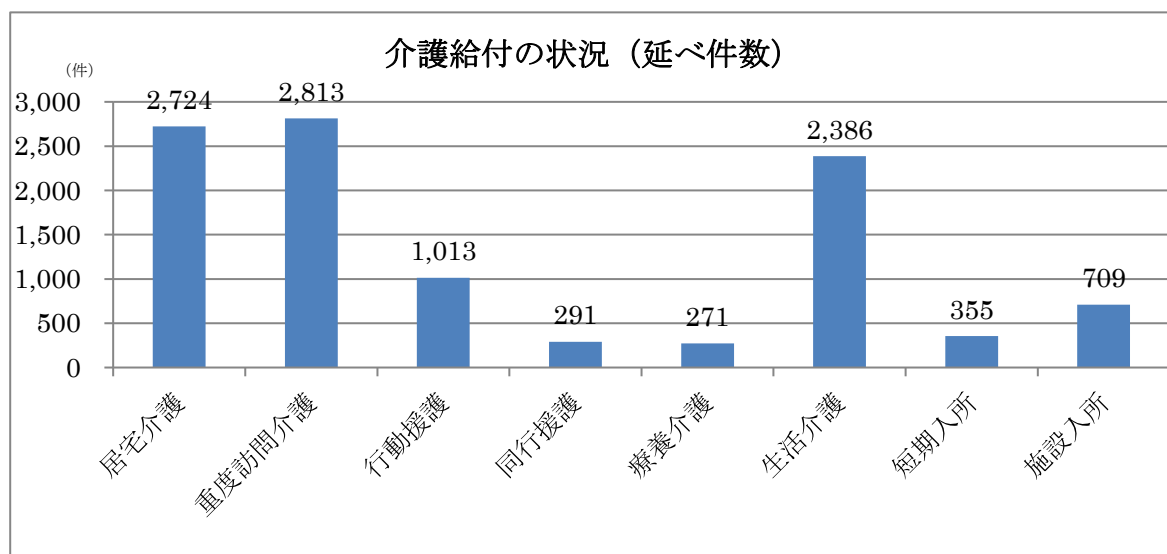
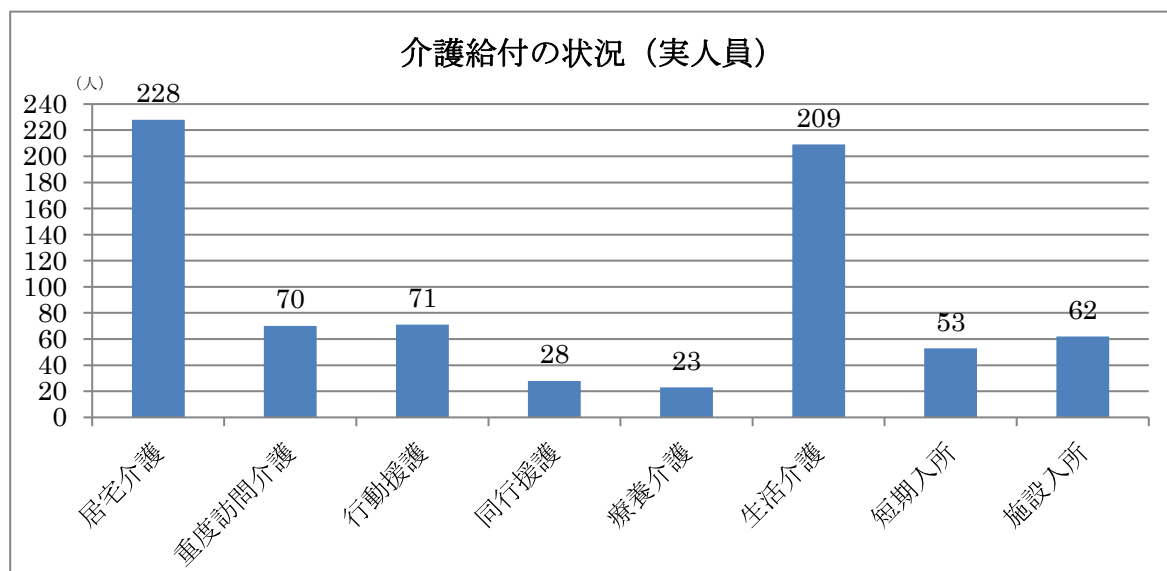
(4) 国立市における障害福祉サービスの利用状況

① 障害福祉サービス別の利用状況 (2022(令和4)年度)

ア 介護給付費

(※)「重度包括支援」は給付なし

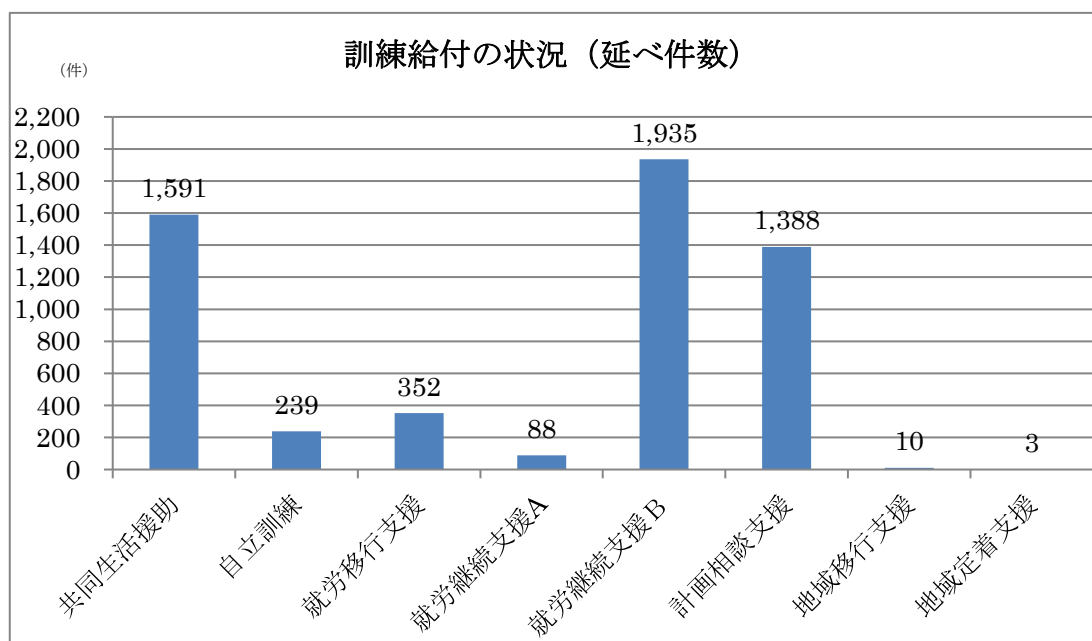
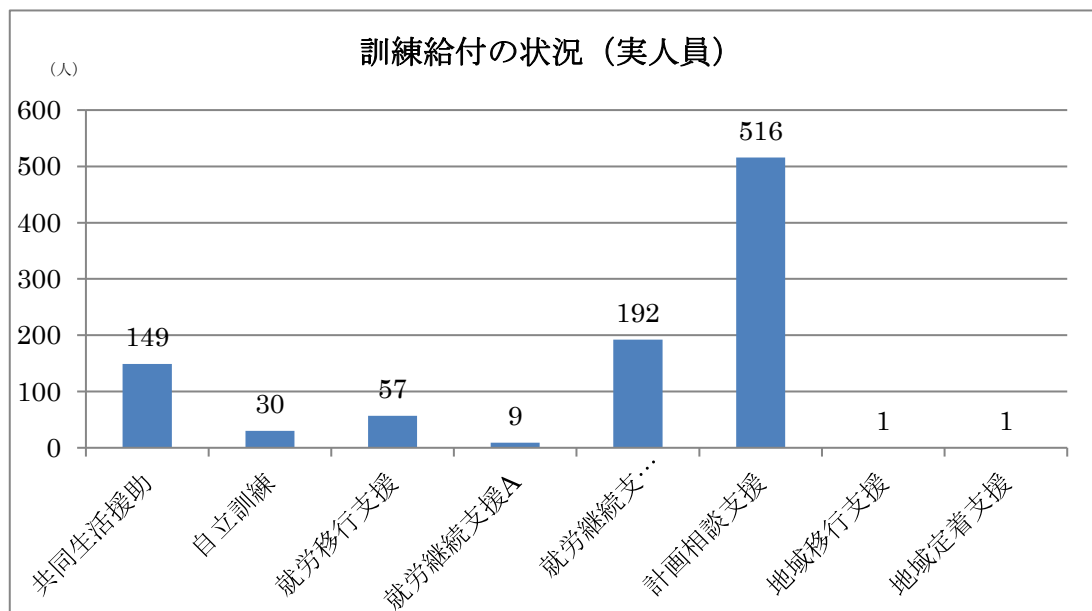
	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	療養介護	生活介護	短期入所	施設入所
実人員 (人)	228	70	71	28	23	209	53	62
件数 (延べ件数)	2,724	2,813	1,013	291	271	2,386	355	709
支給量 時間	37,025	308,411	20,041	3,829	8,203	43,542	2,062	21,353
金額 (千円)	151,546	931,698	89,463	12,260	69,844	586,931	28,506	124,732



イ 訓練等給付費

	共同生活 援助	自立訓練 宿泊・ 機能・生活	就労 移行支援	就労継続 支援A	就労継続 支援B	計画相談 支援	地域 移行支援	地域 定着支援
実人員 (人)	149	30	57	9	192	516	1	1
件数 (延べ件数)	1,591	239	352	88	1,935	1,388	10	3
支給量	43,466日	2,819日	5,511日	1,492日	27,919日	1,410件	10件	4件
金額 (千円)	431,847	28,776	61,329	12,506	209,531	23,947	256	11

※「就労移行支援（養成施設）」は給付なし。



② 国立市内に事業所を有する障害福祉サービス事業者数

(2024 (令和6) 年7月時点)

事業種別			事業所数	基準該当事業所数
訪問系	居宅介護		31	6
	重度訪問介護		31	7
	行動援護		10	2
	同行援護		8	
日中活動系	生活介護	生活介護	4	
		多機能型事業所（生活介護）	3	
		障害者支援施設（生活介護）	3	
	多機能型事業所・自立訓練（生活訓練）		3	
	就労支援	就労移行支援	2	
		多機能型事業所（就労移行支援・ 一般型）	2	
		就労継続支援A型	2	
		就労継続支援B型	4	
		多機能型事業所（就労継続支援B型）	4	
	短期入所		7	
居住系	共同生活援助		28	
	施設入所支援		2	
計画相談	一般相談支援		3	
	特定相談支援		12	
障害児支援	障害児相談支援		7	
	福祉型障害児入所施設		1	
	児童発達支援		8	
	放課後等デイサービス		15	
	保育所等訪問支援		1	

※複数の事業を実施している場合あり。

7. 「^{くにたちし}国立市^{けいかく}しょうがいしゃ^{とうさくてい}計画^か」^か等^{じったいちようさ}策定^{がいよう}に係る^{がいよう}実態調査の概要

しょうがいしゃ^{けいかくさくてい}計画策定の基礎資料とするため、障害者手帳所持者等^{き そ しりょう}を対象とし^{しょうがいしゃてちょうしょじしゃなど}て、実態調査を実施しました。調査の概要は以下のとおりです。^{たいしりょう}

(1) ^{ちょうさたいしりょうしゃ}調査対象者

1,500人（^{にん}障害者手帳を所持する方等、^{しりょう}約3,500人から^{む さく いちゆうしゅつ}無作為抽出）

(2) ^{ちょうさほうほう}調査方法

^{たいしりょうしゃ}対象者の^{げんじゅうしょち}現住所地に^{ちょうさひょう}調査票を^{ゆうそう}郵送、^{かいとう}回答を^{きにゅう}記入した^{ちょうさひょう}調査票の^{へんそう}返送を^{いらい}依頼

(3) ^{ちょうさきかん}調査期間

2023（^{れいわ}令和5）年9月21日から2023（^{れいわ}令和5）年10月31日

(4) ^{かいとうじょうきょう}回答状況

^{かいしゅうすう}回収数 774件（^{けん}有効回収率 ^{ゆうこうかいしゅうりつ} 51.6%）

(5) ^{かいとう}回答の概要

■^{にん}774人のうち、^{ほんにん}本人からの^{かいとう}回答が62.3%であった。

■^{ねんれい}年齢は、「^{さいだいいじょう}80歳代以上」が23.5%で^{もっと}最も多く、次いで「^{さいだい}70歳代」（20.8%）、
「^{さいだい}60歳代」（12.8%）、「^{さいい か}19歳以下」（12.5%）であった。

■^{せいべつ}性別は、「^{だんせい}男性」が51.3%、「^{じょせい}女性」が46.3%であった。

■^{しよくぎょう}職業は、「^{むしよく}無職」が53.9%で^{もっと}最も多く、次いで「^{かいしやいん}会社員」（11.9%）、「^たその他」（10.9%）であった。

■^{きょじゅうねんすう}居住年数は、「^{ねんいじょう}30年以上」が46.1%で^{もっと}最も多く、次いで「^{ねんいじょう}10年以上～
^{ねんみまん}20年未満」（15.8%）、「^{ねんいじょう}20年以上～^{ねんみまん}30年未満」（15.4%）であった。

■^{じゅうきょけいたい}住居形態は、「^{も いえ こ だ}持ち家（戸建て）」が43.5%で^{もっと}最も多く、次いで「^{も いえ}持ち家
（^{ぶんじょう}分譲マンションなど^{しゅうごうじゅうたく}集合住宅）」（15.5%）、「^{みんかん}民間の^{ちんたいじゅうたく}賃貸住宅」（15.2%）
であった。

■^{どうきょかぞく}同居家族については、「いる」が74.4%で、「いない」が22.0%であった。

- 回答者のしょうがいの状況は、「身体障害者手帳」が61.5%で最も多く、次いで「愛の手帳」(15.5%)、「難病がある」(12.8%)であった。
- しょうがい福祉のサービスの利用状況は、「利用していない」が49.6%、「利用している」が42.9%であった。
- 利用しているしょうがい福祉のサービスは、「福祉タクシー券事業」が24.9%で最も多く、次いで「放課後等デイサービス」(14.9%)、「計画相談支援」(12.7%)であった。
- 今後利用したいしょうがい福祉サービスは、「福祉タクシー券事業」が27.2%で最も多く、次いで「相談支援事業」(18.0%)、「生活介護」(17.6%)であった。
- 暮らしている地域には、医療機関が充実しているかについては、「非常にあてはまる」と「ある程度あてはまる」を合わせた『あてはまる』は60.9%となっている。
- 暮らしている地域では、日常の買い物に不便があるかについては、「非常にあてはまる」と「ある程度あてはまる」を合わせた『あてはまる』は22.6%となっている。
- 暮らしている地域では、飲食を楽しめる場所が充実しているかについては、「非常にあてはまる」と「ある程度あてはまる」を合わせた『あてはまる』は37.7%となっている。
- 暮らしている地域では、公共交通機関で好きな時に好きなところへ移動できるかについて、「非常にあてはまる」と「ある程度あてはまる」を合わせた『あてはまる』は57.6%となっている。
- 暮らしている地域には、楽しい時間を過ごせる娯楽施設があるかについて、「非常にあてはまる」と「ある程度あてはまる」を合わせた『あてはまる』は16.9%となっている。

■身近な周りの人も楽しい気持ちでいると思うかについては、「非常にあてはまる」と「ある程度あてはまる」を合わせた『あてはまる』は33.0%となっている。

■住んでいるところには、心地よい場所があるかについては、「非常にあてはまる」と「ある程度あてはまる」を合わせた『あてはまる』は46.6%となっている。

■暮らしている地域は、防犯対策が整っており治安がよいと思うかについては、「非常にあてはまる」と「ある程度あてはまる」を合わせた『あてはまる』は45.3%となっている。

■現在の幸福度については、「とても幸せを」10点とした場合に、5点（20.3%）が最も高く、8点が19.6%、7点が12.5%の順となっている。

■幸福度を考える際に重視したことについては、「健康状況」（65.8%）が最も高く、次いで、「家計の状況」（所得・消費）（49.4%）、「家族関係」（46.8%）であった。

■生活している地域の暮らしの満足度は、「とても満足」を10点とした場合、5点（22.4%）が最も高く、8点（19.0%）、7点（17.7%）と続いている。

■今後どのように暮らしたいかについては、「家族・親族と一緒に暮らしたい」（52.3%）が最も高く、「わからない」が18.6%、「ひとりで暮らしたい」が14.7%で続いている。

■災害時の対策については、「食料や水などの防災用品を用意している」（45.1%）が最も高く、「避難場所を確認している」（44.2%）、「家具に転倒防止の対策をしている」（26.9%）と続いている。

■現在の就労状況については、「働いていない」（57.6%）が最も高く、「正規の職員・従業員として働いている」が12.4%、「以前働いていたが、現在は働いていない」11.1%と続いている。

■最近1か月の間に働いた日数については、「16～20日」が42.3%で最も多く、「21日以上」(25.9%)、「11～16日」(10.0%)と続いている。

■最近1か月の間に働いた1日当たりの就業時間については、「7時間以上、8時間未満」と「8時間以上」を合わせた『7時間以上』が50.9%で最も多く、次いで「6時間以上、7時間未満」(14.5%)、「5時間以上、6時間未満」(10.5%)の順となっている。

■働くために必要なことについては、「心身の健康状態の維持、向上」(82.3%)が最も高く、「自分自身の意欲」が54.1%、「体調を考慮した勤務時間、休憩、休暇などへの配慮」が43.2%で続いている。

■現在働いていない方が、今後働きたいと思っているかについては、「いいえ」が63.3%、「はい」が25.2%であった。

■現在働いていない理由については、「高齢のため」(42.7%)が最も高く、「しょうがいや病気などのため」が39.8%、「体力的に不安があるため」が21.4%で続いている。

■現在通園・通学をしているかについては、「していない」が74%、「している」が14.5%であった。

■通園・通学をするうえで困っていることについては、「特にない」(62.5%)が最も高く、「通園・就学先が遠い」(20.5%)、「通園・通学の付き添いの確保が難しい」(11.6%)と続いている。

■国立市でフルインクルーシブ教育を進めるために必要なことについては、「バリアフリー等の環境整備」(32.7%)が最も高く、「補助員等支援スタッフの増員」(27.3%)、「地域の理解」(25.8%)と続いている。

■この1年間に参加した余暇活動や社会参加については、「活動していない」(37.6%)が最も高く、「コンサート、映画、スポーツなどの鑑賞」が33.5%、「スポーツやレジャーなどへの参加」が20.8%と続いている。

- 余暇活動や社会参加をするうえで、特に妨げになっていることについては、
「特にない」（34.9%）が最も高く、「電車やバスなどを使っ^{つか}ての移動^{いどう}が
しづらい」が16.1%、「経済的に余裕がない」が14.1%と続いている。
- 地域で安心して暮らしていくために重要な事^{じゅうよう こと}については、「しょうがいや
病気に対する理解^{りかい}の促進^{そくしん}」（34.9%）が最も高く、「経済的支援^{けいざいてきしえん}の充^{じゅうじつ}実^{じつ}」
が28.4%、「医療^{いりよう}やリハビリテーションの充^{じゅうじつ}実^{じつ}」が25.3%と続いている。
- 暮らしている地域には、困ったときに相談^{そうだん}できる人が身近^{ひと みちか}にいるかについて
は、「非常^{ひじょう}にあてはまる」と「ある程度^{ていど}あてはまる」を合わせた『あてはま
る』が41.3%であった。
- 暮らしている地域には、どんな人の意見^{いけん}でも受け入れる雰囲気^{ふんいき}があるかにつ
いては、「全^{まった}くあてはまらない」と「あまりあてはまらない」を合わせた
『あてはまらない』が24.8%、「非常^{ひじょう}にあてはまる」と「ある程度^{ていど}あては
まる」を合わせた『あてはまる』が20.5%であった。
- 福祉関連^{ふくしかんれん}の情^{じょう}報^{ほう}の入^{にゅう}手^{しゅ}方法^{ほうほう}については、「東京都^{とうきょうと}や国立市^{くにたちし}の広^{こう}報^{ほう}紙^し」
（64.9%）が最も高く、「インターネット・SNS」（26.5%）、「テレ
ビ・ラジオ・新聞^{しんぶん}」（21.3%）と続いている。
- 国立市から生活に必要な情^{せい}報^{かつ}を集めようとするときに困ることについては、
「特に困ることはない」（58.4%）が最も高く、「パソコンや携帯電話^{けいたいでんわ}な
どの情^{じょう}報^{ほう}収^{しゅう}集^{しゅう}機^き器^きを使うことができない」（17.4%）、「広^{こう}報^{ほう}などの内容^{ないよう}
を理解^{りかい}できない」（10.5%）と続いている。
- 国立市以外から生活に必要な情^{せい}報^{かつ}を集めようとするときに困ることにつ
いては、「特に困ることはない」（58.9%）が最も高く、「パソコンや携帯^{けいたい}
電話^{でんわ}などの情^{じょう}報^{ほう}収^{しゅう}集^{しゅう}機^き器^きを使うことができない」（18.5%）、「支^し援^{えん}者^{しゃ}
が近^{ちか}くにいない」（9.3%）と続いている。
- 過去1年間にしょうがいや病気を理由^{りゆう}に不当^{ふとう}な差別^{さべつ}を受^うけたと感^{かん}じたことは
あるかについては、「ない」が82.4%であった。

■どのような時に差別を受けたと感じるかについては、「公共施設や交通機関
を利用する時」(35.8%)が最も高く、「情報を得たいとき、コミュニケーション
をとりたいとき」(26.3%)、「働きたいとき、働いているとき」
(22.1%)と続いている。

■差別を受けた時に相談をしたことがあるかについては、「ない」が65.8%で
あった。

■差別を受けたときにどこに相談したかについては、「家族」(61.6%)で最
も高く、「友人」(27.4%)、「その他」(26.0%)、国立市の相談窓口(19.2%)
と続いている。

8. 施策の体系

基本理念

しょうがいのある人が地域であたりまえに暮らすためにみんなで
協力するまち国立の実現

基本方針1

差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 差別、偏見をなくす
- (2) 権利擁護の推進と虐待の防止

基本方針2

住み慣れた地域生活継続のための支援、地域生活への移行

- (1) 自分らしい暮らしを送るための相談支援体制の充実
- (2) しょうがいのある人の意思の尊重及びそのための支援
- (3) 地域生活への移行支援
- (4) しょうがいのある人を支える人材の確保
- (5) 当事者及び関係者への支援及び連携の強化

基本方針3

すべての子どもが共に成長できる支援の充実・教育の振興

- (1) フルインクルーシブ教育を目指して
- (2) しょうがいのある子どもの健やかな育成のための福祉サービスの充実

基本方針4

情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1) しょうがい特性に配慮した情報提供体制の充実
- (2) 意思疎通支援の充実

き ほん ほうしん
[基本方針5]

こよう しゅうぎょう けいざいてきじりつ しえん
雇用・就 業・経済的自立の支援

- (1) しょうがい特性に^{とくせい}応じた^{おう}就 労支援・雇用促進^{しゅうろうしえん こようそくしん}
- (2) しょうがいのある^{ひと}人の福祉的^{ふくしてき}就 労支援^{しゅうろうしえん}
- (3) 新たな^{あら}働く^{はたら}場である、^ば「ソーシャルファーム」^{そうせつしえん}創設支援
- (4) しょうがいのある^{ひと}人の経済的^{けいざいてき}な自立^{じりつ}を支援^{しえん}

き ほん ほうしん
[基本方針6]

ほけん すいしん いりょう れんけいきょうか
保健の推進・医療との連携強化

き ほん ほうしん
[基本方針7]

あんぜん あんしん せいかつかんきょう せいび
安全・安心な生活環 境の整備

- (1) バリアフリーのまちづくりの^{すいしん}推進
- (2) しょうがい特性に^{とくせい}配慮^{はいりょ}した^{ぼうさいたいさく}防災対策^{すいしん}の推進
- (3) ^{ぼうはんたいさく}防犯対策^{すいしん}の推進

き ほん ほうしん
[基本方針8]

ぶん かげいじゅつかつどう どう しんこう
文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) ^{ぶん かがつどうなど}文化活動等^{しえん}の支援
- (2) しょうがいしゃスポーツ^{およ}及びイベント^{どう}等の振興^{しんこう}

き ほん ほうしん
[基本方針9]

し やくしょ はいりょ じゅうじつ
市役所における^{はいりょ}配慮^{じゅうじつ}の充 実

9. 基本方針

基本方針 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 差別、偏見をなくす

【課題】

実態調査によると、「あなたは、過去1年間にしょうがいや病気を理由に不当な差別を受けたと感じたことはありますか」という設問に対し、あると答えた人は、全体774人のうちの95人おり、12.3%を占めています。

障害者差別解消法は、全ての国民が、しょうがいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う社会の実現に向け、しょうがいを理由とする差別の解消を推進することを目的に制定され、その中で、しょうがいのある人の社会的障壁を除去するために、「合理的配慮」の必要性が示されました。

国立市においても、「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」（以下、「あたりまえ条例」という。）の中で、市、市民及び事業者は、社会的障壁の除去の実施について必要な合理的配慮をするよう努めるものとしています。

法律や条例の施行、これまでの取り組みにより合理的配慮の考え方については徐々に地域社会に浸透しつつあると思われますが、一方で、市役所においても、しょうがいのある人への配慮に欠けた不適切な窓口対応をされた等、当事者からは地域生活の様々な場面において、差別や偏見を感じることもあるとの意見も出されています。「差別や偏見は存在する」という強い認識に基づいた施策の展開が求められます。

また、差別や偏見とは別に、雇用、住居の確保などに不平等（格差）が存在するとの意見もあります。

【方向性】

合理的配慮は、個別の事案ごとに、しょうがい特性、具体的場面や状況に応じて

異なり、多様かつ個別性の高いものであり、適切な対応のためには、市民一人ひとりが障害者差別解消法の趣旨について理解を深めることが不可欠です。また、合理的配慮を的確に行うには、ハード面のみならずソフト面を含めた環境の整備を併せて進めることも重要です。そのために、しょうがいの種別による特性や、関わり方を知ること、それぞれが地域生活においてどのような困難を抱えているかについて、子どもから大人まで周知・啓発を進めます。また、同じ市民であるという立場での様々なイベント等の交流の機会を通して「こころのバリアフリー¹」を進めていきます。

しょうがいのある人への差別の解消を進めるためにはしょうがいのある人自身が必要な時に意思表示や相談ができることが重要であるため、漫画やイラストを用いたリーフレットを作成するなど、しょうがいのある人自身が理解を深められる取り組みを実施します。

障害者差別解消法において市役所として「職員対応要領」の策定が求められていますが、国立市においては未策定であるため、早急に取り組む必要があります。また、職員に対しては、当事者から直接話を聞く研修を行うことで、しょうがいのある人の人権・権利擁護等の意識向上を図っていきます。併せて、引き続き市が行う事務・事業において合理的配慮が適切に提供されるよう努めます。

しょうがいを理由とする差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うために、障害者差別解消法に規定されている「障害者差別解消支援地域協議会」についても設置に向けての取り組みをいたします。

2024（令和6）年4月から施行された、「改正障害者差別解消法」により、民間事業者にも合理的配慮の提供が義務付けられたことから、民間事業者が適切に対応できるよう、事業者向けに具体的な例を示すなど工夫をし講演やイベント等による

¹ こころのバリアフリー：「障害」は個人の心身機能のしょうがいと社会的障壁（社会生活や日常生活を困難にさせる“バリア”）の相互作用によって創り出されているものであり、その社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方をすべての人が理解し、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の心の在り方を変えていくこと。

周知、啓発に努めます。また、引き続き広く市民に対しても障害者差別解消法等の意義や趣旨等について、理解を深めてもらうため、様々な媒体や機会を活用した取り組みを実施します。

しょうがいのある人の選挙等参政の機会での支援として、選挙実施の際には、引き続きしょうがい特性に配慮した選挙に関する情報提供の充実に努めます。また、投票所においては、しょうがいのある人の意思決定支援を十分に行い、合理的配慮をきめ細かく実施し投票環境の向上に努めます。選挙に関する合理的配慮については、法改正や近隣自治体の状況等を踏まえどのような対応ができるかを調査研究し取り組みます。

【指標】

○過去1年間にしょうがいや病気を理由に不当な差別を受けたと感じたことがある人の割合（実態調査の結果数値）

	実績	目標
	2023年度 (令和5年度)	2028年度 (令和10年度)
割合	12.3%	7.0%

○障害者差別解消支援地域協議会の設置

	実績	目標
	2022年度 (令和4年度)	2026年度 (令和8年度)
設置状況	未設置	設置

○職員対応要領の制定

	実績	目標
	2022年度 (令和4年度)	2026年度 (令和8年度)
制定状況	未制定	制定

○合理的配慮についての市職員研修の受講者数

	実績	目標
	2017年度～2022年度 (平成29年度～令和4年度)	2024年度～2029年度 (令和6年度～令和11年度)
期間中の 延べ人数	18人	300人

○合理的配慮についての民間事業所向け周知のチラシ配布枚数

	実績	目標
	2017年度～2022年度 (平成29年度～令和4年度)	2024年度～2029年度 (令和6年度～令和11年度)
期間中の 配布枚数 (累計)	0枚	2,000枚

【関連施策】

障害者週間イベント開催[しょうがいしゃ支援課]、あたりまえ条例わかりやすい
 版づくり [しょうがいしゃ支援課]、ヘルプマーク及びヘルプカード活用の推進[し
 ょうがいしゃ支援課]、しょうがいのある人の選挙等参政の機会での支援[しょうがいし
 ゃ支援課、選挙管理委員会]、ボランティアセンターによる福祉教育事業[しょうが
 いしゃ支援課、国立市社会福祉協議会]等

(2) 権利擁護の推進と虐待の防止

【課題】

しょうがいのある人の権利擁護を進めるために、自ら意思を決定することに支援が必要なしょうがいのある人が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう国立市社会福祉協議会が運営する権利擁護センターと連携し、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度の利用につなげていますが、制度の周知が十分でないことが指摘されています。

一方、しょうがいのある人の虐待を防止するためには、日頃より虐待に対する正しい知識や虐待を未然に防ぐための工夫等について、積極的に周知・啓発が必要ですが、その取り組みについては必ずしも十分とは言えない状況です。

【方向性】

自ら意思を決定することに支援が必要なしょうがいのある人が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービスを提供する事業者に対し、研修等を通じて意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインについての普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。

「あたりまえ条例」、しょうがいのある人の虐待防止や権利擁護に関する周知については、福祉の領域に限らず、多数の市民等が立ち寄り目に触れる場所において、相談窓口を分かりやすく記載したリーフレット等の配布や掲示を行うよう取り組みます。また、市のホームページはもとより、SNS等も活用した周知方法も検討します。

【指標】

○成年後見制度利用のための相談件数

	実績	目標
	2022年度 (令和4年度)	2029年度 (令和11年度)
年間 相談 件数 (延べ)	162件	300件

○しょうがいのある人の権利侵害に関する相談（※虐待が疑われる相談を含む）

	実績	目標
	2022年度 (令和4年度)	2029年度 (令和11年度)
年間 相談 件数 (延べ)	7件	15件

【関連施策】

しょうがいしゃ虐待防止センター事業[しょうがいしゃ支援課]、成年後見制度推進事業[国立市社会福祉協議会]、しょうがいのある人の意思決定支援[しょうがいしゃ支援課、福祉総務課]等

基本方針2. 住み慣れた地域生活継続のための支援、地域生活への移行

(1) 自分らしい暮らしを送るための相談支援体制の充実

【課題】

実態調査によると、「地域で安心して暮らしていくためには、どのようなことが重要ですか」という設問に対し、相談支援の充実が必要であると答えた人は、全体774人のうち166人であり、全体の中の21.4%を占めています。

しょうがいのある人が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく安心して暮らしていくためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。また、相談支援事業者等は、しょうがいのある人及びその家族等支援者が抱える様々な課題を把握し、家族等関係者への支援を含め、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等の対応が必要であり、その際には地域の関係機関等が互いに分野を超えて連携し、相談支援のネットワークの構築に努めることが必要です。

その前提として、市は、利用者が直面する様々な問題について、相談に応じることができ体制の整備に加え、相談支援を行う人材の育成支援や、個別困難事例等における専門的な指導や助言を行う必要があります。

現在の市内の相談支援事業所の数は限られており、さらなる受け入れ体制の充実が求められています。

市民等からは、「相談できる場所をもっとわかりやすくしてほしい」「委託相談事業所・市役所両方の機能を充実させる必要がある」「ワンストップで当事者の視点に立った相談を受けてくれる体制を作してほしい」等の意見が寄せられています。

【方向性】

これらの取組を効果的に進めるため、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携に対する支援等、相談支援事業所等の後方支援を図りつつ、相談支援業務を総合的に行う中核機関として、基幹相談支援センターを設置し、市内における相談支援体制の充実及びその強化を図ります。なお、設置にあたっては、相談支援事業所

連絡会や自立支援協議会などを設置に向けて協議を行う場として活用します。

また、地域の相談支援従事者や支援者支援等を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に育成するとともに、その機能を地域の相談支援体制の強化のため有効に活用します。

【指標】

○基幹相談支援センターの設置

	実績	目標
	2022年度 (令和4年度)	2026年度 (令和8年度)
設置状況	未設置	設置

○主任相談支援専門員数

	実績	目標
	2022年度 (令和4年度)	2029年度 (令和11年度)
相談員数 (年度末時点)	1名	3名

○相談支援事業所の利用者の割合（総支給決定者のうち、計画相談支援を支給決定している者の占める割合）

18歳以上	実績	目標
	2022年度 (令和4年度)	2029年度 (令和11年度)
割合	66%	75%

18歳未満	実績	目標
	2022年度 (令和4年度)	2029年度 (令和11年度)
割合	22%	30%

○市内指定相談支援事業所数

指定特定相談支援事業所 (18歳以上)	実績	目標
	2022年度 (令和4年度)	2029年度 (令和11年度)
事業所数 (年度末時点)	11事業所	15事業所

指定障害児相談支援事業所 (18歳未満)	実績	目標
	2022年度 (令和4年度)	2029年度 (令和11年度)
事業所数 (年度末時点)	6事業所	10事業所

【関連施策】

しょうがいしゃ相談支援事業等[しょうがいしゃ支援課]等

(2) しょうがいのある人の意思の尊重及びそのための支援

【課題】

しょうがいのある人が安心して地域で暮らし続けるためには、しょうがいのある人自身の意思決定が十分に尊重される必要があります。福祉サービスの利用時に留まらず、日々の暮らしにおいて、しょうがいのある人の意思が尊重されることが重要です。

市民等からは、「全ての人が意思決定支援のプロセスを学び、本人の意思が反映できるような仕組みを作してほしい」「現状の成年後見制度は使いにくい」「支援付き意思決定を確実にできるようにしたい」といった意見が寄せられています。

【方向性】

日常生活や社会生活での決める場面において、しょうがいのある人自身の意思を第一義とした支援（意思形成をするための支援を含む）を行います。

また、成年後見制度については、制度の適切な利用に向け、社会福祉協議会などの地域の関係機関と連携しながら、周知啓発等を行います。

【指標】

○市民及び事業者等に対する意思決定支援に関する研修の実施回数

	じっせき 実績	もくひょう 目標
	ねんど 2022年度 （令和4年度）	ねんど 2029年度 （令和11年度）
じっしがいすう 実施回数	かい 3回	かい 3回

ちいきふくしけんりようごじぎょう しんきりようけんすう
○地域福祉権利擁護事業の新規利用件数

	じっせき 実績	もくひょう 目標
	2022年度 （令和4年度） ねんど れいわ ねんど	2029年度 （令和11年度） ねんど れいわ ねんど
けんすう 件数	9件 けん	12件 けん

くにたちしけんりようごしえん すいしん かん じょうれい せいてい けいかく さくてい
○国立市権利擁護支援の推進に関する条 例 の制定・計画の策定

	じっせき 実績	もくひょう 目標
	2022年度 （令和4年度） ねんど れいわ ねんど	2029年度 （令和11年度） ねんど れいわ ねんど
せいてい さくてい 制定・策定 じょうきよう 状 況	みせいてい み じっし 未制定・未実施	じょうれいせいてい けいかくさくてい 条 例 制定・計画策定

かんれんしさく
【関連施策】

しょうがいしゃ けんりようごじぎょう ふくしそうむか ちいきふくしけんりようごじぎょう くにたちしやかいふくしきょう
しょうがいしゃ権利擁護事業[福祉総務課]、地域福祉権利擁護事業[国立市社会福祉協
議会]、成年後見制度利用支援事業[福祉総務課、高齢者支援課、しょうがいしゃ支援課]
など
等

(3) 地域生活への移行支援

【課題】

調査によると、「現在、あなたの生活している地域の暮らしにどの程度満足していますか」という質問に対し、満足度「10」と回答した方は全体774人のうち55人おり、7.1%を占めています。最も高かったのが、満足度「5」と答えた方で、全体の22.4%を占めています。また、今後ひとりで暮らしたい、家族・親族と一緒に暮らしたい、友人・知人と一緒に暮らしたいと回答している人を合わせると、774人のうち536人おり、全体の69.3%であることから、地域生活を希望されている方が大多数を占めていることがわかります。

精神科病院に長期入院している、又は障害者支援施設等に入所しているしょうがいのある人が地域移行を望んだ際、確実に地域で暮らせるよう地域生活への移行支援体制を充実させる必要があります。

現状は、グループホームやアパート等への入居の体験機会の創出や、緊急時の受入体制の整備など、しょうがいのある人が地域移行できる受け皿が整っておらず、地域移行のための環境整備が進んでおりません。特に重度のしょうがいしゃや高齢のしょうがいしゃは現状、地域移行が困難であることが多く、様々な社会資源の充実が求められています。

精神科へ長期入院しているしょうがいのある人について、現状把握が十分ではなく、入院患者の状態像や入院期間に応じた退院後の支援について十分に協議することが必要です。

市民等からは、「地域生活支援拠点の整備計画を具体的に示してほしい」「地域移行するにあたり、当事者が自分の意思として住みたい場所を選び取っていけるよう支援をするべき」等の意見が寄せられています。

【方向性】

重度のしょうがいがあっても、だれとどこで暮らすのかについて、自らの意思で選択できることにより、地域生活における安心感を担保し、自分の意思で望んだ生活を送ることができるようにする必要があります。そのために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームでの生活等の体験の機会の場の提供、そして短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保等の機能を既存の支援機関、施設、障害福祉サービス提供事業所等が分担して行う面的整備型の地域生活支援拠点等の整備を促進します。その整備にあたっては、相談支援事業所連絡会や自立支援協議会といった協議を行う場を活用します。

また、精神病院等における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、市を中心とした精神保健医療福祉の一体的な取組の促進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共に生活することができる包容的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ精神しょうがいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者及びその家族等の関係者を支援する保健・医療・福祉に携わる様々な関係者等が、ネットワークを形成することにより連携を密に行いながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の促進を図ります。

しょうがいのある人のスムーズな地域移行のためには、地域住民の理解や地域移行に関わる関係者のしょうがいのある人に対する意識の深化も大きな課題であることから、今後、市民及び支援者等に対して、しょうがいのある人の理解についての普及啓発活動を進めていきます。

また、全てのしょうがいのある人が住み慣れた地域で安心して住み続けられるようにするため、ヘルパーなどの障害福祉サービスや地域活動支援センター事業、日中活動系サービス推進事業などのサービスを充実させていきます。

施設や病院等へ入院入所しているしょうがいのある人が地域での生活に移行するための住居の確保や新生活の準備等についての支援を行う地域移行支援、居宅に

おいて^{たんしんなど}单身等で^{せいかつ}生活するしょうがいのある人について^{ひと}地域生活を^{ちいきせいかつ}継続して^{けいぞく}いくため
 の^{やかん}夜間を含む^{ふく}緊急時の^{きんきゅうじ}連絡、^{れんらく}相談等の^{そうだんとう}サポートを^{おこな}行う^{ちいきていちゃくしえん}地域定着支援、そして^{ちいき}地域
 生活に移行したのち、^{せいかつ}定期的な^{いこう}巡回訪問や^{ていきてき}随時の^{じゅんかいほうもん}対応により^{すいじ}円滑な^{たいおう}地域生活に^{えんかつ}
 向けた^{ちいきせいかつ}相談及び^む助言を行う^{そうだんおよ}自立生活援助を^{じょげん}積極的に^{おこな}活用し、^{じりつせいかつえんじょ}地域移行を^{せっきょくてき}推進します。^{かつよう}

【指標】

○^{ちいきいこうしゃすう}地域移行者数

	^{じっせき} 実績	^{もくひょう} 目標
	^{ねんど} 2017～2022年度 (^{へいせい} 平成29～ ^{れいわ} 令和4年度)	^{ねんど} 2024～2029年度 (^{れいわ} 令和6～ ^{ねんど} 11年度)
^き 期間中の ^{にんすう} 人数 (^の 延べ)	^{めい} 7名	^{めい} 10名

○^{ちいきいこうしえん}地域移行支援、^{ちいきていちゃくしえん}地域定着支援、^{じりつせいかつえんじょ}自立生活援助の^{しきゅうけつていしゃすう}支給決定者数

		^{じっせき} 実績	^{もくひょう} 目標
		^{ねんど} 2022年度 (^{れいわ} 令和4年度)	^{ねんど} 2029年度 (^{れいわ} 令和11年度)
^{しきゅうけつていしゃすう} 支給決定者数 (^{ねんどまつじてん} 年度末時点)	^{ちいきいこうしえん} 地域移行支援	^{めい} 1名	^{めい} 5名
	^{ちいきていちゃくしえん} 地域定着支援	^{めい} 1名	^{めい} 5名
	^{じりつせいかつえんじょ} 自立生活援助	^{めい} 3名	^{めい} 7名

○^{せいしん}精神しょうがいを^{たいしょう}対象とした^{しな}市内グループホームの^{ていいんすう}定員数

	^{じっせき} 実績	^{もくひょう} 目標
	^{ねんど} 2022年度 (^{れいわ} 令和4年度)	^{ねんど} 2029年度 (^{れいわ} 令和11年度)
^{ていいんすう} 定員数 (^{ねんどまつじてん} 年度末時点)	^{めい} 82名	^{めい} 120名

かんれんしさく
【関連施策】

しょうがいしゃ かんりうんえいじぎょう しえんか にちゅうかつどうけい すいしん
障害者センター管理運営事業[しょうがいしゃ支援課]、日中活動系サービス推進
じぎょうほじょ しえんか つうしょくねんじぎょううんえいひほじょ しえんか
事業補助[しょうがいしゃ支援課]、通所訓練事業運営費補助[しょうがいしゃ支援課]、
ちいきかつどうしえん じぎょう しえんか にちゅういちじしえんじぎょう
地域活動支援センター事業[しょうがいしゃ支援課]、日中一時支援事業[しょうがい
しえんか しょうがいしゃさんかがた ほじょじぎょう しえんか しんしんしょうがいしゃ
しゃ支援課]、障害者参加型サービス補助事業[しょうがいしゃ支援課]、心身障害者
じゅうたくひよせいじぎょう しえんか やちんじよせいじぎょう
住宅費助成事業[しょうがいしゃ支援課]、グループホーム家賃助成事業[しょうがいし
しえんか じゅうたくかくほようはいりよしゃしえんじぎょう ふくしそ ぐか こうじのうきのうしょうがいしえんそくしんじぎょう
ゃ支援課]、住宅確保要配慮者支援事業[福祉総務課]、高次脳機能障害支援促進事業
[しょうがいしゃ支援課]、重度身体障害者等緊急通報システム事業[しょうがいしゃ
しえんか など
支援課]等

(4) しょうがいのある人を支える人材の確保

【課題】

実態調査によると、「地域で安心して暮らしていくためには、どのようなことが重要ですか」という設問に対し、ホームヘルパーなどの訪問系サービスの充実が重要であると答えた人は、全体774人のうち147人おり、全体の19.0%を占めています。

しょうがいのある人の重度化・高齢化が進む中、将来にわたり安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う専門的な技術及び知識を有する人材の確保の定着を図る必要があります。

現在の障害福祉の現場は、重度訪問介護をはじめとする訪問系サービスにおけるヘルパーや地域参加型介護サポート事業²、そしてしょうがいのある子どもの通学等支援のための移動支援事業における成り手不足といった深刻な課題に直面しています。

【方向性】

人材の確保等に向け、国立市社会福祉協議会等の地域関係団体等との連携を行いながら、福祉人材の育成・定着に向け職員のスキルアップを図るための研修や人材定着・離職防止を図るための相談支援体制の確保、そして働きやすい職場づくりに向けた事業者への支援などを促進します。

支援者不足という課題解決に向け、専門性を高めるための研修の実施や、地域の関係機関との連携の促進、そして障害福祉の現場が、働き甲斐のある魅力的な職場で

² 地域参加型介護サポート事業：市独自の自薦登録ヘルパー制度で、地域の力を活用し、しょうがいのある方が推薦した介護人が、外出、家事、排せつなどの支援を行う。なお、介護人になるのに資格などは必要ない。

あることの積極的な周知啓発等を行うとともに、障害福祉の現場におけるハラスメント対策に対し関係者が協力して取り組んでいきます。

また、地域参加型介護サポート事業などの地域の力を活用しながら人材確保に向けて検討していきます。

【指標】

○重度訪問介護の利用者数

	実績	目標
	2022年度 (令和4年度)	2029年度 (令和11年度)
年間利用者数	67名	80名

○移動支援の市内登録事業者数

	実績	目標
	2022年度 (令和4年度)	2029年度 (令和11年度)
事業者数 (年度末時点)	15事業者	20事業者

○地域参加型介護サポート事業の介護人数

	実績	目標
	2022年度 (令和4年度)	2029年度 (令和11年度)
介護人数 (年度末時点)	468名	500名

かいごみけいげんしゃむ けんしゅうじゅうこうしゃすう
○介護未経験者向け研修受講者数

	じっせき 実績	もくひょう 目標
	ねんど 2022年度 れいわ ねんど (令和4年度)	ねんど 2029年度 れいわ ねんど (令和11年度)
ねんかんじゅうこうしゃすう 年間受講者数	めい 7名	めい 20名

いどうしえんじゅうじしやようせいけんしゅうじゅうこうひじょせいけんすう
○移動支援従事者養成研修受講費助成件数

	じっせき 実績	もくひょう 目標
	ねんど 2022年度 れいわ ねんど (令和4年度)	ねんど 2029年度 れいわ ねんど (令和11年度)
ねんかんじょせいけんすう 年間助成件数	けん 0件	けん 10件

かんれんしさく
【関連施策】

くにたちし しえんじぎょう しえんか いどうしえんじゅうじしやようせい
国立市セーフティネット支援事業[しょうがいしゃ支援課]、移動支援従事者養成
けんしゅうじゅうこうひじょせいじぎょう しえんか いどうしえんじぎょう しえんか
研修受講費助成事業[しょうがいしゃ支援課]、移動支援事業[しょうがいしゃ支援課]、
ちいきさんかがたかいご じぎょう しえんか ふくしぎょうむとうりかいそくしん じんざい
地域参加型介護サポート事業[しょうがいしゃ支援課]、福祉業務等理解促進・人材
かくほしえんじぎょう しえんか など
確保支援事業[しょうがいしゃ支援課]等

(5) 当事者及び関係者への支援及び連携の強化

【課題】

実態調査によると、「あなたの暮らしている地域には、困ったときに相談できる人が身近にいますか」という設問に対し、非常にあてはまる「5」と答えた人は、全体のうち 11.2%であり、ある程度あてはまる「4」と答えた人は、全体のうち 30.1%を占めています。

しょうがいのある人が、しょうがいの種類及びその程度に応じて必要な支援が受けられるように、しょうがいのある人及びその家族等に必要な情報を届ける仕組みや切れ目のない支援体制の構築が必要です。

昨今、しょうがいのある人の家族等関係者は、日常生活や医療ケア、リハビリテーションのサポートなど、多くの時間とエネルギーを費やす必要があり、心身の健康や社会的孤立等の様々な困難に直面しています。また、若年層の介助者も顕在化しており、今後介護者に対する社会的な支援体制の整備が求められています。

【方向性】

これらの課題に対処するため、家族や関係者などに向けた講演などの定期的な開催や、市のホームページなどを通じて、しょうがいのある人とその家族向けの利用可能な支援サービスなどについての情報提供を行います。また、しょうがいのある人が地域で自立した生活を送っていることについての事例の紹介も行います。

国立市社会福祉協議会などの支援機関とネットワークを形成し連携を密にしながら、介護者を含む包括的な相談に対応する重層的支援体制整備事業の枠組みを整備し、ひきこもりの方や未治療精神患者など地域における様々な課題に直面している当事者及びその家族等関係者に対して、アウトリーチの視点から切れ目のない重層的な支援を行うことができるよう環境の整備を行います。

また、短期入所や緊急一時入所事業などのレスパイトの環境を整備していくことにより、しょうがいのある人及びその家族のメンタルヘルスケアを促進し、地域で

あんしん く しえん
安心して暮らすことができるよう支援していきます。

【指標】

くにたちしんしんしょうがいしゃ し きんきゅうにゅうしょじぎょう りようせたいすう
○国立市心身障害者（児）緊急入所事業の利用世帯数

	じっせき 実績	もくひょう 目標
	ねんど 2022年度 れいわ ねんど (令和4年度)	ねんど 2029年度 れいわ ねんど (令和11年度)
ねんかんりようせたいすう 年間利用世帯数	せたい 23世帯	せたい 38世帯

じゅうそうてきしえんたいせいせいびじぎょう わくぐ せいび
○重層的支援体制整備事業の枠組みの整備

	じっせき 実績	もくひょう 目標
	ねんど 2022年度 れいわ ねんど (令和4年度)	ねんど 2026年度 れいわ ねんど (令和8年度)
せいびじょうきょう 整備状況	みせいび 未整備	せいび 整備

くにたちしせいしんしょうがいしゃ じぎょう ねんかんりようしゃすう
○国立市精神障害者ショートステイ事業の年間利用者数

	じっせき 実績	もくひょう 目標
	ねんど 2022年度 れいわ ねんど (令和4年度)	ねんど 2029年度 れいわ ねんど (令和11年度)
ねんかんりようにんすう 年間利用人数 (延べ)	にん 141人	にん 160人

【関連施策】

くにたちしんしんしょうがいしゃ し きんきゅうにゅうしょじぎょう しえんか じゅうそうてきしえんたいせい
国立市心身障害者（児）緊急入所事業[しょうがいしゃ支援課]、重層的支援体制
せいびじぎょう しえんか せいしんしょうがいしゃ じぎょう
整備事業[しょうがいしゃ支援課]、精神障害者ショートステイ事業[しょうがいしゃ
しえんか かそくかいしえん しえんか など
支援課]、家族会支援[しょうがいしゃ支援課]等

基本方針3. すべての子どもが共に成長できる支援の充実・教育の振興

(1) フルインクルーシブ教育を目指して

【課題】

実態調査によると、「あなたは、国立市でフルインクルーシブ教育を進めるためには、何が必要だと思いますか」という設問に対し、「バリアフリー等の環境の整備」と回答した人が最も多く、全体の32.7%を占めています。

地域の学校・学級において、しょうがいの有無、国籍や人種などの違いに関係なく、すべての子どもの学びを保障するとともに、子どもたちがともに学び、一人一人がその子らしくいられるようにするための環境整備を進める必要があります。

これまで国立市は、2013（平成25）年度に文部科学省のインクルーシブ教育システム構築モデル事業を受託し、この方針に従って、多様な学びの場を充実させてきました。また通常の学級でも質の高い支援ができるよう、専門性が高いスマイリースタッフ（特別支援教育支援員）を各校の状況に応じて1校につき2名から6名程度配置することで、しょうがいのある子どもに対する教育の質を高めてきました。

通常の学級が誰にとっても安心・安全な場所であり、ともに学び合える場所になるような、仕組みの構築が求められています。

国立市のフルインクルーシブ教育～一人一人がその子らしくいられる教育～の方向性については、2023（令和5）年度末の時点で多方面から様々な意見が寄せられているため、2024（令和6）年度以降、各方面との丁寧な議論を継続したうえで形にしていくこととしています。

市民等からは、「同じ学校同じ教室で学び合い育つこと、どんなしょうがいがあってもともに学べる安心感を児童や保護者に与えることが重要」「私は、養護学校に通っていましたが、でも自分でやめました。今でも養護学校には、行きたくないです。みんな、地域の学校に行って、地域で暮らせるようにしてほしいです。」という意見の一方で、「個々のニーズに応じたきめ細やかな支援が可能な少人数の学級も必要」等の意見が寄せられています。

【方向性】

2022（令和4）年6月に定められた国立市教育大綱の中に書かれているとおり、
しょうがいのある児童・生徒もしょうがいのない児童・生徒も同じ場で共に学び、相互
に成長できるフルインクルーシブ教育を目指し、併せて、児童生徒が持つ能力を
最大限発揮できるよう、個別支援のための環境整備を進めます。

なお、当面の取組としては、学校・学級の包摂力を向上させることを目指し、価値
ある取組、事例を広げていくとともに子どもたちが共生社会の一員としての資質・
能力を育ていけるようにしていきます。

【指標】

○学校満足度調査における学級満足度尺度の満足群の割合

	今回調査 今年度 (令和5)年度	次回調査 2028年度 (令和10)年度
	2023年度 (令和5)年度	2028年度 (令和10)年度
わりあい 割合	54%	60%

【関連施策】

就学前相談支援事業[教育委員会]等

(2) しょうがいのある子どもの健やかな育成のための福祉サービスの充実

【課題】

実態調査によると、「地域で安心して暮らしていくためには、どのようなことが重要ですか」という設問に対し、「児童の発達支援の充実」と回答した人は、全体の9.6%を占めています。また、「放課後等デイサービスの充実」と回答した人は、同じく全体の9.6%を占めています。

しょうがい児支援を行うにあたっては、しょうがいのある子どもの意思をしっかりと確認し、その子にとっての最善の利益がなにかを考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要です。そのためには、本人及びその家族等に対し、早期段階から身近な地域で支援できるような体制を構築するとともに、障害児通所支援及び障害児相談支援について、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図る必要があります。

現在の障害児通所支援等については、「日中一時支援」「移動支援」「放課後等サービス」等の利用に際し、さらなる受け入れ体制の充実が求められています。特に日中一時支援事業及び放課後等デイサービスについては、「利用したいが利用できる事業所がない」等の意見が寄せられており、夏休み等長期休暇中の居場所確保が課題となります。

【方向性】

しょうがいのある子どものライフステージに合わせ、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が分野を超えて連携を密にし、切れ目のない一貫したしょうがいのある子どもの支援を提供する体制の構築を図ります。

しょうがい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所等が緊密な連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制を確保します。

また、人工呼吸器等を装着している医療的ケア児について、保健、医療等の専門的

な支援を要するしょうがいのある子どもに対して、保健、医療、保育、教育等の各関連分野の関係者が連携を図る協議の場を設置し、共通の理解に基づき、協働する包括的な支援体制を構築します。

移動支援事業についても、通学のためのヘルパー不足が深刻化しており、しょうがいのある子どもが安心して通所・通園・通学できるようにするために、ヘルパー養成研修等を国立市社会福祉協議会などの関係機関等と連携し、実施するなどして支援への取組を促進します。

【指標】

○障害児通所支援事業を行う市内事業所数

じどうはったつしえん 児童発達支援	じっせき 実績	もくひょう 目標
	ねんど 2022年度 れいわ (令和4) ねんど 年度	ねんど 2029年度 れいわ (令和11) ねんど 年度
じぎょうしやう 事業所数 ねんどまつじてん (年度末時点)	じぎょうしよ 7事業所	じぎょうしよ 12事業所

ほうかごとう 放課後等デイ サービス	じっせき 実績	もくひょう 目標
	ねんど 2022年度 れいわ (令和4) ねんど 年度	ねんど 2029年度 れいわ (令和11) ねんど 年度
じぎょうしやう 事業所数 ねんどまつじてん (年度末時点)	じぎょうしよ 14事業所	じぎょうしよ 18事業所

○重度心身障害児及び医療的ケア児を対象に児童発達支援事業等を行う市内事業所数

	じっせき 実績	もくひょう 目標
	ねんど 2022年度 れいわ (令和4) ねんど 年度	ねんど 2029年度 れいわ (令和11) ねんど 年度
じぎょうしやう 事業所数 ねんどまつじてん (年度末時点)	じぎょうしよ 0事業所	じぎょうしよ 1事業所

○保健、医療、保育、教育等の各分野の関係者が医ケア児支援のための連携を図るための協議の場の設置

	実績	目標
	2022年度 (令和4)年度	2026年度 (令和8)年度
設置状況	未設置	設置

○通所事業所連絡会の開催回数

	実績	目標
	2022年度 (令和4)年度	2029年度 (令和11)年度
年間開催回数	1回	2回

○しょうがい児日中一時支援事業の事業所数

	実績	目標
	2022年度 (令和4)年度	2029年度 (令和11)年度
事業所数 (年度末時点)	4事業所	10事業所

【関連施策】

児童発達支援センター支援事業[子育て支援課・しょうがいしゃ支援課]、しょうがい児通所事業所支援事業[しょうがいしゃ支援課]、しょうがい児日中一時支援事業[しょうがいしゃ支援課]、国立市しょうがい児学童保育所通所緊急サポート事業[しょうがいしゃ支援課]等

基本方針4. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

(1) しょうがい特性に配慮した情報提供体制の充実

【課題】

実態調査によると、「福祉関連の情報はどこから入手していますか」という設問に対し、「東京都や国立市の広報紙」と答えた人は、全体の64.9%となります。このことから、しょうがいのある人の多くが福祉関連の情報を東京都や市役所から入手していることがわかります。

また、「国立市から生活に必要な情報を集めようとするときに困ることは何ですか」という設問に対し、困ることがあると答えた人は全体の28.7%になり、情報の取得に何らかの問題（広報などの内容を理解できない、パソコンや携帯電話などの情報収集機器を使うことができない等）を抱えていることがわかります。

近年の動向として、しょうがいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的とした法律である「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が、2022（令和4）年に制定されました。

一方で、実態調査の結果にあるように、しょうがいのある人の多くは未だに情報の取得についての問題を抱えており、そのしょうがいの種別による特性を十分に理解したうえで、しょうがい特性に応じた媒体や方法で情報を提供することが必要となります。

市民等からは、「広報物のルビあり版を作成してほしい」「知的しょうがいのある人が参加する会議（オンラインを含む）では、わかりやすい要約筆記が必要であることを広く知ってもらいたい」「聴覚しょうがいのある人が参加する会議では、議事録を作成してほしい」「わかりやすいものを作るには、当事者の意見を聞いてほしい」「市のホームページを知的しょうがいのある人にもわかるようにしてほしい」「障害者タブレット教室をもっと色々な場所でやってほしい」「聴覚にしょうがいのある人が参加する会議等（オンラインを含む）では、資料を投影する等して、資料と手話通訳を同じ視界に入るようにする等の工夫が必要である」「聴覚にしょうがい

のある人は、会議等において、資料と手話通訳を同時に見ながら話の内容を確認することができないため、情報の取得にタイムラグが出てしまい、伝えるタイミングを逸してしまうので、進行には配慮が必要である」等の意見が寄せられています。

【方向性】

しょうがいのある人が円滑に十分な情報を取得できるよう、しょうがい特性に応じた媒体や方法で情報を提供し、行政情報のアクセシビリティの向上を図ります。

行政情報、特にしょうがいしゃ施策に関する情報提供については、当事者の意見を聞きながら、わかりやすい情報の提供及び情報提供体制の整備を推進します。

視覚や聴覚にしょうがいのある人には、広報物の点訳版及び音読版の作成・貸出や手話通訳者等派遣事業などの既存事業を継続しつつ、支援を充実させます。

また、知的しょうがいのある人や盲ろう、失語症、その他様々なしょうがいについても、しょうがい特性に配慮した情報提供方法について調査研究を進めます。

市のホームページについても、情報アクセシビリティ³の確保や向上に努めます。また、SNS等の様々な媒体やICT等の利活用を促進し、しょうがいのある人が容易に取得や利用ができて、わかりやすいものとなるように進めます。

³ 情報アクセシビリティ：年齢やしょうがいの有無にかかわらず、必要とする情報を十分に取得でき、利用できること。

【指標】

〇国立市から生活に必要な情報を集めようとするときに困ることがあると感じたことがある人の割合（実態調査の結果数値）

	今回調査	次回調査
	2023年度 (令和5年度)	2028年度 (令和10年度)
割合	28.7%	15.0%

〇市が主催するイベントや会議等における手話通訳者の派遣

	実績	目標
	2022年度 (令和4年度)	2029年度 (令和11年度)
年間派遣回数	54回	100回

【関連施策】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業[しょうがいしゃ支援課]、障害者タブレット教室
[しょうがいしゃ支援課]、市報くにたち発行に係る事業（点訳広報の発行／声の広報
の発行）[市長室]、情報発信等広報施策に係る事業（ホームページ管理運営）[市長室]、
公民館だより発行に係る事業（点訳版作成／音訳CD等吹き込み）[公民館]、図書館
運営に係る事業（音訳・点訳・対面朗読等）[中央図書館]等

(2) 意思疎通支援の充実

【課題】

しょうがいのある人が地域社会を構成する一員としてあらゆる分野で地域の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得でき、円滑に意思疎通を図れることが重要となります。

しょうがいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保、サービスの円滑な利用の促進や支援機器の提供を通じて意思疎通支援の充実に図る必要があります。

国立市では、日常生活用具の給付や高次脳機能サロンの開催、市民の日常生活における手話通訳者等の派遣、市役所の窓口業務における手話通訳者の設置などの意思疎通支援を実施してきました。また、国立市社会福祉協議会が実施する手話講習会事業を補助し、手話通訳者の育成、聴覚しょうがいのある人への理解を深める取り組みを支援してきました。

しかしながら、支援が充足しているとは言えず、特に緊急時の対応が困難な状況です。

意思疎通を図ることが困難なしょうがいのある人に対して、しょうがい特性に配慮したきめ細かい支援を実施していく必要があります。

市民等からは、「手話講習会の開催回数を増やすなどして、手話を学ぶ機会を増やしてほしい」「子どもたちが手話を覚えられるようにしてほしい」「中途失聴・難聴の方のために音声を文字化するアプリを使う支援（タブレット）などがあるとよい」「発達しょうがいや知的しょうがいのある人など、コミュニケーション支援が必要な人たちもいるので、新しい展開をしてほしい」「意思疎通のためには、話を聞くという姿勢をもつことが大切」「病気により声を発せられなくなったため、電話で簡単に手続きできたことが突然出来なくなり、更には配慮もしてもらえず、大変な思いをしたことがある」等の意見が寄せられています。

【方向性】

しょうがいのある人が、円滑な意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、既存の支援を充実させていくと共に、当事者の意見を聞きながら、様々なしょうがい特性に応じた意思疎通支援の調査研究を進めます。

国立市手話言語条例が2023(令和5)年9月に施行されたことを踏まえ、手話言語に対する理解、手話言語による意思疎通の支援、手話言語を学ぶ機会の確保等、手話言語を使用しやすい環境の構築を目指します。また、手話講習会事業の補助を継続しつつ充実させることで、手話通訳者を養成し、登録手話通訳者数の増加を図りつつ、緊急時にも対応できるように進めます。これらを、当事者の方や手話通訳者を含む支援者、国立市社会福祉協議会や東京手話通訳等派遣センターとの協議会を運営しつつ実施します。

手話通訳者のほかにも、意思疎通を図ることが困難なしょうがいのある人向けの通訳者や介助者の養成及び人材確保に努めます。

また、ICTの利活用、時代のニーズにあった日常生活用具の品目の見直し、その他の支援の普及・啓発を進めます。

【指標】

○国立市の登録手話通訳者数

	実績	目標
	2022年度 (令和4年度)	2029年度 (令和11年度)
通訳者数 (年度末時点)	7人	13人

○市役所の手話通訳者の設置日数（週）

	しっせき 実績	もくひょう 目標
	2022年度 （令和4年度）	2026年度 （令和8年度）
にっすう 日数	しゅう にち 週 3日	しゅう にち 週 5日

【関連施策】

手話通訳者養成事業[福祉総務課・しょういがいしゃ支援課]、手話通訳者・要約筆記者派遣事業[しょういがいしゃ支援課]、手話言語条例推進[しょういがいしゃ支援課]、中等度難聴児発達支援事業[しょういがいしゃ支援課]、高次脳機能障害者支援促進にかかわる事業[しょういがいしゃ支援課]等

基本方針5. 雇用・就業・経済的自立の支援

(1) しょうがい特性に応じた就労支援・雇用促進

【課題】

実態調査によると、「あなたは現在働いていますか」という設問に対し、20歳以上で「働いている・福祉的就労をしている」と答えた人は、全体のうち32.3%を占めています（19歳以下を含めると28.4%）。

しょうがいのある人が、自らの希望や力量に応じた働き方を選択でき、いきいきと働ける社会を実現するために、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保することが求められています。

また、そのしょうがい特性により、職業準備、就業継続などといった各局面においては、様々な課題状況や就労支援ニーズが生じるため、より専門的かつよりきめ細やかな支援を提供することが課題となっております。

更に、就職が叶ったとしても職場環境や仕事内容、人間関係等を理由に、一年以内で退職するケースが多く、職場定着率の低さも課題となっております。

市民等からは、「重度のしょうがいのある方々の在宅就労や介護を受けながら働ける仕組み作りについて検討してほしい」「特別支援学校で就労に向けての訓練をし、しょうがいしゃ粹で一般就労しても、まかせてもらえる仕事が多く、他の社員とも馴染めない」等の意見が寄せられています。

【方向性】

市直営のしょうがいしゃ就労支援センターを中核とし、ハローワークや地域の就労支援関連事業所と密接に連携しながら、就労を希望するしょうがいのある人の就労機会の拡大を図るとともに、しょうがいのある人が安心して働き続けられるように就労面の支援（就労前、就労後の支援）と生活支援との一体的な相談支援を推進していきます。

ハローワークや商工会等との連携を密にし、就労の場の創出と職域の拡大を推進します。しょうがいのある人の雇用経験やノウハウが乏しい民間企業に対しては、

しょうがいのある人の職場適応全般に必要な助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案し職場への適応および定着を図ります。

2024（令和6）年4月より、これまで法定雇用率の算定にならなかった短時間労働の精神障害者、重度身体障害者および重度知的障害者についても算定されたことから、新たな就業機会の拡大につなげていきます。

また、介護を受けながら働ける仕組みづくりについても実施に向けて検討を進めます。

就労支援関係機関が連携し、就労選択支援や就労アセスメントの事例検討や情報の共有の場を設けることにより、地域の就労支援機関相互の人材の育成、支援力の向上に努めます。

せいで せつめい 制度の説明

障害者雇用率制度について

従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障害者の雇用を義務付けています。
（障害者雇用促進法43条第1項）

<法定雇用率>

	2023（令和5）年	2024（令和6）年 4月より	2026（令和8）年 7月より
国、地方自治体	2.6%	2.8%	3.0%
民間企業	2.3%	2.5%	2.7%
事業主の範囲	従業員43.5人以上	従業員40人以上	従業員37.5人以上

例）民間企業の場合、法定雇用率が2.5%であれば、従業員40人以上雇用している企業では、障害者を1人以上雇用しなければなりません。

<算定基準>（単位：人）		2024（令和6）年 4月より追加措置	
		短時間労働者	特定短時間労働者
週所定 労働時間	30時間以上	20時間以上 30時間未満	10時間以上 20時間未満
身体障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
身体障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	1（※）	0.5

※当分の間の措置として、精神障害者である短時間労働者は、雇入れの日からの期間等にかかわらず、1人をもって1人とみなすこととしています。

【指標】

○20歳以上で就労している人の割合（実態調査の結果数値）

	今回調査	次回調査
	2023年度 (令和5年度)	2028年度 (令和10年度)
割合	32.3%	40.0%

○雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

	実績	目標
	2022年度 (令和4年度)	2029年度 (令和11年度)
実施状況	未実施	実施

○就労支援センター利用による新規一般就労者数

	実績	目標
	2022年度 (令和4年度)	2029年度 (令和11年度)
年間就労者数	5名	10名

○就労支援センターへのジョブコーチの配置人数

	実績	目標
	2022年度 (令和4年度)	2029年度 (令和11年度)
配置人数 (年度末時点)	0名	2名

○就労選択支援支給決定者数（2025（令和7）年10月より開始予定）

	実績	目標
	2025年度 （令和7年度）	2029年度 （令和11年度）
年間支給決定者数	—	15名

※ 制度開始の2025（令和7）年度は、6名を想定。

【関連施策】

しょうがいしゃ 就労支援センター事業[しょうがいしゃ支援課]、チャレンジ雇用
事業[しょうがいしゃ支援課]等

(2) しょうがいのある人の福祉的就 労 支援

【課題】

一般就 労が困難なしょうがいのある人には、しょうがい特性やニーズに応じた様々な就 労の場を確保することが必要です。

福祉的就 労支援事業所等は、しょうがいのある人が仕事を通じて、自己実現、社会参加、仲間づくりをするなど、地域生活をするうえで欠かせない「居場所」となっています。

ただし、そこでの生産活動において得られる収入は依然として低い水準にとどまっています。

背景として、利用者の高齢化も進むなかで、利用者の多様な特性に対応しようとすると事業所としての収益の確保は難しいこと。それに加え、受注の不安定さ、事業の展開力の弱さ、支援者の専門性向上も課題となっています。

市民等からは、「働くしょうがいしゃが、きちんと生活できるお金がもらえるようにしてほしい」「民間企業と連携した商品開発等の支援をしてほしい」等の意見が寄せられています。

【方向性】

市内の福祉的就 労支援事業所間で、各施設の利用者支援についての課題や収益力の強化などを検討するための事業所連携を支援していきます。それにより、福祉的就 労支援事業所におけるしょうがいのある人にとっての居心地の良さや、就 労機会の拡充、工賃水準の向上のための情報の共有を促進していきます。

また、市役所内において、優先調達法の周知啓発を行い、各部各課での意識の醸成を進めます。「国立市における就 労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、福祉的就 労支援事業所等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）の一層の推進に努め、福祉的就 労の機会を拡充します。

更に、福祉的就 労支援事業所等の安定的な運営支援のため、引き続き運営費の一部

補助等を実施していきます。

【指標】

○優先調達件数

	実績	目標
	2022年度 (令和4年度)	2029年度 (令和11年度)
年間件数	10件	15件

【関連施策】

国立市における就労施設等からの物品等の調達方針[しょうがいしゃ支援課]、
 日中活動系サービス推進事業補助事業[しょうがいしゃ支援課]、通所訓練事業運営
 補助事業[しょうがいしゃ支援課]等

(3) 新たな働く場である、「ソーシャルファーム」創設支援

【課題】

しょうがいのある人、難病患者、引きこもりの若者などが抱える就労の困難さが、「貧困」や「社会からの孤立・排除」の要因の一つとされています。

これらの方々に対する就労支援はそれぞれの制度ごとに対象が限定されており、または制度が未整備であるため、包括的に支える仕組みの必要性が指摘されています。

しょうがいしゃ就労の場面においては、福祉的就労と一般就労の間には大きなハードルがあり、福祉的就労から一般就労への移行は難しい現状にあります。

こうした課題の解決策の一つとして、「ソーシャルファーム」が注目されています。

市民等からは、「しょうがいしゃの働き方は低賃金での働き方が当たり前とされてきたが、ソーシャルファームなどのような働き方に変えていくことも必要」等の意見が寄せられています。

【方向性】

ソーシャルファームは、しょうがいのある人を含めた一般就労に困難を抱える人が、必要な配慮を受けながら、他の従業員と共に働くことができる共同型システムの下で、市場価値のある商品・サービスを創出し、仕事や収益を生み出しながら自律的な経済活動を行います。

そこでは、しょうがいのある人の特性に適応した作業システムや作業環境を構築することでしょうがいしゃの雇用拡大につながります。また、しょうがいのある人が働く喜びと技能・専門能力を習得できる場となります。仕事を通して社会と接することで社会参加の促進につながります。そして、何よりも生活できる賃金を得られる可能性のあることが期待されます。

市内においても新たな働く場である、「ソーシャルファーム」創設への契機となるよう、先駆的な事例の紹介や公的な助成等の周知啓発を行います。

【指標】

○ソーシャルファームに関する講演会・研修会等の実施回数

	実績	目標
	2022年度 (令和4年度)	2029年度 (令和11年度)
年間実施回数	0回	1回

(4) しょうがいのある人の経済的な自立を支援

【課題】

実態調査によると、「地域で安心して暮らしていくためには、どのようなことが重要ですか」という設問に対し、「経済的支援の充実」と答えた人が28.4%と、「しょうがいや病気に対する理解の促進」の34.9%に次いで多くなっています。

しょうがいのある人が、地域で安心して自立した生活を営むためには、雇用・就労の促進に関する施策と福祉施策との適切な組み合わせのもと、年金や諸手当を受給しつつ、各種の優遇措置などを活用する必要があります。

しょうがいのある人が、制度を知らない、理解が十分でないために利用できない、といったことが無いようにすることが重要です。また同様に家族や支援者においても十分に理解していただく必要があります。

市民等からは、「当事者の立場に沿った窓口対応、わかりやすい冊子や書類を作成してほしい」「手当や制度などが一覧となったものがほしい」等の意見が寄せられています。

【方向性】

障害年金の受給資格を有するしょうがいのある人が、その制度の存在や手続き方法などの理解が十分でないことにより、本来、受給できるはずの障害年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知・啓発と手続きの支援に引き続き取り組みます。

これまでも、手帳の新規取得時や転入手続き時等に、利用できるサービス等について網羅的に説明してきています。今後も、各種手当等の周知に努めるとともに、その適切な支給を引き続き行います。

また、各種手帳等の転入手続きを忘れる方がいる場合もあるため、引き続き手帳の転入手続きや手当や助成制度などの継続的な周知に努めます。

生活に困窮している世帯に対しては、福祉総合相談窓口（ふくふく窓口）と連携し、

きゅうふ かしつけ かけい みなお せいかつ た なお しえん おこな
給付や貸付、家計の見直しなど生活の立て直しのための支援を行います。

【指標】

かくしゅてあて じょせいとうせいどなどしほうけいさいかいすう
○各種手当、助成等制度等市報掲載回数

	じっせき 実績	もくひょう 目標
	ねんど 2022年度 れいわ ねんど (令和4年度)	ねんど 2029年度 れいわ ねんど (令和11年度)
ねんかんけいさいかいすう 年間掲載回数	かい 1回	かい 4回

【関連施策】

かくしゅてあて きゅうふ じょせい しえんか じゅうきょかくほきゅうふきんじぎょう ふくしそうむか
各種手当、給付、助成[しょうがいしゃ支援課]、住居確保給付金事業[福祉総務課]、
かけいかいぜんしえんじぎょう ふくしそうむか など
家計改善支援事業[福祉総務課]等

基本方針6. 保健の推進・医療との連携強化

【課題】

実態調査によると、現在の幸福度について尋ねた設問に関連し、「幸福度を考える際に重視したことを選んでください」の設問に対し、「健康状況」と答えた人が65.8%と最も多く、健康に対する関心の高さが窺えます。

また、「あなたの暮らしている地域は、医療機関が充実していると思いますか」の設問に対し、60.9%の人が、「非常にあてはまる」または「ある程度あてはまる」と回答しています。

しょうがいのある人の健康の保持・増進を図るためには、保健・医療と福祉との連携を図る必要があります。特に健康面の自己管理に困難さがあるしょうがいのある人においては、生活習慣病の予防が課題となります。

精神しょうがいのある人に対しては、変化しやすい精神症状に的確に対応できるよう、特に医療と福祉との連携による支援体制が不可欠です。

また、地域で暮らすしょうがいのある人の生活を支える家族や支援者等に対して、必要な情報の提供や相談対応などの支援を行うことも、生活の安定には必要となります。

人工呼吸器の使用などの医療的ケアを受けながら地域生活を送る医療的ケア児が徐々に増えてきています。医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係機関の連携強化や、在宅生活を支えるサービスの充実が課題となっています。

市民等からは、「学校に親の付き添いなしでも通えるようにしてほしい」「重度のしょうがいのある人が、入院時においても、必要な介護サービスを柔軟に利用できるようにしてほしい」「病気や健康のことについて気軽に相談できる出張相談や直接学べる講習会などを実施してほしい」等の意見が寄せられています。

【方向性】

しょうがいのある人が、健康を維持し、安定した地域生活を送れるようにするために、健康相談窓口の案内、日々の健康管理や健康診査等の定期受診について、本人の

みならず家族や支援者に対しても周知・啓発に取り組みます。

地域の保健・医療機関や精神しょうがいのある人に関わる民間事業所との連携を強化し、長期入院からの地域移行、ピアサポートの活用等をとおして、精神しょうがいのある人やその家族が安心して地域生活が送れるよう「精神しょうがいしゃにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に取り組みます。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、支援方策等を包括的に協議する連携会議を設置し、医療的ケア児の支援に関する課題や情報の共有等、連携を強化します。

訪問看護事業者と連携し、家族の一時休息やリフレッシュ、就労など、在宅支援の充実を図ります。

重度のしょうがいのある人が入院した際に、病院においても必要な支援を受けることができ、安心して入院生活が送れるよう、医療機関に引き続き働きかけていきます。また、入院時に制度が使えることについて、重度のしょうがいのある人や支援者への周知に努めます。

【指標】

○しょうがいのある人（家族や支援者を含む）からの健康・栄養相談および特定健診相談件数

	じっせき 実績	もくひょう 目標
	ねんど 2022年度 （令和4年度）	ねんど 2029年度 （令和11年度）
ねんかんそうだんけんすう 年間相談件数 の （延べ）	けん 55件	けん 80件

〇医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

	実績	目標
	2022年度 (令和4年度)	2029年度 (令和11年度)
人数 (年度末時点)	2名	8名

〇医療的ケア児等在宅レスパイト事業

	実績	目標
	2022年度 (令和4年度)	2026年度 (令和8年度)
実施状況	未実施	実施

【関連施策】

健康相談・栄養相談[健康まちづくり戦略室]、国立市健康診査・特定健診[健康まちづくり戦略室]、ゲートキーパー養成研修事業[健康まちづくり戦略室]、自立支援医療[しょうがいしゃ支援課]、くにたち精神しょうがいしゃ支援連絡会[しょうがいしゃ支援課]等

(1) バリアフリーのまちづくりの推進

【課題】

実態調査によると、「あなたの暮らしている地域では、公共交通機関で、好きな時に好きなところへ移動ができますか」の設問に対し、57.6%の人が「ある程度あてはまる」または「非常にあてはまる」と回答しています。

また、「あなたが余暇活動や社会参加をするうえで、特に妨げになっていることはありますか？」の設問に対し、34.9%の人が「特にない」と最も多く、他に16.1%の人が「電車やバスを使っの移動がしづらい」、9.4%の人が「道路や建物内での移動がしづらい」と回答しています。

しょうがいのある人の自立と社会参加を促進し、誰もが安全で移動しやすい環境の整備に取り組む必要があります。

国立市においては、市内にある公共施設、歩行空間や自転車道の段差改良等の整備を順次進めてきていますが、老朽化している公共施設が多いなど、バリアフリー対応となっていない施設や道路が点在しています。

市民等からは、「歩道が極端に狭く車椅子が通れない場所がある」「病院やクリニックにもちょっとした段差がある」「バリアフリー点検をしてきたが、まだまだ改善されていない箇所が多い」「バスや鉄道の運転士などの態度に不快な思いをしたことがある」「バスの運賃表や時刻表が分かりづらい」「市内のバスを安く利用できるようにしてほしい」等の意見が寄せられています。

【方向性】

しょうがいのある人が、移動しやすくなるよう、引き続きリフトカー等の移動手段の確保に努めます。

道路整備や公共施設、交通機関等のバリアフリー化をより一層推進するとともに、

新規のものについては、ユニバーサルデザイン⁴の考え方に基づき整備をし、当事者の意見を参考にしながら、しょうがいのある人に配慮したまちづくりを推進します。

また、引き続き、バス停の改良やスロープの設置など、公共交通機関をより利用しやすくなるための対策について運行会社と連携し推進します。

【指標】

○余暇活動や社会参加をするうえで、特に妨げになっていることが「特にない人」の割合（実態調査の結果数値）

	今回調査	次回調査
	2023年度 (令和5年度)	2028年度 (令和10年度)
割合	34.9%	45.0%

【関連施策】

ガソリン費助成[しょうがいしゃ支援課]、福祉タクシー利用券[しょうがいしゃ支援課]、しょうがいのある人の運転免許取得経費助成[しょうがいしゃ支援課]、リフトカー運行[しょうがいしゃ支援課]等

⁴ ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違いや年齢・性別・能力の差異、しょうがいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人々が利用できるようにすることを目的にした設計や工夫等。

(2) しょうがい特性に配慮した防災対策の推進

【課題】

過去に甚大な被害をもたらした震災等の災害を契機に市民の防災意識は高まる傾向にあります。しかしながら、実態調査によると「あなたは災害時の対策をどのように立てていますか」という設問に対し、「特に対策は立てていない」と回答した人は全体の26.1%となっており、防災に関する知識の普及と啓発は急務といえます。

しょうがいがある人が住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けるためには、緊急時や災害時の対策は重要な要素であるといえます。

阪神淡路大震災や東日本大震災等の過去の災害においては、高齢者やしょうがいのある人等の要配慮者における被災事例が多くなっており、災害時の避難に支援を要する人の把握が必要となります。

また、緊急時や災害時は、しょうがい特性によって、情報の取得や他者とのコミュニケーションが特に困難な状況となります。災害時に必要な情報を入手し、適切に避難するためには、地域全体でしょうがい特性に配慮した支援が求められます。

市民等からは、「様々なしょうがいに合わせて、その対応や必要なものを事前に確認した方がよい」「日頃からしょうがいがある方への理解や周知、備えが必要である」「防災訓練を当事者と共に行っていく必要がある」「視覚しょうがい、発達しょうがい、高次脳機能しょうがい、盲ろう、難病の人の支援についても検討が必要である」「引き続き、東京都障害者スポーツセンターと福祉避難所の協定を結んでもらえるよう交渉を続けてほしい」等の意見が寄せられています。

【方向性】

市民それぞれが可能な範囲で日頃から災害に備えることが出来るように防災に関する知識の普及と啓発を図ります。

また、防災訓練等へのしょうがいのある人の参加促進など、地域での避難支援等の取り組みを支援していくことで、地域全体でしょうがい特性に配慮した災害支援体制

かくりつ つと
の確立に努めます。

だいき ぼさいがい はっさいじ ひなん ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ こうしんおよ かんり
大規模災害の発災時の避難については、避難行動要支援者名簿の更新及び管理を
けいぞく じっし とち ひなんこうどうようしえんしゃこべつ ひなんけいかく さくせい すいしん
継続して実施していくと共に避難行動要支援者個別避難計画の作成を推進すること
で、しょうがいのある人の避難行動が速やかに 行えるように支援していきます。

さいがいとき じょうほうていきょう ぼうさいぎょうせいむせん し
災害時の情報提供としては、防災行政無線や市のホームページ、くにたちメー
ル、かくしゅ とう かつよう ひなんこうどうおよ ひなんせいかつ ひつよう てきせつ じょうほう
各種SNS等を活用し、避難行動及び避難生活にて必要となる適切な情報をすみ
やかに ていきょう つと
提供できるよう努めます。

また、しょうがい特性に配慮した 情報伝達方法について調査研究していきます。

ふくしひなんじょ さいがいじ ぶくし いりよう けいぞく おこな
福祉避難所については、災害時においても福祉や医療サービスを継続して行えるよ
うに しゃかいふくししせつなど かつよう すいしん
うに社会福祉施設等の活用を推進します。

【指標】

さいがいとき たいさく とく たいさく た ひと わりあい じっだいちょうさ けっかすうち
○災害時の対策を特に対策は立てていない人の割合（実態調査の結果数値）

	こんかいちょうさ 今回調査	じかいちょうさ 次回調査
	ねんど 2022年度 れいわ ねんど (令和4年度)	ねんど 2029年度 れいわ ねんど (令和11年度)
わりあい 割合	26.1%	13.0%

ふくしひなんじょ きょうていすう
○福祉避難所の協定数

	じっせき 実績	もくひょう 目標
	ねんど 2023年度 れいわ ねんど (令和5年度)	ねんど 2029年度 れいわ ねんど (令和11年度)
きょうていすう 協定数 ねんどまつじてん (年度末時点)	きょうてい 14協定	きょうてい 15協定

かんれんしさく
【関連施策】

ヘルプカード作成促進事業^{さくせいそくしんじぎょう}〔しょうがいしゃ支援課^{しえんか}〕、災害時用しょうがいしゃ支援バ^{さいがいじよう}
ンダナ作成事業^{さくせいじぎょう}〔しょうがいしゃ支援課^{しえんか}〕、福祉避難所の確保^{ふくしひなんじょ}、運営訓練事業^{かくほ うんえいくれんじぎょう}〔しょうが
いしゃ支援課^{しえんか}、防災安全課^{ぼうさいあんぜんか}〕、家具転倒防止器具等支給・取付事業^{かぐてんとうぼうしき ぐとうしきゅう とりつけじぎょう}〔防災安全課^{ぼうさいあんぜんか}〕、避難^{ひなん}
行動要支援者名簿管理事業^{こうどうようしえんしゃ めいぼかんりじぎょう}〔福祉総務課^{ふくし そうむか}〕、避難行動要支援者個別避難計画作成事業^{ひなん こうどうようしえんしゃ こべつ ひなんけいかくさくせいじぎょう}
〔福祉総務課^{ふくし そうむか} など

(3) 防犯対策の推進

【課題】

実態調査によると「あなたの暮らしている地域は、防犯対策（交番・街灯・防犯カメラ・住民の見守り等）が整っており、治安がよいと思いますか」という設問に対し、「あまりあてはまらない」「全くあてはまらない」と回答した人は全体の19.0%を占めています。

地域で安心・安全に暮らし続けるためには、地域でお互いに見守りや声掛けができるような、犯罪や消費者トラブルを未然に防止できるまちづくりが必要となります。

また、しょうがいのある人は、犯罪被害や消費者トラブル等に遭う危険性が高いことから、しょうがい特性に合った取り組みが必要となります。

市民等からは、「地域で安心して暮らしたい」「泥棒や詐欺、痴漢の被害にあいたくない」「わかりやすく防犯について教えてほしい」等の意見が寄せられています。

【方向性】

しょうがいのある人を犯罪から守り、安心・安全なまちづくりを推進するため、防犯活動の支援や犯罪被害防止のための広報や啓発を行うとともに、防犯活動を警察署や関係機関と連携し推進いたします。

また、犯罪や消費者トラブルを未然に防ぐため、近隣での日々の見守りや声かけができるような地域づくりを支援します。

【指標】

○防犯対策や治安がよくないと思っている人の割合（実態調査の結果数値）

	今回調査	次回調査
	2023年度 (令和5年度)	2028年度 (令和10年度)
割合	19.0%	10.0%

かんれんしさく
【関連施策】

くにたちメール^{など}等^{かつよう}を活用した^{しょうほうていきょう}情報提供^{ぼうさいあんぜんか} [防災安全課、しょうがいしゃ^{しえんか}支援課]、各種^{かくしゅ}
制度^{せいど}に基づく^{もと}金銭管理・書類管理^{きんせんかんり}の支援^{しよるいかんり}による被害防止^{しえん} [福祉総務課、しょうがいし^{ひがいぼうし}
や支援課]、職員^{しえんか}による^{しよくいん}防犯パトロール^{ぼうはん} [防災安全課]、国立市防犯協会^{ぼうさいあんぜんか}による^{くにたちしぼうはんきょうかい}青色^{あおいろ}
防犯パトロール^{ぼうはん}活動^{かつどう} [防災安全課]等^{ぼうさいあんぜんか}

基本方針8. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

(1) 文化活動等の支援

【課題】

しょうがいのある人がスポーツや文化活動など様々な社会活動に参加することは、自身の個性や能力を新たに見出すきっかけとなるだけでなく、共生社会の実現に向け、しょうがいのある人に対する理解を深めることにもつながるため、とても重要です。

しかしながら、文化芸術活動を行う際に、しょうがいのある人に対する物理的・心理的障壁が依然として残っていたり、しょうがいのある人自身に十分な支援や情報が届かなかつたりするなどといった課題があります。

また、しょうがいの有無に関わらず、文化芸術活動は、誰もが対等に享受し、創造する権利をもっているということも合わせて周知啓発していく必要があります。

市民等からは、「市内での文化芸術活動をする場は限られており、また予約などが難しく、利用料などもかかるため利用しにくい」等の意見が寄せられています。

【方向性】

しょうがいのある人が文化芸術活動に接し、より関心を持つことができるよう、庁内の関係部署間で連携を密にしながらしょうがいしゃ週間などのイベント等を開催することで、周知に努めていきます。

しょうがいのある人の文化芸術活動の裾野がより広がるよう、社会福祉協議会などの地域の関係機関等との連携を行いながら、市内での作品展の開催や、映画上映、舞台公演などの機会の充実を図ります。

【指標】

〇地域において余暇活動（※）をしたと回答した人の割合（実態調査の結果数値）

※ コンサート、映画、スポーツなどの鑑賞や地域の行事への参加

	今回調査	次回調査
	2023年度 (令和5年度)	2028年度 (令和10年度)
割合	33.5%	40.0%

【関連施策】

地域活動支援センター事業[しょうがいしゃ支援課]、日中一時支援事業[しょうがいしゃ支援課]、高次脳サロン事業[しょうがいしゃ支援課]、ふくしのつどい[国立市社会福祉協議会]等

(2) しょうがいしゃスポーツ及びイベント等の振興

【課題】

地域において、しょうがいの有無に関わらず、多くの人々がスポーツに参加できる環境が整っていることは、生きがいや自立、社会参加の促進へとつながり地域の活性化に貢献します。

しかしながら、現状では、しょうがいのある人にとって、活動場所までの移動手段や介助者の確保が困難であることが課題となっています。

市民等からは、「市内でしょうがいしゃが気軽にスポーツをしやすい場所が少ない。様々な施設をもっと使いやすくしてほしい」等の意見が寄せられています。

【方向性】

様々な人々がしょうがいしゃスポーツへの理解を深められるよう、周知啓発を行うとともに、誰もが一緒に楽しむことができるスポーツの魅力を活かし、しょうがいの有無に関わらずスポーツに親しむことができる機会の創出を、社会福祉協議会などの地域の関係機関との連携により行います。

しょうがいしゃスポーツやレクリエーション活動への参加機会を拡充することによって、しょうがいのある人の生活・活動の幅を広げるとともに、しょうがいしゃスポーツに関するイベントの周知に取り組みます。

また、今後しょうがいしゃスポーツへの関心が高まっていくことも想定されることから、しょうがいのある人がスポーツやレクリエーション活動に親しむ機会の拡充を行います。

【指標】

〇地域においてスポーツなど（※）へ参加したと回答した人の割合
（実態調査の結果数値）

※ スポーツやレジャーなどへの参加

	今回調査	次回調査
	2023年度 (令和5年度)	2028年度 (令和10年度)
割合	20.8%	25.0%

【関連施策】

ふれあいスポーツのつどい[福祉総務課、国立市社会福祉協議会]、ボッチャ普及啓発
事業[生涯学習課]、しょうがいしゃ週間イベント[しょうがいしゃ支援課]等

基本方針9. 市役所における配慮の充実

【課題】

市役所では、しょうがいのある人が日々の生活を営むうえで必要となる様々な手続きや相談を行います。

しょうがいのある人に対する合理的配慮の提供については、しょうがい特性や具体的な場面・状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものとなるため、より柔軟な対応が必要です。

実態調査によると「あなたはどのような時に差別を受けたと感じますか」という設問に対し、「公共施設や交通機関を利用する時」と回答した人は全体の10.2%を占めており、市役所を含む公共施設に対して差別を受けたと感じたことのある人の割合は低くはありません。

市民等からは、「市役所において、しょうがいのある人への配慮に欠けた不適切な窓口対応をされた」等の意見が寄せられています。

【方向性】

しょうがいのある人が行政サービスを受ける権利を円滑に行使できるよう、市役所における合理的配慮の充実を図ります。

また、適切な対応のためには、市役所の職員一人ひとりに対して、しょうがいのある人への理解を促進する必要があります。

全職員を受講対象としている「ユニバーサルマナー検定⁵」に加え、あたりまえ

⁵ ユニバーサルマナー検定：ユニバーサルマナーとは、高齢者やしょうがいのある人、ベビーカー

利用者、外国人など、様々な方々を街で見かける現代において、自分とは違う誰かの視点に立ち行動することをいいます。国立市では、2017（平成29）年度より全職員を対象にユニバーサルマナー検定を職員研修として実施しています。講義では、しょうがいのある当事者が講師を務め、「高齢者やしょうがいのある人への向き合い方」や「障害者差別解消法について」「どんな人がどんなことに困るのか」等を学びます。

条例の成り立ちの説明や当事者から直接話を聞く職員研修を継続して実施し、しょうがいのある人への理解促進を図ることで、各職場におけるしょうがいのある人へのより良い配慮の提供を推進します。

また、障害者差別解消法にて策定が求められている「職員対応要領」について、早急に取り組みます。

【指標】

○公共施設や交通機関を利用する時に差別を受けたと感じたことがある人の割合
(実態調査の結果数値)

	今回調査	次回調査
	2023年度 (令和5年度)	2028年度 (令和10年度)
割合	10.2%	5.0%

○合理的配慮についての市職員研修の受講者数

	実績	目標
	2017年度～2022年度 (平成29年度～令和4年度)	2024年度～2029年度 (令和6年度～令和11年度)
期間中の 延べ人数	18人	300人

【関連施策】

ユニバーサルマナー検定[職員課]、しょうがいをお持ちの方へ適切な配慮を行うための意識向上研修[しょうがいしゃ支援課、職員課]等

10. 計画の推進体制

この計画の基本理念である、しょうがいのある人が地域であたりまえに暮らすためにみんなで協力するまち国立を実現していくためには、進行管理と評価が重要となります。行政、市民、事業者などが協働しながら、計画を推進するとともに、施策目標に掲げた基本施策への取り組み状況を随時把握し、点検していくことが必要です。

① 進行管理

行政による計画の進行管理のため、庁内の「国立市地域福祉推進本部」並びに同本部のもとに設置される「推進委員会」により推進、協議、調整を行います。

② 点検・評価

計画の取り組み状況について、しょうがいのある人が当事者として参画する「国立市しょうがいしゃ施策推進協議会」において中間評価を行います。基本方針ごとに取り組み状況を把握し、点検・評価を行い、残る計画期間中の取り組み課題などについて意見等をいただき、計画の推進に反映させていきます。

③ 次期計画策定への取り組み

この計画は上記①、②を踏まえ取り組み状況を把握、点検しながら、基本理念の実現を目指して、推進していきます。また、次期計画の円滑な策定に向けて、2028(令和10)年度より「国立市しょうがいしゃ施策推進協議会」において検討を開始します。

年度	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
取り組み	計画策定	進行管理	進行管理	中間評価	次期計画 検討開始	次期計画 策定

もくひょうち みこりょう
目標値・見込量について

だい き くにたちし ふくしけいかく
(第7期 国立市しょうがい福祉計画

だい き くにたちし じ ふくしけいかく そあん
第3期 国立市しょうがい児福祉計画(素案))

さんこうしりょう
参考資料

1. 計画期間

「第7期国立市しょうがい福祉計画・第3期国立市しょうがい児福祉計画」は
2024（令和6）年度4月～2026（令和8）年度末までとなります。

2. 成果目標（基本指針による項目立て）

基本指針に沿って項目ごとに第6期の実績及び第7期の見込みを示しています。
なお、第6期の実績のうち、2023（令和5）年度については2023（令和5）年10月末の数値であり（かっこ）で表記しています。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

基本指針 ①2026（令和8）年度末時点で、2022（令和4）年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
②2026（令和8）年度末時点の施設入所者数を2022（令和4）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

第6期しょうがい福祉計画の実績は目標に達することができないかたちで推移しました。基本指針や国立市しょうがいしゃ計画の理念に沿ってさらなる削減を目指し、地域移行や入所希望者の共同生活援助利用を検討するなどの取り組みをしていきます。基本指針では、2022（令和4）年度末時点からの6%以上を地域生活に移行としており、国立市では3.54人以上の移行をすすめることとなりますが、4人の移行を目指します。また、2022（令和4）年度末の入所者数の5%減とすると、2.95人減を目指すこととなりますので、3人の移行を勘案し2026（令和8）年度末は56人と見込みます。

しせつにゅうしょしえん りよう
(施設入所支援の利用)

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
目標値	令和元年度末時点の 62人から▲4人			令和4年度末時点の 59人から▲3人		
実績(各年度末)	60人	59人	(60人)	59人	57人	56人

せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ こうちく
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本指針	①保健医療および福祉関係者による協議の開催回数を設定
	②精神障害者の地域移行支援の利用者数を設定
	③精神障害者の自立生活援助の利用者数を設定

くにたちし せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ かん れいわ
 国上市では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関して2020（令和2）
 ねんど きょうぎ ば もう きょうぎ ば せいしんかびょういん ちょうき ねんいじょう
 年度より協議の場を設けています。協議の場では、精神科病院の長期（1年以上）
 にゅういんしゃ ちいきこう ちょうき にゅういん かいひ しゅがん ちいき
 入院者の地域移行（②、③）や、長期にわたる入院の回避を主眼におくこととし、地域
 せいかつしえんきょてん せいび あい きょうぎ
 生活支援拠点の整備と相まって協議をすすめています。

だい き は、この協議の場を年4回開催いたしました。第7期も同様に年間4回開催
 することを目標とし、引き続き地域移行に向け押し進めます。

また、2024（令和6）年度より、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築
 じぎょう じっし きょうぎ ば けいぞく かいさい くわ ちいき ふきゅうけいはつかつどう ちょうき
 事業を実施し、協議の場を継続して開催することに加え、地域への普及啓発活動や長期
 にゅういん かんじゃ はあく ちょうさどう おこな せいしん
 入院されている患者の把握のためのアンケート調査等を行うことで、精神しょうがい
 のある方が地域で安心して生活を送ることができる体制の構築を促進します。

(3) 地域生活支援の充実

基本指針

①2026（令和8）年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の

地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回

以上運用状況を検証、検討する

②2026（令和8）年度までに、強度行動障害を有するしょうがいしゃ

の状況や支援ニーズ等を把握し、支援体制の整備を行う

障害福祉サービスの関係機関のネットワークによる面的整備をすすめ、2026（令和8）年度末までに設置し、年に1回以上の運用検討をします。整備を進めるにあたっては、自立支援協議会及び相談支援連絡会等の協議の場を活用していきます。また、市が面的整備のコーディネーターとなれるよう、基幹相談支援センターの設置についても積極的に検討をすすめ、2026（令和8）年度末までにはセンターを設置します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

基本指針

①2026（令和8）年度までに、2021（令和3）年度実績の1.28倍以上

の一般就労への移行実績を達成

②就労移行支援については、2026（令和8）年度までに、2021（令和3）

年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上を達成

③就労継続支援A型については、2026（令和8）年度までに、2021（令和

3）年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上を達成

④就労継続支援B型については、2026（令和8）年度までに、2021（令和

3）年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を達成

きほんししん
基本指針

⑤ 就 労 定 着 支 援 事 業 の 利 用 者 数 に つ い て は 、 2021（令和3）年 度 の 実 績 の

1. 4 1 倍 以 上 の 達 成 を 基 本 と し 、 就 労 定 着 率 に つ い て は 、 就 労 定 着

支 援 事 業 所 の う ち 、 就 労 定 着 率 が 7 割 以 上 の 事 業 所 を 全 体 の 2 割 5 分 以 上
と する。

⑥ 就 労 移 行 支 援 事 業 利 用 終 了 者 の う ち 、 一 般 就 労 へ 移 行 し た 方 の 割 合 が

5 割 以 上 の 事 業 所 が 5 割 以 上 あ る こ と

◇ 用 語 の 説 明

ふくししせつ 福祉施設	こ こ で 言 う 福 祉 施 設 と は 、 主 に 日 中 活 動 を 行 う 施 設（生活 介 護 、 自 立 訓 練（機 能 訓 練、生 活 訓 練）、就 労 移 行 支 援、 就 労 継 続 支 援（A 型、B 型）な ど）の こ と
いっばんしゅうろう 一般就 労	一 般 の 事 業 所（い わ ゆ る 企 業 や 官 公 庁 な ど）や 特 例 子 会 社、 重 度 障 害 者 多 数 雇 用 事 業 所（一 定 基 準 以 上 の し ょ う が い の あ る 重 度 し ょ う が い 者 の 就 労 に 必 要 な 整 備 等 を 行 っ て い る 事 業 所） な ど で 働 く こ と

① 移行者数

就労移行支援、就労継続支援の利用者の一般就労への移行者を合計すると以下のようになります。

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	7人	7人	9人	8人	10人	12人
実績 (各年度末)	9人	5人	(7人)			

② 就労移行支援の移行者数

2021（令和3）年度における就労移行支援の利用者から一般就労へと移行した人数は8人でした。2026（令和8）年度末には11人を目標とします。

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	4人	4人	6人	6人	8人	11人
実績（各年度末）	8人	4人	(7人)			
見込みに対する実績の比（％）	200	100	—			

③ 就労継続支援A型の移行者数

2021（令和3）年度における就労継続支援A型の利用者から一般就労へと移行した人数は1人でした。2026（令和8）年度末には2人を目標とします。

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	1人	1人	1人	0人	1人	2人
実績（各年度末）	1人	0人	(0人)			
見込みに対する実績の比（％）	100	0	—			

④ 就労継続支援B型の移行者数

2021（令和3）年度における就労継続支援B型の利用者から一般就労へと移行した人数は0人でした。2026（令和8）年度末には1人を目標とします。

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	2人	2人	2人	0人	0人	1人
実績（各年度末）	0人	1人	(0人)			
見込みに対する実績の比（％）	0	50	—			

⑤ 「就労定着支援」の利用者数

一般就労に移行する者のうち、2021（令和3）年度においては、9人が就労定着支援事業を利用しました。2026（令和8）年度には、2021（令和3）年度の実績の1.41倍以上の14人を目標値とします。

また、就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上を基本指針とします。国立市内の就労定着支援事業所は、2021（令和3）年度末時点で3か所あります。すでに就労定着支援を実施する事業所との連携を強めながら、新規事業所の開拓を進め、当該目標を達成することを目指します。

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	1人	1人	1人	12人	13人	14人
実績（各年度末）	9人	12人	(5人)			
見込みに対する実績の比（％）	—	—	—			

⑥「就労選択支援」の利用

就労選択支援とは、2025（令和7）年10月1日から、障害者総合支援法により施行予定となる新たなサービスです。しょうがいしゃ本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援するものです。サービスの対象者は、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している方になる予定です。

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	一人	一人	一人	0人	6人	12人
実績（各年度末）	一人	一人	(一人)			
見込みに対する実績の比（％）	—	—	—			

(5) しょうがい児支援の提供体制の整備等

基本指針 ①2026（令和8）年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問

支援を利用できる体制を構築

②2026（令和8）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童

発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域

に少なくとも1カ所以上確保

③2026（令和8）年度末までに、医療的ケア児支援のため、保健、医療、

障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を

設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

◇ようご せつめい
用語の説明

ほいくしょうほうちんしえん 保育所等訪問支援	ほいくしょ しゅうだんせいかつ いとな しせつとう かよ 保育所など集団生活を営む施設等に通うしょうがい児に ついて、その施設を訪問し、しょうがい児がしょうがい児 以外の児童との集団生活に適応することができるよう 専門的な支援を行うサービス
じゅうしょうしんしんしょうがい 重症心身障害	じゅうど ちてき しゅうど したいふじゅう しゅうふく 重度の知的しょうがいと重度の肢体不自由が重複してい る状態のこと。東京都では、愛の手帳1度または2度と 肢体不自由の1級または2級が重複している状態やそれ と同等の状態
じどうはったつしえん 児童発達支援	しょうがい児に対して、日常生活における基本的な動作 および知識技能の習得並びに集団生活への適応のための 支援、その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行う
ほうかごとう 放課後等デイサービス	ざいがくちゅう しょうがい児に、放課後や夏休み等の長期 休暇中において、生活能力向上のための訓練等を 継続的に提供し、自立を促進するとともに、 居場所づくりを行うサービス
じどうはったつしえん 児童発達支援センター	じどうはったつしえん ほうかごとう ほいくしょうほうちんしえん 児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 などを実施し、地域のしょうがい児に通所にて支援を 提供するセンター

きょたくほうもんがたじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援	じゅうしょうしんしん しん がいいしゅつ いちじる こんなん 重症心身しょうがい児など外出が著しく困難なしょう じ きょたく ほうもん じっし じどうはったつしえん がい児の居宅を訪問して実施する児童発達支援サービス へいせい ねんとしんせつ 平成30年度新設
-------------------------------------	---

① 2026（令和8）年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

くにたち発達支援センターの機能のひとつとして、保育所等訪問支援を実施しています。2026（令和8）年度末までに、保育所等訪問支援を提供する事業所をもう一か所増やし、関係機関との連携によりニーズに合わせた支給体制のさらなる確保を目指します。

② 2026（令和8）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

及び放課後等デイサービス事業所を確保

重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業については、2022（令和4）年度末時点で、1か所あり市内社会福祉法人により事業が運営されております。今後も引き続き連携、協働していきます。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業については、2022（令和4）年度末時点で、サービスを提供できる事業所がありません。2026（令和8）年度末までに、事業所の確保を目指します。

③ 2026（令和8）年度末までに、医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、

保育、教育等の関係機関等により構成された連絡会を設置

医療的ケア児（たんの吸引や経管栄養の注入などの医療的な行為が日常生活に必要とされる児童）の支援体制を協議する場が求められています。

福祉、保育、教育その他庁内の関係部署の職員により構成された医療的ケア児等

支援連絡会を設置します。保健・医療の専門家をSVに招き、医療的ケア児の①現状把握に関すること②関係機関相互の課題や情報の共有に関すること③連携強化に関すること等について協議します。また、専門家を講師に関係者向けの研修を開催します。

医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、2022（令和4）年度末時点で2人おりますが、2026（令和8）年度末までに、3人の配置を目指します。

（6）相談支援体制の充実・強化のための取組

- 基本指針** ①2026（令和8）年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置する。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、地域の相談支援体制の強化に努める。
- ②協議会の機能をより実効性のあるものとするため、2026（令和8）年度までに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを進めるとともに、これらの取り組みを行うために必要な体制を確保する。

制度の高度化やニーズの多様化などによって総合的・専門的な相談支援が必要となっております。国立市では、地域の方々が安心して暮らしていけるように相談体制の強化に取り組んでいます。

2026（令和8）年度末までに、基幹相談支援センターを設置します。また、地域の相談支援従事者や支援者への支援を担う人材である主任相談支援専門員を育成し、その

きのう ちいき そうだんし えんだいせい きょうか ゆうこう かつよう
機能を地域の相談支援体制の強化のため有効に活用します。

また、自立支援協議会の機能をより実効性のあるものとするため、2026（令和8）
ねんどまつ きょうぎかい あ かた みなお ちいき かだいとう せいり きょうぎ ば
年度末までに、協議会の在り方を見直し、地域の課題等を整理し協議する場として機能
するよう体制整備を進めます。

（7）障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

基本指針 ①2026（令和8）年度までに、都道府県が実施する障害福祉サービス等
にか か けんしゅう しちょうそんしよくいん さんかになんすう せってい
に係る研修への、市町村職員の参加人数の設定
②2026（令和8）年度までに、障害者審査支払システム等での審査結果
ぶんせき けっか かつよう じぎょうしょ かんけいじちたい きょうゆう たいせい
を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の
こうちく
構築

くにたちし さら きょうがいふくし しつ こうじょう
国立市における更なる障害福祉サービスの質を向上させるために、しょうがいしゃ
しえんかしょくいん じんざいいくせい けいぞく ちから い とうきょうと おこな けんしゅう
支援課職員の人材育成にも継続して力を入れます。東京都が行う研修にしょうがいし
しえんかしょくいんぜんいん さんか つう さいしんちしき けいこう はあく つと
や支援課職員全員が参加することを通じ、最新知識・傾向の把握に努めます。

またより効率的な福祉サービスの構築に向け、審査結果の分析・共有をする体制を継
ぞく
続します。

3. 活動指標（障害福祉サービス等の見込量）

障害福祉サービス及び地域生活支援事業について、以下のとおり各年度末（3月）の実績を示します。第6期実績値のうち令和5年度（2023年度）は10月の数値であり、（ ）で表記しています。

（1）障害福祉サービスの第6期実績値と第7期各年度見込量（各年度3月値）

① 訪問系サービスの見込量

第6期については、概ね見込量通り順調に推移しました。第7期の見込量については、第6期の実績値を考慮し、数値を設定しています。

◇用語の説明

訪問系サービス〔主として自宅において提供される支援サービス〕

居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護や家事援助など、日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常介護が必要な方に、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動支援など総合的な支援を行うサービス
行動援護	知的しょうがい・精神しょうがいにより行動に著しい困難のある方に、行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとて高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供するサービス

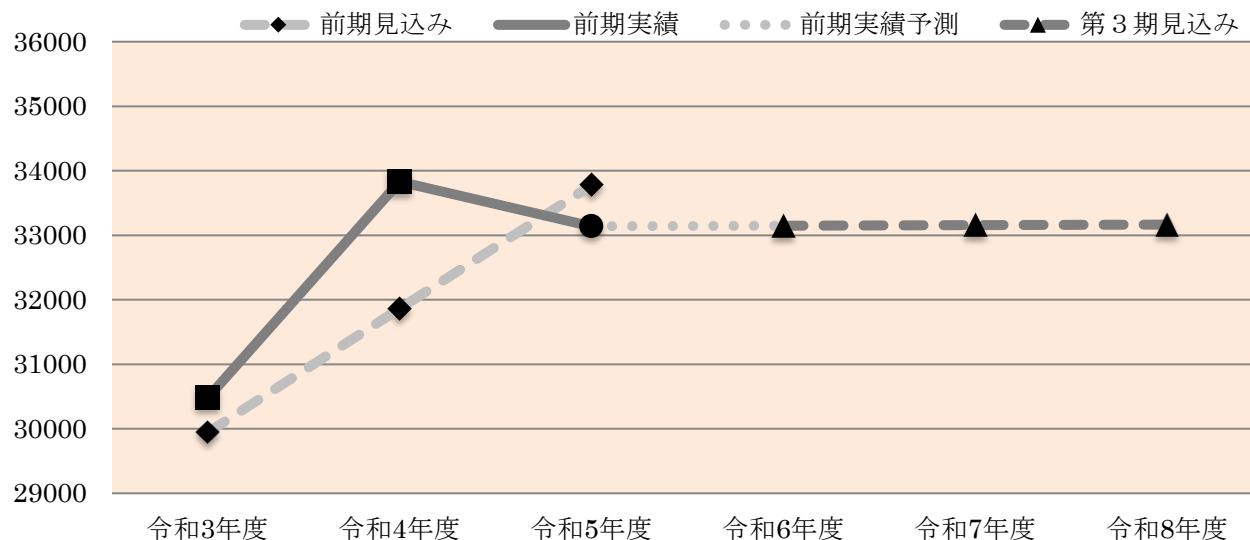
どうこうえんご 同行援護	しかく 視覚しょうがいにより、移動に著しい困難を有するしょうがい しゃ かた がいしゆつ どうこう 者の方の外 出に同行し、移動に必要な情報を提供するとと もに、移動の援護などを提供するサービス
-----------------	---

〔時間数〕

		第6期実績値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量の見込み		29,945 時間	31,861 時間	33,778 時間
実績値 (各年度末)	居 宅 介 護	3227.5 時間	3162.5 時間	(3152.25 時間)
	行 動 援 護	1640.5 時間	1731.5 時間	(1,871 時間)
	重 度 訪 問 介 護	25,290 時間	28589.5 時間	(27,804 時間)
	重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	(0 時間)
	同 行 援 護	326 時間	347.5 時間	(313 時間)
	計	30,484 時間	33,831 時間	(33140.25 時間)
見込みに対する実績の比率 (%)		101.7	106.1	—

		第7期見込量		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み		33,148 時間	33,157 時間	33,166 時間
事業別の見込み	居 宅 介 護	3,153 時間	3,155 時間	3,157 時間
	行 動 援 護	1,875 時間	1,876 時間	1,877 時間
	重 度 訪 問 介 護	27,805 時間	27,810 時間	27,815 時間
	重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間
	同 行 援 護	315 時間	316 時間	317 時間

国立市の訪問系サービスの推移と見込量（時間分）

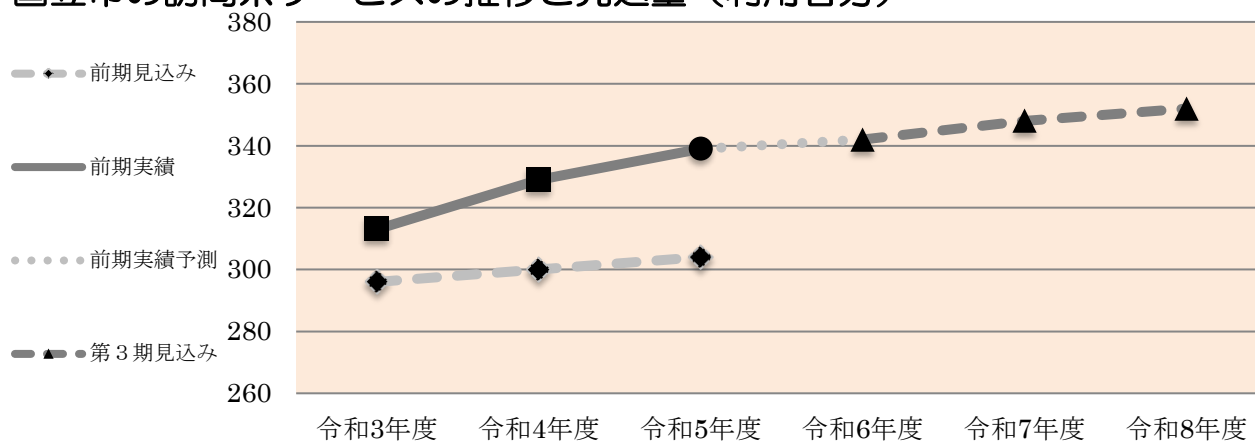


〔利用者数〕

		第6期実績値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量の見込み		296人	300人	304人
実績値 (各年度末)	居宅介護	163人	178人	(192人)
	行動援護	61人	63人	(60人)
	重度訪問介護	65人	67人	(67人)
	重度障害者等包括支援	0人	0人	(0人)
	同行援護	24人	21人	(20人)
	計	313人	329人	(339人)
見込みに対する実績の比率(%)		105.7	109.6	—

		第7期見込量		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み		342人	348人	352人
事業別の見込み	居宅介護	195人	197人	199人
	行動援護	60人	61人	61人
	重度訪問介護	67人	70人	72人
	重度障害者等包括支援	0人	0人	0人
	同行援護	20人	20人	20人

国立市の訪問系サービスの推移と見込量（利用者分）



② 日中活動系サービス及び短期入所等の見込量

地域での生活の安定のため、訪問系サービスと同様利用を多く見込んでいました。サービス種別で違いはあるものの、見込みどおりの増加で推移しています。第7期についても第6期の事業継続を見込みました。

◇用語の説明

日中活動系サービス〔施設などを利用し、主として昼間に提供される支援サービス〕

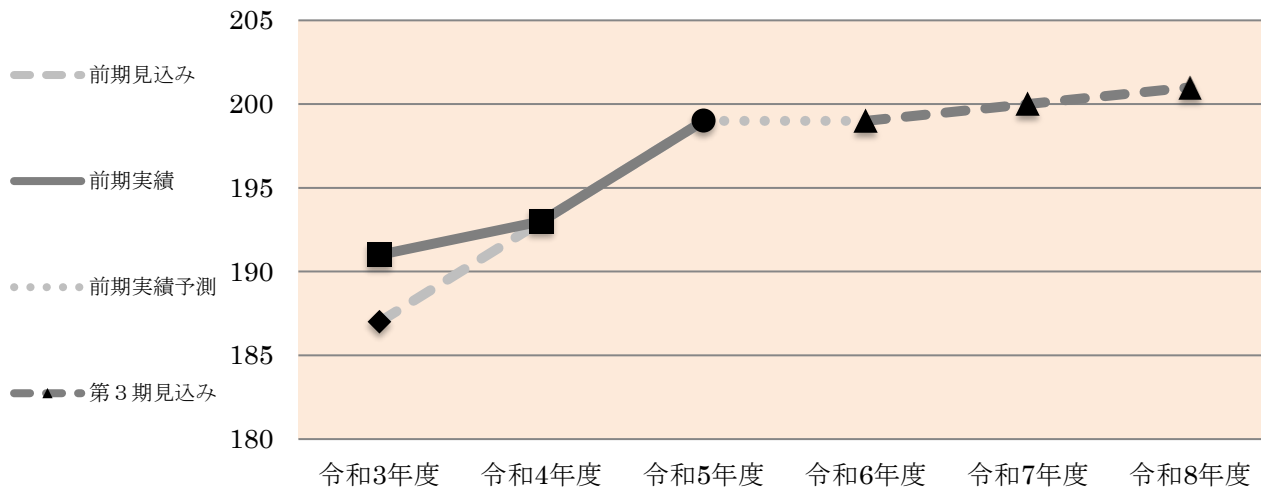
生活介護	常に介護を必要とする方に、日中活動の場を提供するとともに、入浴・排せつ・食事の介護などを行うサービス
自立訓練（機能訓練）	身体しょうがいの方に、一定期間、身体機能の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
自立訓練（生活訓練）	知的しょうがい・精神しょうがいの方に、一定期間、日常生活能力の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
就労移行支援	就労希望の方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練などを提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援（A型）	一般の事業所で働くことが困難な方に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス

しゅうろうけいぞくしえん がた 就 労 継 続 支 援 (B 型)	いっばん じぎょうしょ はたら こんなん かた こようけいやく 一 般 の 事 業 所 で 働 く こ と が 困 難 な 方 に、 雇 用 契 約 な し で、 しよくぎょうくんれん ちゅうしん はたら ば ていきょう いっばん 職 業 訓 練 を 中 心 と し た 働 く 場 を 提 供 す る と と も に、 一 般 しゅうろう いこう む しえん おこな 就 労 へ の 移 行 に 向 け た 支 援 を 行 う サ ー ビ ス
しゅうろうていちゃくしえん 就 労 定 着 支 援	しゅうろういこうしえんとう りよう へ いっばんしゅうろう いこう 就 労 移 行 支 援 等 の 利 用 を 経 て 一 般 就 労 へ 移 行 し た し ょ う が しゅ しゅうろう とこな かんきょうへんか せいかつめん かだい しょう い 者 で、 就 労 に 伴 う 環 境 変 化 に よ り 生 活 面 の 課 題 が 生 じ て い かた たい そうだん れんらくちょうせいとう かたいかいけつ む ひつよう る 方 に 対 し、 相 談 や 連 絡 調 整 等、 課 題 解 決 に 向 け て 必 要 と な しえん おこな る 支 援 を 行 う サ ー ビ ス
りょうようかいご 療 養 介 護	いりよう じょうじ かいご ひつよう かた びょういん きのうくんれん 医 療 と 常 時 の 介 護 を 必 要 と す る 方 に、 病 院 な ど で、 機 能 訓 練、 りょうようじょう かんり た ひつよう しえん ていきょう 療 養 上 の 管 理、 そ の 他 必 要 な 支 援 を 提 供 す る サ ー ビ ス
たんきにゅうしょ 短 期 入 所 (ショートステイ)	いちじてき しよじじょう じたく せいかつ こんなん かた たんきかん 一 時 的 な 諸 事 情 に よ り 自 宅 で の 生 活 が 困 難 な 方 に、 短 期 間、 やかん ふく しせつ せいかつ ば た ひつよう かいご 夜 間 も 含 め 施 設 な ど で、 生 活 の 場 や そ の 他 必 要 な 介 護 な ど を ていきょう 提 供 す る サ ー ビ ス

■生活介護

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	187人	193人	199人	199人	200人	201人
実績（各年度末）	191人	193人	(199人)			
見込みに対する実績の比（％）	102.1	100	—			

国立市の生活介護の推移と見込量



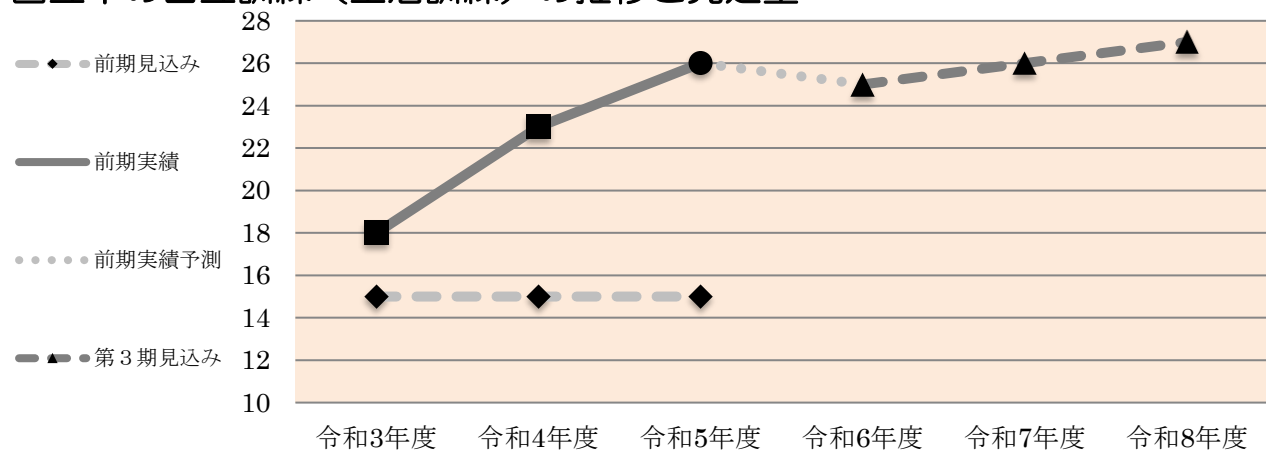
■自立訓練 （機能訓練）

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実績（各年度末）	0人	0人	(0人)			
見込みに対する実績の比（％）	0.0	0.0	—			

■自立訓練 （生活訓練）

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	15人	15人	15人	25人	26人	27人
実績（各年度末）	18人	23人	(26人)			
見込みに対する実績の比（％）	120	153.3	—			

国立市の自立訓練（生活訓練）の推移と見込量



【再掲】

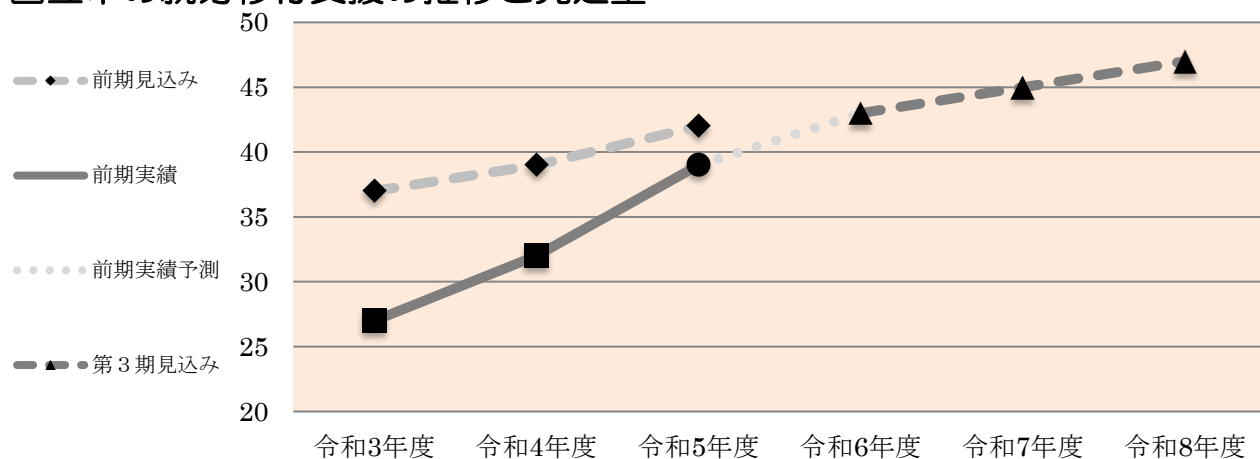
■精神しょうがい
しゃの自立訓練
（生活訓練）

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	一人	一人	一人	21人	22人	23人
実績（各年度末）	17人	21人	(21人)			
見込みに対する実績の比（％）	—	—	—			

■就労移行支援

	第 6 期実績値			第 7 期見込量		
	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
サービス量の見込み	37 人	39 人	42 人	43 人	45 人	47 人
実績（各年度末）	27 人	32 人	(39 人)			
見込みに対する実績の比（％）	72.9	82	—			

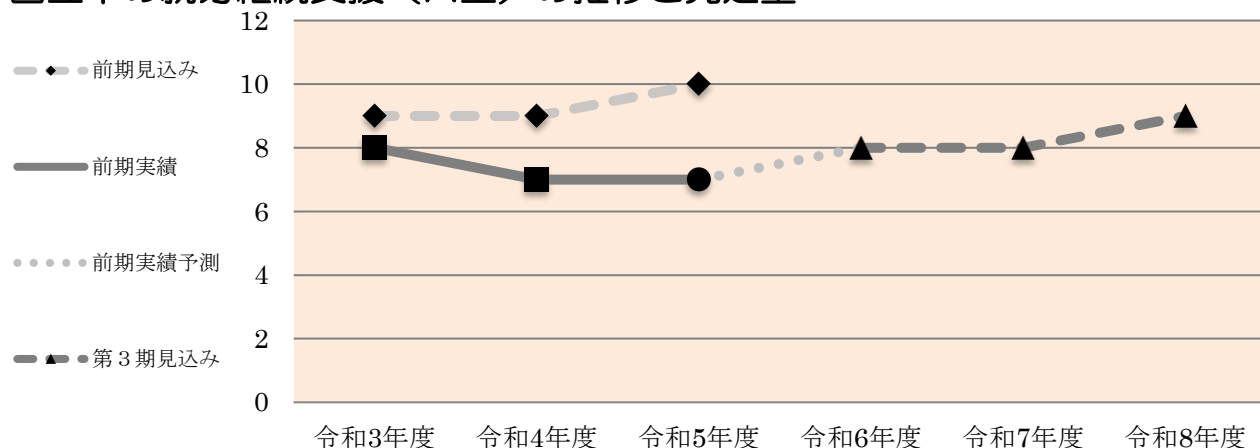
国立市の就労移行支援の推移と見込量



■就労継続支援（A型）

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
サービス量の見込み	9 人	9 人	10 人	8 人	8 人	9 人
実績（各年度末）	8 人	7 人	(7 人)			
見込みに対する実績の比（％）	88.8	77.7	—			

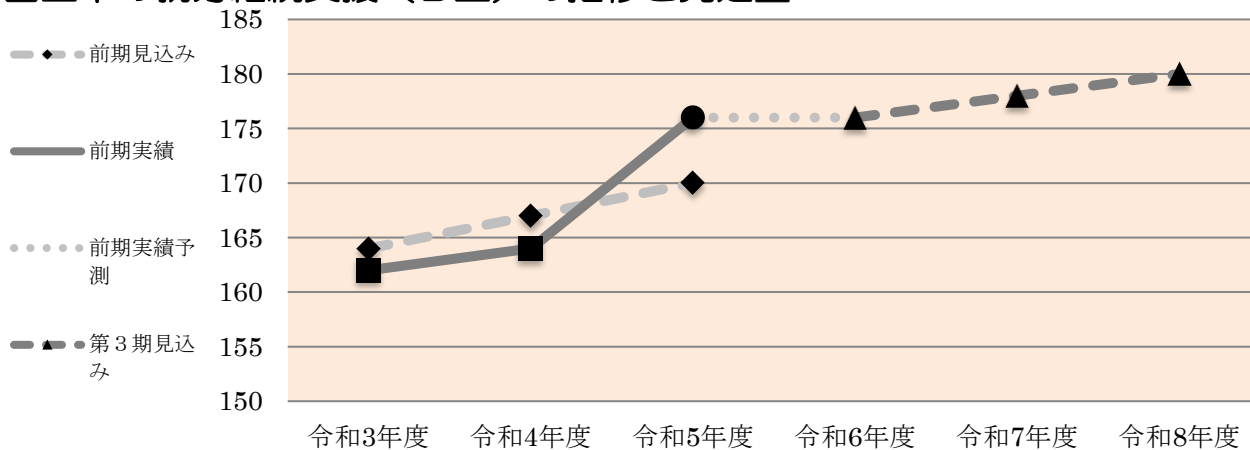
国立市の就労継続支援（A型）の推移と見込量



■就労継続支援 (B型)

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	164人	167人	170人	176人	178人	180人
実績(各年度末)	162人	164人	(176人)			
見込みに対する実績の比(%)	98.7	98.2	—			

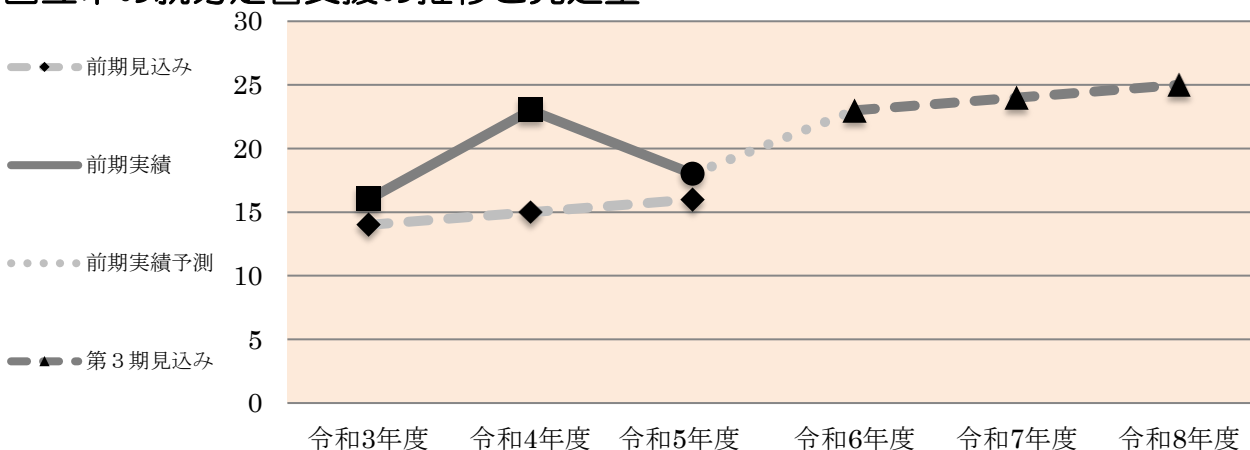
国立市の就労継続支援(B型)の推移と見込量



■就労定着支援

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	14人	15人	16人	23人	24人	25人
実績(各年度末)	16人	23人	(18人)			
見込みに対する実績の比(%)	114.2	153.3	—			

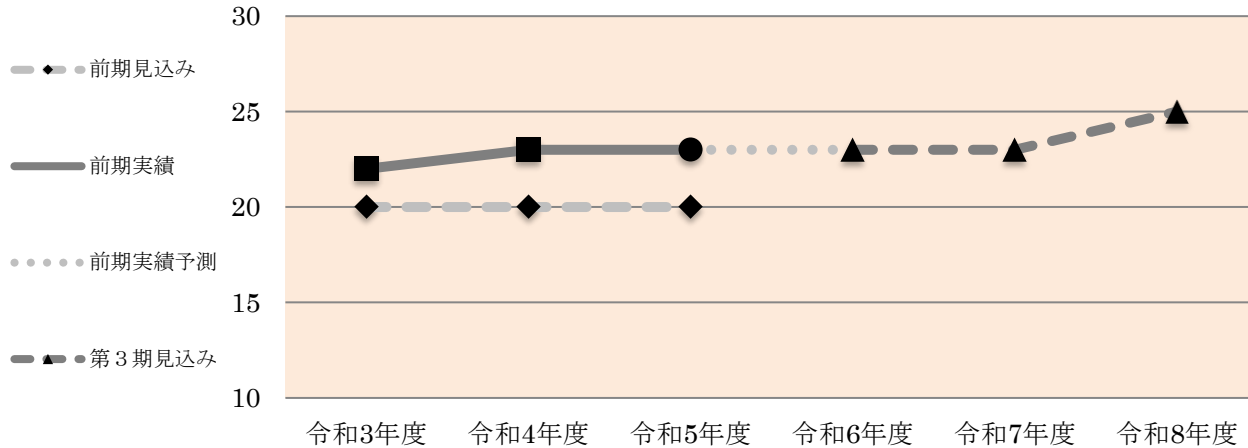
国立市の就労定着支援の推移と見込量



■療養介護

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	20人	20人	20人	23人	23人	25人
実績(各年度末)	22人	23人	(23人)			
見込みに対する実績の比(%)	110	115	—			

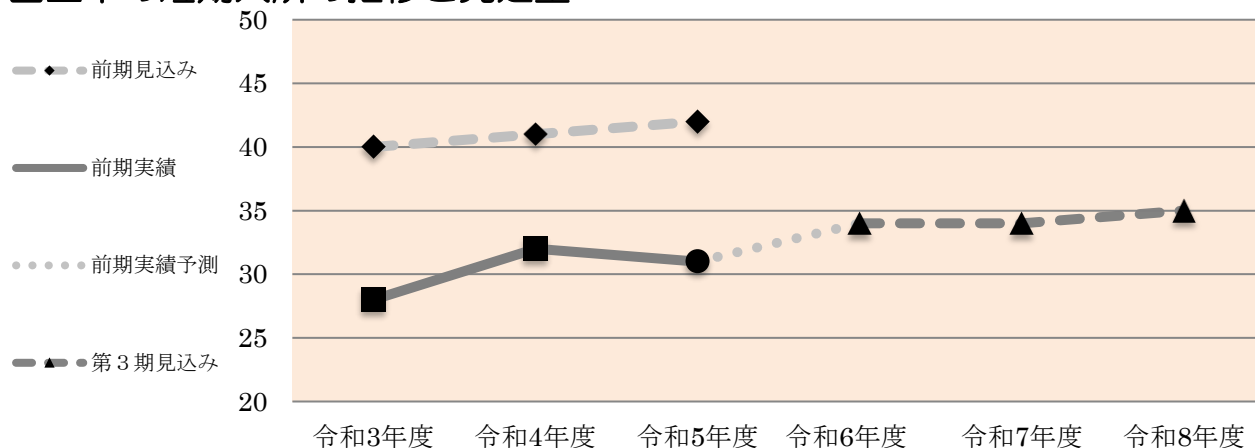
国立市の療養介護の推移と見込量



■短期入所

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	40人	41人	42人	34人	34人	35人
実績(各年度末)	28人	32人	(31人)			
見込みに対する実績の比(%)	70	78	—			

国立市の短期入所の推移と見込量



③ 居住系サービスの見込量

居住系サービスのうち、共同生活援助（グループホーム）については、2023（令和5）年度も新しく事業所が立ち上がるなど需要も供給も見込みどおり伸長しており、今後も増加傾向が続くと考えて見込量を設定しております。

宿泊型自立訓練は、「通勤寮」や「生活訓練施設」として実績があり、家族からの自立や精神科病院からの退院の過程で利用されます。

◇用語の説明

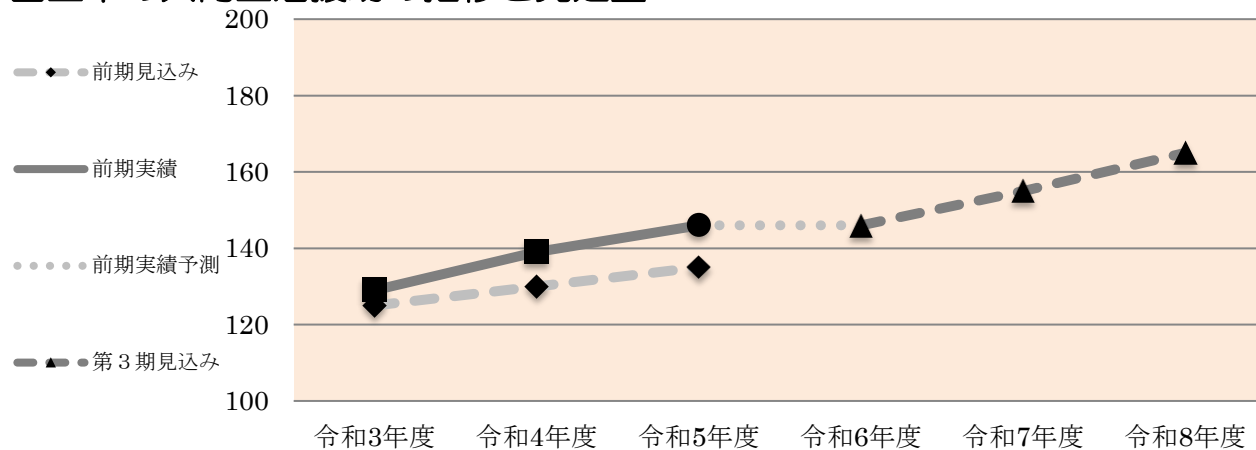
居住系サービス〔施設などにおいて、主として夜間や休日に提供される支援サービス〕

共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談、その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
施設入所支援	施設に入所している方に、入浴・排せつ・食事の介護など、その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
宿泊型自立訓練	知的しょうがいまたは精神しょうがいのある人に、家事等の日常生活能力の向上のための支援や生活に関する相談・助言などを昼夜を通じて提供し、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行うサービス
自立生活援助	施設やグループホームを利用していたしょうがい者でひとり暮らしをする方に対し、定期的な訪問を行い、生活面での課題や体調の変化などについて確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービス

■共同生活援助

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	125人	130人	135人	146人	155人	165人
実績(各年度末)	129人	139人	(146人)			
見込みに対する実績の比(%)	103.2	106.9	—			

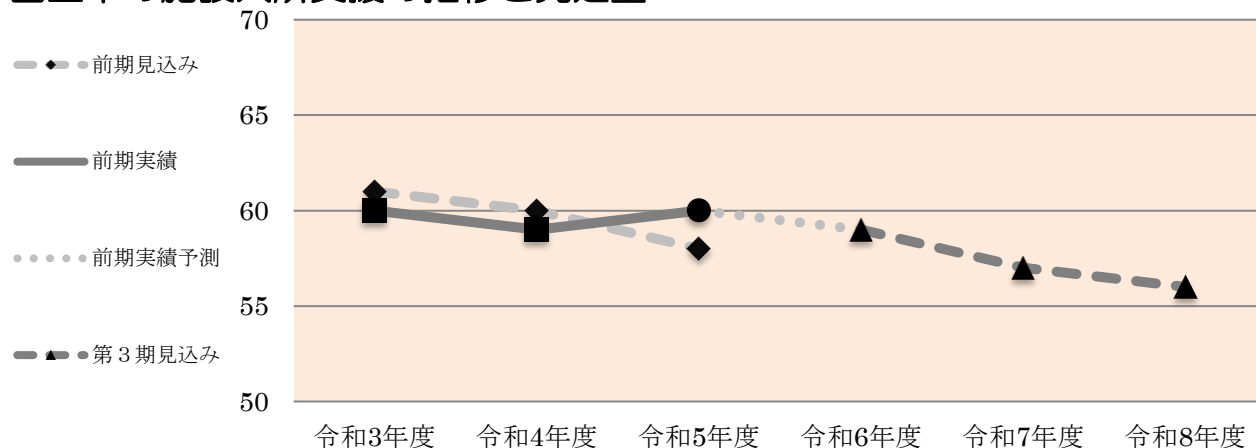
国立市の共同生活援助の推移と見込量



■施設入所支援

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	61人	60人	58人	59人	57人	56人
実績(各年度末)	60人	59人	(60人)			
見込みに対する実績の比(%)	98.3	98.3	—			

国立市の施設入所支援の推移と見込量



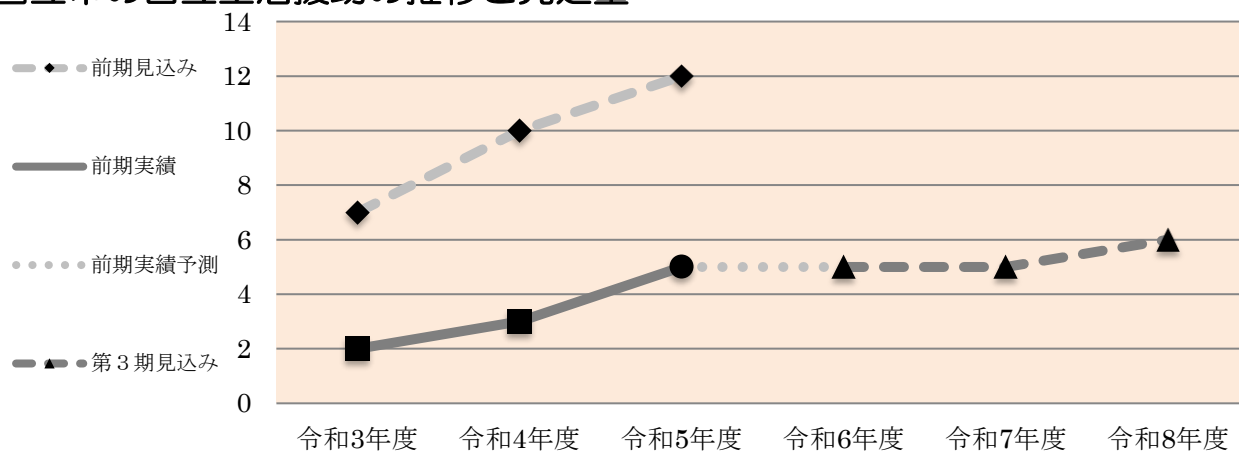
■宿泊型自立訓練

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実績(各年度末)	0人	0人	(1人)			
見込みに対する実績の比(%)	0	0	—			

■自立生活援助

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	7人	10人	12人	5人	5人	6人
実績(各年度末)	2人	3人	(5人)			
見込みに対する実績の比(%)	0	0	—			

国立市の自立生活援助の推移と見込量



【再掲】

■精神しょうがい しゃの共同生活援助

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	一人	一人	一人	38人	39人	40人
実績(各年度末)	33人	37人	(38人)			
見込みに対する実績の比(%)	—	—	—			

■精神しょうがい しゃの自立生活援 助	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	一人	一人	一人	7人	7人	8人
実績（各年度末）	2人	3人	(5人)			
見込みに対する実績の比（％）	—	—	—			

④ 計画相談支援等の見込量

計画相談支援（指定特定相談ともいう）は2015（平成27）年4月より、障害福祉サービスのすべての支給決定において必須となりました。以下の実績・見込みは月での算出となりますが、計画相談支援の支給決定数としては、2023（令和5）年10月現在530件です。国立市ではセルフプランの希望も依然として多く、2023（令和5）年10月時点で、しょうがい者（18歳以上）で約29%がセルフプランとなっています。

市内の相談支援事業所数は、2023（令和5）年10月時点で12事業所ありますが、障害児相談支援の充実を図っていく必要があり、事業所の数を増やしていくことが課題です。

地域相談（指定一般相談ともいう）には地域移行支援と地域定着支援とがあり、地域移行をすすめるうえで今後更なる需要が見込まれます。

◇用語の説明

計画相談支援等〔障害福祉サービスの利用計画の作成、地域生活への移行や定着についての支援〕

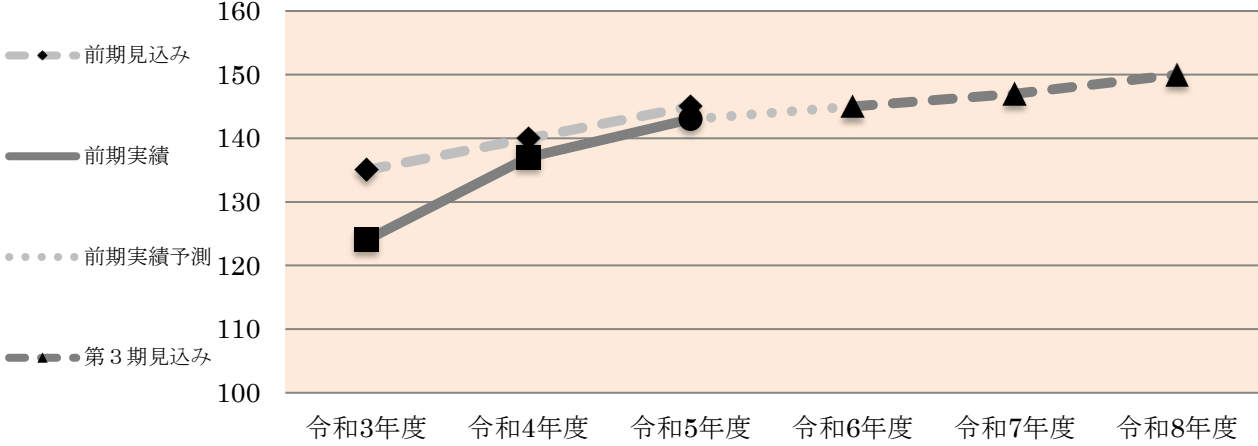
計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、しょうがい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、ご本人とともにサービスの利用計画を作成する。利用者の満足度をモニタリングしながら、支援内容をコーディネートするサービス
地域移行支援	障害者支援施設等の施設に入所しているしょうがい者又は精神科病院に入院している精神しょうがい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービス

ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	きょたく たんしんとう じょうきょう せいかつ しゃ 居宅において単身等の状況において生活するしょうがい者につき、 とうがい しゃ じょうじ れんらくたいせい かくほ とくせい 当該しょうがい者との常時の連絡体制を確保し、しょうがいの特性に きいん しょう きんきゅう じたい そうだん た べんぎ きょうよ 起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与するサ ービス
-----------------------	---

■計画相談支援

	第6期実績値			第7期見込み		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	135人	140人	145人	145人	147人	150人
実績(各年度末)	124人	137人	143人			
見込みに対する実績の比(%)	91.8	97.8				

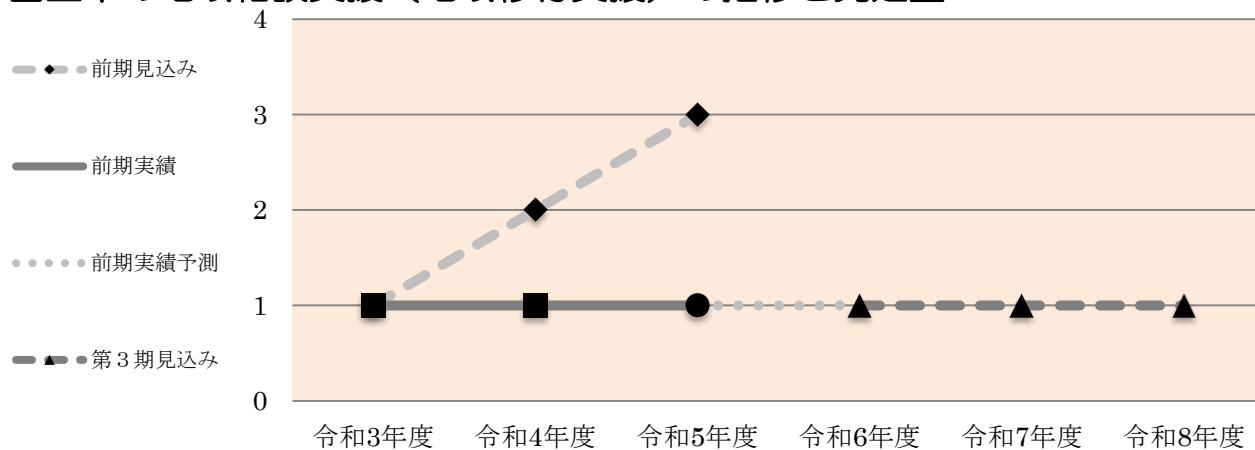
国立市の計画相談支援の推移と見込み



■地域相談支援
(地域移行支援)

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	1人	2人	3人	1人	1人	1人
実績(各年度末)	1人	1人	(1人)			
見込みに対する実績の比(%)	100	50	—			

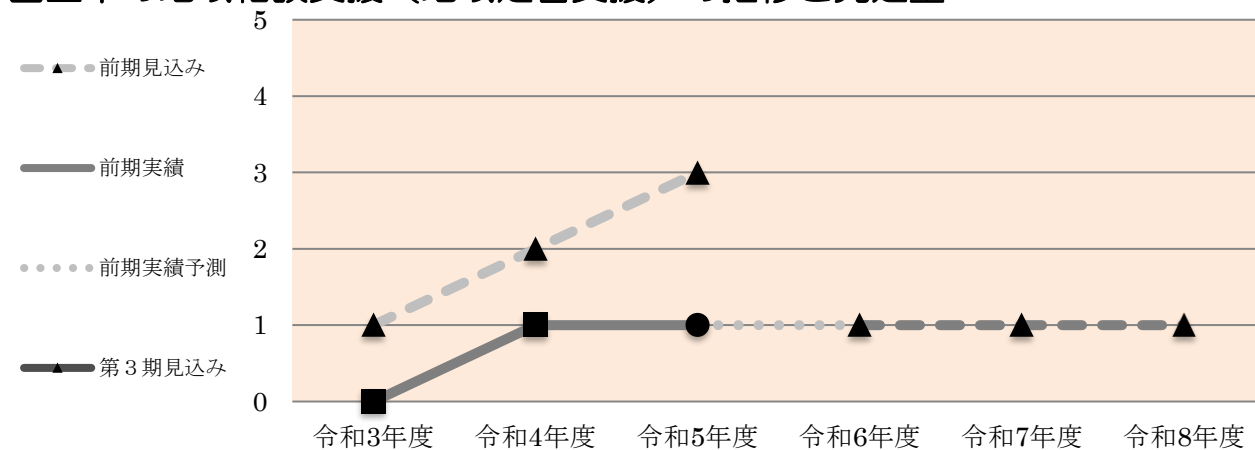
国立市の地域相談支援(地域移行支援)の推移と見込量



■地域相談支援
(地域定着支援)

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	1人	2人	3人	1人	1人	1人
実績(各年度末)	0人	1人	(1人)			
見込みに対する実績の比(%)	0	50	—			

国立市の地域相談支援(地域定着支援)の推移と見込量



■精神しょうがい しゃの地域相談支 援（地域移行支援）	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	一人	一人	一人	1人	2人	3人
実績（各年度末）	1人	1人	(1人)			
見込みに対する実績の比（％）	—	—	—			

■精神しょうがい しゃの地域相談支 援（地域定着支援）	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	一人	一人	一人	0人	1人	2人
実績（各年度末）	0人	0人	(0人)			
見込みに対する実績の比（％）	—	—	—			

⑤ 障害児通所支援、障害児相談支援等の見込量

第7期についても第6期の実績値の推移を見込んでいます。2012（平成24）年度より市町村の支給決定により提供されるようになった障害児通所支援は、利用に対するニーズの高まりの影響もあり、多くの方が利用するようになりました。国立市内の事業所数については、2023（令和5）年10月時点で、放課後等デイサービスが14か所、児童発達支援が7か所となっており、年々増加している傾向にあります。利用ニーズが高まってきているため、送迎に対応した事業所を増やすなどしてより利用しやすくなるような環境の整備に取り組んでいきます。

これらの通所支援を受けるためには、障害福祉サービス同様に計画の作成が必要となっており、支給決定数としては2023（令和5）年10月現在90件です。児童は保護者によるセルフプランがより多く、2023（令和5）年10月時点で75%以上に達しています。

市内の相談支援事業所数は、2023（令和5）年10月時点で7事業所あります。年々コーディネート希望が高まっており計画相談のニーズが増えてきているものの、そのニーズを満たすには至っていません。今後障害児相談支援の充実のため、相談支援専門員数を増やしていく必要があります。

なお、しょうがい児の入所に関しては、東京都（児童相談所）が担っています。

◇用語の説明

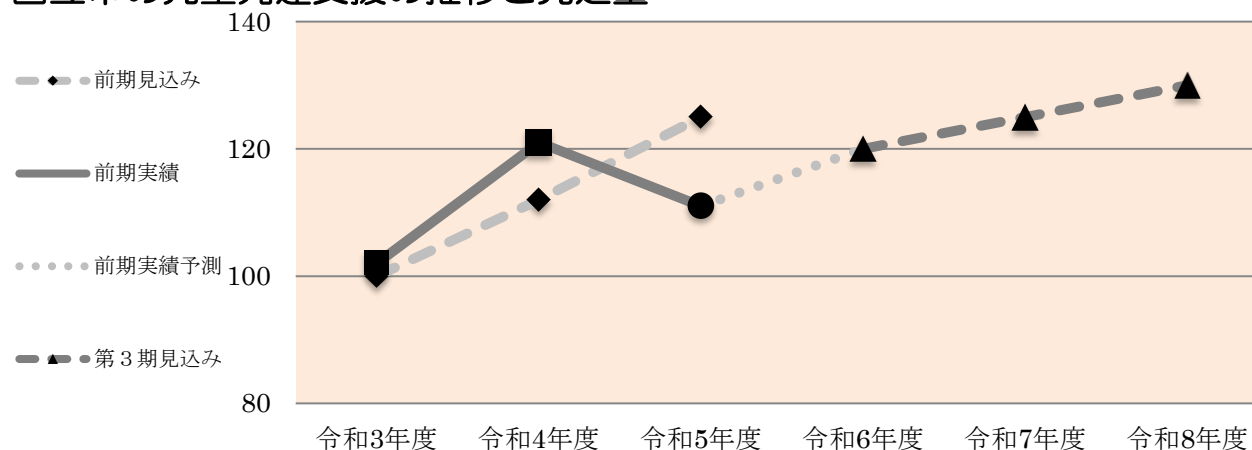
障害児通所支援系サービス〔しょうがい児を対象に、施設などを利用し日中提供される支援〕

障害児相談支援	障害児通所支援等の利用を希望する方に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービス
---------	--

■児童発達支援

	第2期実績値			第3期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	100人	112人	125人	120人	125人	130人
実績(各年度末)	102人	121人	(111人)			

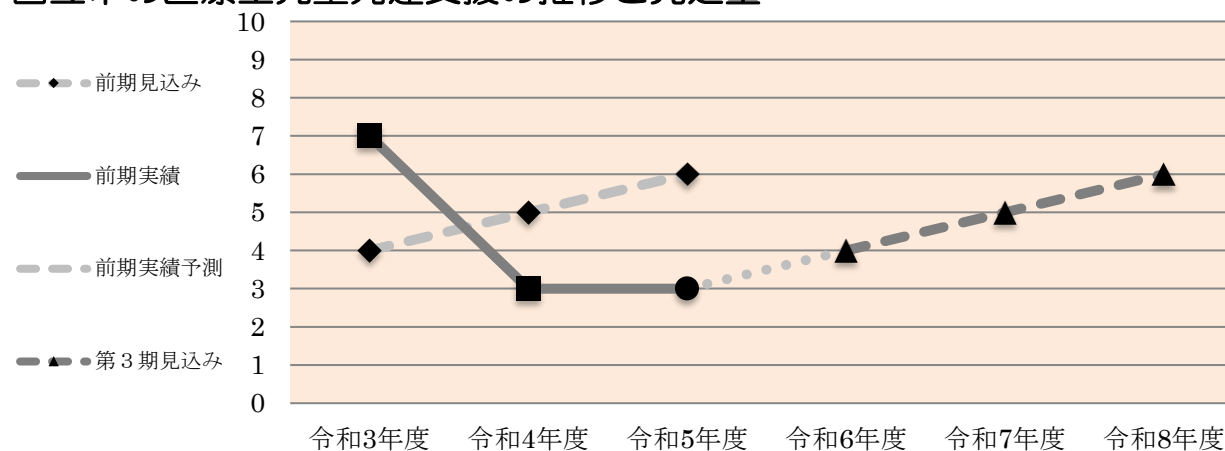
国立市の児童発達支援の推移と見込量



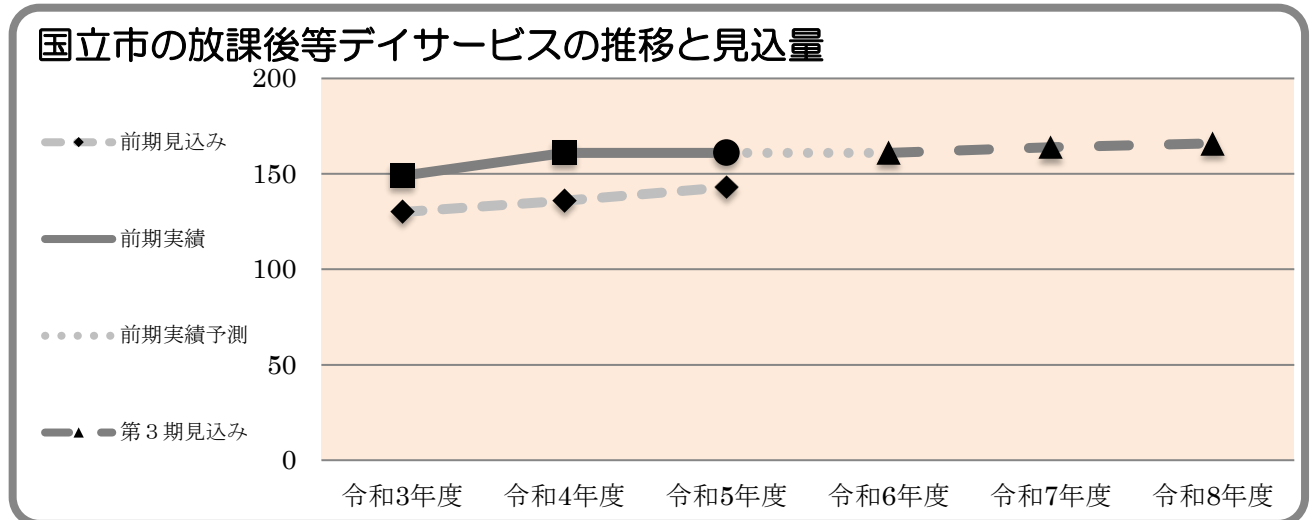
■医療型児童発達支援

	第2期実績値			第3期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	4人	5人	6人	4人	5人	6人
実績(各年度末)	7人	3人	(3人)			

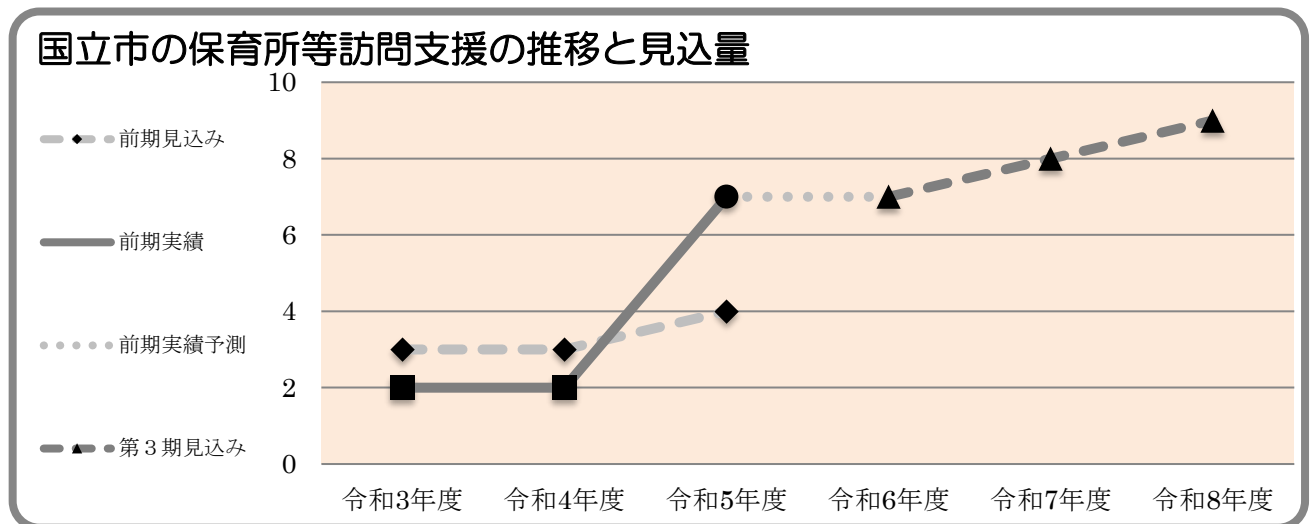
国立市の医療型児童発達支援の推移と見込量



■放課後等デイサービス	第2期実績値			第3期見込み		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	130人	136人	143人	161人	164人	166人
実績（各年度末）	149人	161人	(161人)			



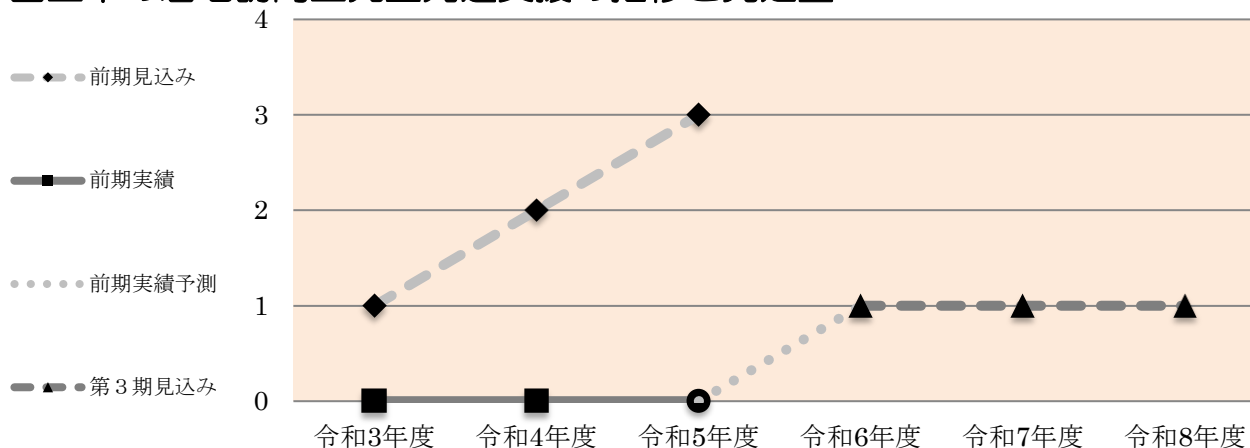
■保育所等訪問支援	第2期実績値			第3期見込み		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	3人	3人	4人	7人	8人	9人
実績（各年度末）	2人	2人	(7人)			



■居宅訪問型
児童発達支援

	第2期実績値			第3期見込み		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	1人	2人	3人	1人	1人	1人
実績(各年度末)	0人	0人	(0人)			

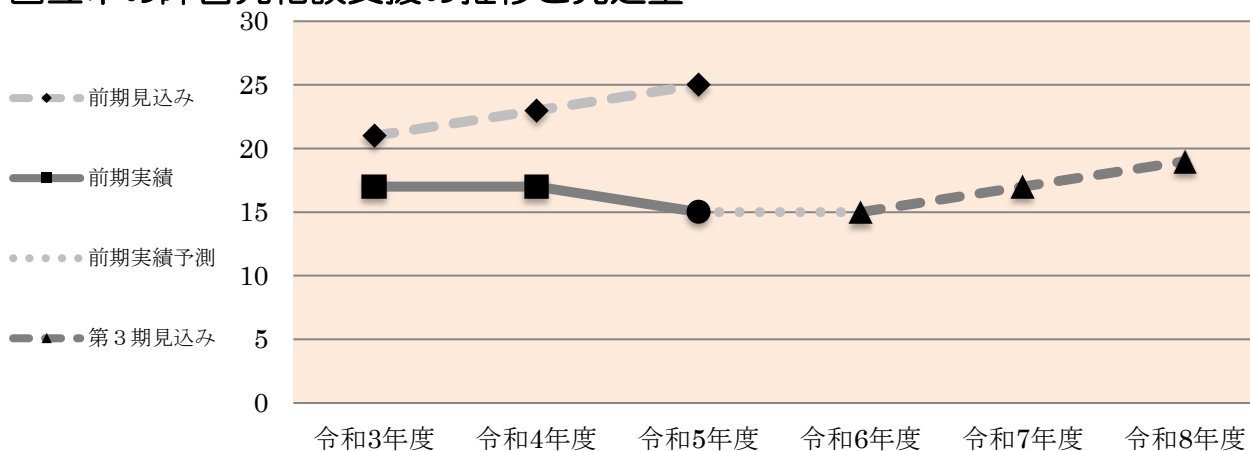
国立市の居宅訪問型児童発達支援の推移と見込み



■障害児相談支援

	第2期実績値			第3期見込み		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	21人	23人	25人	15人	17人	19人
実績(各年度末)	17人	17人	(15人)			

国立市の障害児相談支援の推移と見込み



(2) 地域生活支援事業の第6期実績値と第7期各年度見込量

◇用語の説明

地域生活支援事業〔地域の特性や利用者の状況に応じて、自治体の創意工夫により実施する事業〕

相談支援事業	地域のしょうがいのある方などの総合的な相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護に必要な支援、関係機関との連絡調整などを行い、相談支援体制やネットワークの構築を行う事業
基幹相談支援センター	身体しょうがい者、知的しょうがい者、精神しょうがい者の総合的な相談や、地域の相談支援事業者間の連絡調整、関係機関の連携の支援を行う、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難なしょうがい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じてしょうがい者の地域生活を支援する事業
理解促進・研修啓発事業	しょうがい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、しょうがい者等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業

じはつてきかつどうしえんじぎょう 自発的活動支援事業	しょうがいしゃとう じりつ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ いとな しょうがい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことがで きるよう、しょうがいしゃ かぞく ちいきじゅうみんとう ちいき 者、その家族、地域住民等による地域におけ るじはつてき と く しえん 自発的な取り組みを支援することにより、きょうせいしゃかい じつげん はか 共生社会の実現を図る じぎょう 事業
せいねん こうけん せいで りよう 成年後見制度利用 しえんじぎょう 支援事業	みよ しんぞく こうけんなどかいし しんぱん もうした 身寄りがないなど、親族などによる後見等開始の審判の申立てがで きないしょうがいしゃ しちよう か もうした おこな 者について、市長が代わりに申立てを行ったり、 せいねんこうけんせいで りよう ひようふたん こんなん しゅ 成年後見制度を利用するための費用負担が困難なしょうがい者に たい しんぱん もうした ひようおよ こうけんにとん ほうしゅう じょせい 対して、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を おこな じぎょう 行う事業
せいねん こうけん せいで ほうじん 成年後見制度法人 こうけんしえんじぎょう 後見支援事業	せいねんこうけんとう ぎょうむ てきせい おこな ほうじん かくほ たいせい 成年後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制 せいび しみんこうけんにん かつよう ふく ほうじんこうけん かつどう を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を しえん しゅ けんりようご はか じぎょう 支援することで、しょうがい者の権利擁護を図る事業
い し そつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業	ちょうかく げんごきのう い し そつう はか 聴覚・言語機能などのしょうがいのため、意思の疎通を図ることが こんなん かた しゅわつうやく ようやくひっきしゃ はけん しゅわつうやく せっち 困難な方に、手話通訳や要約筆記者の派遣、手話通訳の設置などを おこな じぎょう 行う事業
にちじょう せいかつ ようぐ きゅうふ 日常生活用具給付 じぎょう 事業	ざいたく かた かた てき じりつせいかつしえんようぐ 在宅のしょうがいのある方に、その方に適した自立生活支援用具な ど にちじょうせいかつようぐ きゅうふまた たいよ じぎょう 日常生活用具を給付又は貸与する事業
いどうしえんじぎょう 移動支援事業	たんどく がいしゅつ こんなん かた えんかつ がいしゅつ いどう しえん 単独での外出が困難な方が円滑に外出できるよう移動を支援する じぎょう 事業

ち い き かつ どう し え ん 地域活動支援センタ —	に っ ち ゅ う かつ どう ば て い き ょ う し ゃ か い こ う り ゅ う お こ な し せ つ 日 中 活動の場の提 供 や 社会との交 流 などを行う施設
に ん い じ ゃ ょ う 任意事業	ち い き せ い かつ し え ん じ ゃ ょ う じ ち た い じ じ ょ う お う じ っ し じ ゃ ょ う 地域生活支援事業のうち、自治体ごとの事情に応じ実施する事業。 く に た ち し ほ う も ん に ゅ う よ く じ ゃ ょ う じ どう し ゃ う ん て ん き ょ う し ゅ う じ どう し ゃ 国立市では、訪問入 浴 サービス事業、自動車運転 教 習 ・ 自動車 か い ぞ う ひ じ ょ せ い じ ゃ ょ う て ん じ こ え こ う ほう は つ こ う じ ゃ ょ う ち い き さ ん か が た か い こ 改造費助成事業、点字・声の広報発行事業、地域参加型介護サポート じ ゃ ょ う に っ ち ゅ う い ち じ し え ん じ ゃ ょ う じ っ し 事業、日 中 一時支援事業を実施。

① 相談支援事業等の見込み

第7期についても第6期の事業の継続を見込みます。

理解促進研修・啓発事業は、障害者週間イベントとして実施していますが、その他についても機会を捉え啓発に努めます。

自発的活動支援事業としては、「障害者参加型サービス活用事業」の内容がこれに該当します。ピアサポートによる自立の支援や余暇支援を実施します。

相談支援事業は前述の計画相談支援、障害児相談支援とは異なり、障害福祉サービス等の利用の有無に関わらず、日常生活・社会生活全般の相談に対応します。市しょう

がいしゃ支援課で実施する他、3事業所への委託相談を継続します。また、市の相談

支援については基幹相談支援センター設置を検討します。現状でもしょうがいしゃ

支援課に専門職を配置して機能強化を図っており、これを継続します。

住宅入居等支援事業については、生活困窮者自立支援法に基づく支援との連携を

継続し、地域生活支援事業としての実施は見込みません。成年後見制度利用支援は、

必要に応じて関係機関と連携のうえ市長申立てを行い、また、市の要綱に基づき後見人

報酬費助成を実施していきます。

しょうがい者虐待防止センターについては、市しょうがいしゃ支援課での取り組みと

相談支援事業所への委託による夜間・休日対応を継続していきます。

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センターの設置	—	—	—	設置に向け検討	設置に向け検討	1か所
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	—	—	—	—	—	—
成年後見制度 利用支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度 法人後見支援事業	—	—	—	—	—	—
しょうがい者虐待防止センターの設置	1か所 及び 夜間・休日 相談委託 1か所	1か所 及び 夜間・休日 相談委託 1か所	1か所 及び 夜間・休日 相談委託 1か所	1か所 及び 夜間・休日 相談委託 1か所	1か所 及び 夜間・休日 相談委託 1か所	1か所 及び 夜間・休日 相談委託 1か所

② 意思疎通支援事業の見込み

登録手話通訳者の確保に努めることで、派遣・設置事業の件数の増加を見込んでいます。なお、手話講習会修了者数については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、2021（令和3）年度と2022（令和4）年度は2年間を通して講習会を実施し、その修了者を2022（令和4）年度に計上しています。

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話通訳者派遣事業 (件)	336	392	(286)	500	510	520
要約筆記者派遣事業 (件)	2	0	(7)	10	10	10
手話通訳者設置事業 (回)	141	146	(113)	250	250	250
手話講習会修了者数 (人)	0	34	—	50	51	52
登録手話通訳者数 (人)	8	8	7	8	9	10

各年度延べ数
ただし登録手話通訳者については年度末の実人数

③ 日常生活用具給付事業の見込み

日常生活用具については、新規の身体障害者手帳取得の状況や転入の状況により変動が大きくなりますが、ほぼ現状どおりの給付を見込みます。

用具の種別と主な用具		第6期実績値			第7期見込量		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護・訓練支援用具 ・入浴担架 ・移動用リフト 等	見込み量	10件	10件	10件	18件	20件	22件
	給付件数	10件	16件	(8件)			
自立生活支援用具 ・つえ ・火災報知器 等	見込み量	13件	14件	15件	15件	17件	19件
	給付件数	9件	19件	(6件)			
在宅療養等支援用具 ・吸入器 ・たん吸引器 等	見込み量	10件	11件	12件	12件	13件	14件
	給付件数	11件	12件	(6件)			
情報・意思疎通支援用具 ・点字タイプライター ・拡大読書器 等	見込み量	5件	5件	5件	15件	17件	19件
	給付件数	18件	20件	(8件)			
排泄管理支援用具 ・紙おむつ ・ストマ装具 等	見込み量	1,200件	1,250件	1,300件	1,300件	1,320件	1,350件
	給付件数	1,400件	1,315件	(756件)			
その他 ・ルームクーラー ・浴槽 等	見込み量	40件	40件	40件	35件	37件	40件
	給付件数	55件	32件	(39件)			
住宅改修費 ・手すりの取付け ・階段昇降機 等	見込み量	10件	10件	10件	5件	6件	7件
	給付件数	4件	3件	(6件)			
合 計	見込み量	1,288件	1,340件	1,392件	1,400件	1,430件	1,471件
	給付件数	1,507件	1,417件	(776件)			

各年度延べ数
令和5年度(2023年度)については10月までの延べ件数を()で表記

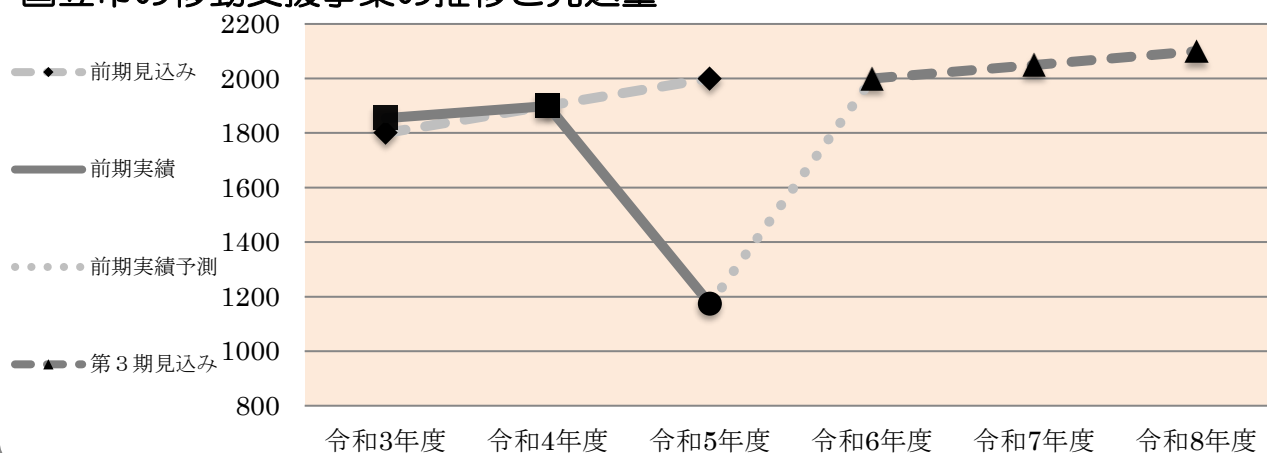
④ 移動支援事業（個別型）の見込み

国立市では、営利目的でないかぎり、通学・通所の移動支援の利用については認めています。また、身体機能のしょうがいに限らず、知的しょうがいや精神しょうがいによって公共交通機関をひとりで利用することが困難な場合の利用も認めています。現状の支援を継続していきます。

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	1,800件	1,900件	2,000件	2,000件	2,050件	2,100件
実績（各年度延べ）	1,854件	1,899件	(1,173件)			

※令和5年度については4月～10月までの延べ件数

国立市の移動支援事業の推移と見込量



⑤ 地域活動支援センターの見込み

2006（平成18）年の障害者自立支援法施行以前に、地域生活支援センター・共同作業所・デイサービスであった事業所が地域活動支援センターに移行し、運営されています。このうち、1か所が2017（平成29）年4月に生活介護事業所に移行し、日中活動を提供しています。市では2か所の運営を継続し、外出や地域交流の機会を提供していきます。

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
実績（各年度延べ）	2か所	2か所	2か所			

⑥ 任意事業の見込み

A 訪問入浴サービス事業（在宅重度心身障害者入浴サービス事業）

・事業内容

家族の介助だけでは入浴することができない重度のしょうがいのある人に対し、巡回入浴車を派遣し、自宅において入浴サービスを提供します。

・基本的な考え方

新規登録者と転出等の減により、概ね現状どおりを見込みます。

	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	336件 6世帯	336件 6世帯	336件 6世帯	350件 9世帯	350件 9世帯	350件 9世帯
各年度実績	221件 6世帯	300件 8世帯	(207件) (9世帯)			

各年度延べ件数 世帯は各年度末の実件数

2023（令和5）年度については4～10月の延べ件数及び10月末の世帯数を

（ ）で表記

B 自動車運転教習・自動車改造費助成事業

・事業内容

心身にしょうがいのある人本人が免許を取得するために要した費用の一部および身体にしょうがいのある人本人が所有し運転する自動車の改造に要した費用の一部を助成します。

・基本的な考え方

市報や相談支援等を通じて引き続き制度の周知を図り、利用を見込みます。

自動車運転教習 助成事業	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	2件	2件	2件	2件	2件	2件
各年度実績	1件	4件	(1件)			

自動車改造費 助成事業	第6期実績値			第7期見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	2件	2件	2件	2件	2件	2件
各年度実績	0件	0件	(1件)			

2023(令和5)年度については4月～10月までの実績を()で表記

C 点字・声の広報発行事業

・事業内容

文字による情報入手が困難な視覚にしょうがいのある人のために、広報(市報く
たち・公民館だより)等の点字版および音訳テープを発行します。

・基本的な考え方

国立市点字サークル・音訳サークル等の協力を得ながら、点字・音訳発行事業を継続していきます。

	第 6 期実績値			第 7 期見込量		
	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
サービス量の見込み	点字版 毎号 3 人 声の広報 毎号 6 人	点字版 毎号 3 人 声の広報 毎号 6 人	点字版 毎号 3 人 声の広報 毎号 6 人	点字版 毎号 4 人 声の広報 毎号 7 人	点字版 毎号 4 人 声の広報 毎号 7 人	点字版 毎号 4 人 声の広報 毎号 7 人
実績（各年度末）	点字版 毎号 4 人 声の広報 毎号 6 人	点字版 毎号 4 人 声の広報 毎号 7 人	（点字版 毎号 4 人 声の広報 毎号 7 人）			

D 心身しょうがい者（児）緊急入所事業

・事業内容

介護者が疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、しょうがいのある人を一時的に施設に預かり、必要な保護を行うショートステイを実施します。

・基本的な考え方

今までの事業を継続するとともに、地域生活支援拠点整備において緊急時の対応として機能していく見込みです。

	第 6 期実績値			第 7 期見込量		
	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
サービス量の見込み	17 人 270 日	19 人 290 日	21 人 310 日	25 人 400 日	27 人 400 日	30 人 400 日
実績（各年度）	20 人 399 日	23 人 404 日	(21 人) (157 日)			

人数は年間の実利用者数 日数は年間延べ利用日数

2023（令和5）年度は4月～10月の実利用者数と延べ利用日数を（ ）で表記

E 地域参加型介護サポート事業

事業内容

地域で暮らすしょうがいのある人を対象とした自薦登録ヘルパー制度です。地域の介護力を活用する考えから、介護者に資格などの制限はありません。しょうがいのある人が自ら選んで、推薦した介護者に家事援助などの日常生活支援や外出時の支援をおこなってもらう、国立市独自の障害福祉サービスです。

基本的な考え方

引き続き実施していきます。昨今、成り手不足が深刻化しています。そのため、市は、地域との密な連携・協働を図りながら、人材確保に向けて施策を展開していきます。

	第6期実績値			第7期見込み		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量の見込み	700件	700件	700件	720件	730件	740件
実績(各年度延べ)	622件	709件	(400件)			

2023(令和5)年度は4月～10月の延べ件数を()で表記

F 日中一時支援事業

事業内容

しょうがいしゃの日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を目的として、地域のニーズに即してしょうがいしゃの見守り等を行う事業です。

基本的な考え方

しょうがい児(18歳未満)については、これまで放課後等デイサービスの充実を図るとともに、サービス開始までの時間帯については、日中一時支援事業として居場所づくりに取り組んできているところであります。近年、特に長期休暇中の朝の時間帯(おおよそ8時から10時)の居場所について、利用ニーズが高まってきているため、今後より利用しやすくなるよう環境の整備に取り組めます。

しょうがい者(18歳以上)については、市内の社会福祉法人に委託し、日中活動系

サービスの終了時間後の居場所づくりを行っています。2022（令和4）年度における利用延べ人数は3852人であり、地域における日中一時支援の機能を担っているところではありますが、現状では市内に1か所しかなく、こちらもニーズが高まっているため、より多くの人々が利用できるよう、定員数を増やしていきます。

4. 計画の推進体制等

(1) 実施体制

計画の推進にあたっては、年度ごとの実施状況をj確認するとともに、自立支援協議会や相談支援事業所連絡会などの既存の会議体や、今後設置を計画している、医療的ケア児を支援する連絡会、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム、差別解消のための地域協議会等を活用し、連携・協働しながら取り組んでいきます。

(2) 進管理体制・評価方法

PDCAサイクルのプロセスに基づき、年度ごと計画の実績を把握し、自立支援協議会へ報告、意見を聴取して評価していきます。

2024（令和6）年度、2025（令和7）年度の評価の結果を翌年度の計画実施（見直し）に反映させていくとともに、2026（令和8）年度には、次期「国立市しょうがい福祉計画・国立市しょうがい児福祉計画」の策定作業に活用していきます。

※ PDCAサイクル … Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action

（見直し）というサイクル